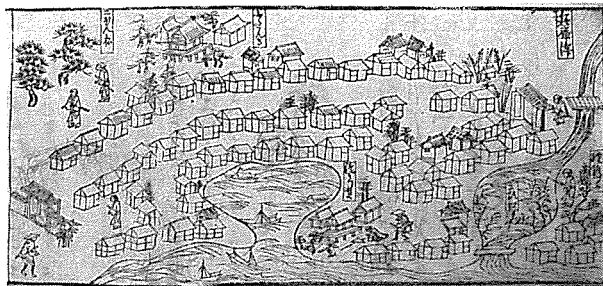


第二章 近世社会の成立



兵庫津図(『福原鬘鏡』)

第一節 幕府と諸藩

第二節 兵庫津

第三節 郷庄と村

第四節 前期の諸産業

第五節 交通と宿場

第一節 幕府と諸藩

1 国絵図・郷帳と所領配置

慶長の国 関ヶ原戦で勝利した後、徳川家康は、西軍に組した大名を改易・転封することで没収した六三
絵図 二万石余を、東軍に属して功勞のあった外様大名に配分して転封する一方で、直轄領に組み入
れたり、徳川一門や譜代大名の取立てに充てたりした。

摂津・播磨でも、まず関ヶ原戦直後の慶長五年（一六〇〇）十月、三河国吉田一五万二千石から三六万八千
石の加増を受けた池田輝政が播磨一国五二万石の大名として姫路に入封した。輝政は譜代の大名ではなかつたが、家康の女婿であり、関ヶ原戦では東軍に組して活躍したこともあり、西国の諸大名への備えとして、
いちにはやく姫路に配置されることとなったのである。さらに翌慶長六年には、播磨の三木から三田藩主として入封した有馬則頼が有馬郡を支配下に置いた（慶長七年則頼の死去によって以後遺領は子息福知山藩主有馬豊氏が継ぐ）ほか、徳川氏に帰属したとみられる大名で、この時期、摂津に所領（飛地を含む）を持つ大名の数は三〇名近くにのぼったという。

第一節 幕府と諸藩



写真 21 慶長摂津国絵図(部分)

当時、大坂城の秀頼の所領は二二〇万石から一挙に、摂津・河内・和泉六五万石余に縮小されたとはいえ、摂津にはなお、豊臣氏の近臣勢力が残存していたこともあって、『兵庫県史』（第四巻）では大坂から比較的遠い郡を中心に摂津全村高の二五％弱が幕府領に組み入れられたと推定している。

要するに、関ヶ原戦後の慶長期段階には、豊臣勢力の強かった播磨に池田輝政を置き、徳川領国体制の第一歩を築くとともに、豊臣氏の領国である摂津にさえ、有馬氏など徳川氏に帰属した大名を配し、少なからぬ幕府領を設定しつつあったとみる事ができよう。

このような状況の下で、慶長八年、家康によって江戸幕府が開設され、その後まもなく全国の諸大名に国絵図・郷帳の提出が命ぜられた。従来、この命令は、慶長十年に出されたものとされてきた。しかし、前年の慶長九年には、すでにいくつかの国で国絵図事業が開始されていた事実が近年指摘されており、実際には慶長十年より早い時期に布達されたと考えられる。

この時の国絵図事業は、西尾吉次、津田秀政を総奉行として実施され、全国を東西に分けて、摂津・播磨を含む西国三三カ国が、津田の担当であったとみられる。国絵図の作成・提出にあたったのは、その国を領有する国持大名である場合が多かったが、摂津国については、国絵図の余白に「伏屋飛騨守」「水原石見守」

の名が併記され、その後に「片桐東市正改之」の記載があることから、伏屋・水原の両名が絵図作成の実務担当者、片桐且元が総轄責任者であったと考えられる。このうち、伏屋・水原は大坂の豊臣秀頼に仕える大坂衆のメンバーであり、片桐且元は、慶長十年当時大和竜田を本拠に二万八千石を領有する大名であると同時に、慶長十年代に摂津・河内・和泉三カ国の国奉行を務めたことでも知られる。

現在、幕府に提出された慶長国絵図の正図は一切残されていないが、諸国の大名らが所持した控図や後世の写図と思われるものが若干残存し、そのうち慶長国絵図として確認できるのは、現在のところ、摂津・越前・周防・長門・筑前・肥前・肥後の七点のみである。とりわけ、これらの中でも、摂津国絵図（西宮市立郷土資料館蔵）は、様式・内容いずれの点においても、幕府の指示した基準に最もかなったものであるといわれる。すなわち、各村は幕府の指示通り小判型（楕円型）の村形を用いて図示し、その村形の枠内に村名を、枠外に村高を記して、各村形を郡単位に色分けしている。また、所領関係や領主名は一切図示せず、純粹に郡村を単位として作成されていること、郡単位の里数・田畑高などが記入されていることなど、幕府の要求した内容をほぼ完全に備えており、その後の国絵図の様式・内容の確立に連なるものとして評価される。

表2は、慶長国絵図に示された、市域に含まれる摂津三郡の石高・田畑面積・里数を表示したものである。里とは、後にいうところの近世的な村と同義ではなく、当時の現実の集落を意味しているものとみられる。たとえば、地理的に少し

表 2 摂津 3 郡の石高・田畑面積・里数
(慶長10年(1605)頃)

郡 名	石 高	田 畑 面 積	里 数
有 馬 郡	29,218.000	2,436.1.8.14	106村
菟 原 郡	11,187.400	971.8.9.23	55村
八 部 郡	17,580.770	1,556.6.4.15	50村

資料：「慶長摂津国絵図」

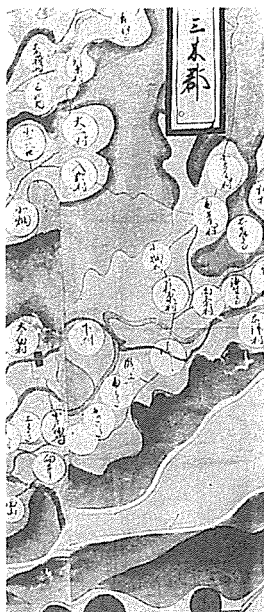


写真 22 慶長播磨国
絵図(部分)

離れた複数の集落は、複数の里として数えられていながら、同じ村名がつけられており、逆に異なる村名をもついくつかの集落すなわち里が一括して高付けされている場合も見られ、里数と村数とが完全には一致していない。これは明らかに、村切り以前の状況を示すものであり、幕府の意図が、各国郡内の個別村落の把握、行政村の確定にあったのではなく、全国の生産力を国郡を単位として包括的に掌握することにあったことの反映であろう。

一方、作成時期を厳密に確定することはできないものの、慶長期の国絵図であると推定されるものも残存しており、播磨国絵図(天理図書館蔵)もそのうちの一つである。この国絵図は、作成年月や幕府の指示した郡高・村高等が記載されていないが、(1)もともと岡山藩池田家の家老土倉家に残されていたこと、(2)明石城が、元和五年(一六一九)築城の現在地になく、船上(明石古城)にあること、(3)姫路から南方約一里半の飾磨の港までの運河が、完成した状態で図示されており、工事が中止された慶長十七年以前に、完成を予想して作成されたものと考えられること、などから慶長期の成立とみて、ほぼ間違いないまい。

慶長国絵図は、国郡を単位として作成するという基本原則は貫かれているものの、その後の国絵図に見られるように、統一された様式と内容を備えるには至っていない。しかし、当時まだ大坂に秀頼が存在しているという一定の緊張関係のもとで、諸国の

国絵図・郷帳が比較的短期間に作成され、多くが慶長十年中に幕府に提出されたことの意味は大きい。すなわち、関ヶ原戦後江戸幕府を開設し、実質的な覇権を握った徳川家の、中央政権としての地位を全国に示すことになったといえよう。

大坂陣後の

所領配置

全国で郷帳・国絵図の作成事業がすすんでいた慶長十年四月、徳川家康は將軍職を三男秀忠に譲った。これを、徳川家による將軍世襲の決意表明であると受けとめた豊臣家は、当然大きな打撃を受けた。しかも家康は、秀忠の將軍職世襲を機に秀頼が上洛し、実質的には徳川家に臣下の礼をとるように促したため、これを拒んだ豊臣方との対立・緊張関係はますます深まっていくことになった。

ただ慶長十六年三月、秀頼が上洛して、後水尾天皇の即位式に参列するために二条城に来ていた家康と会見したことは、豊臣家が徳川家に臣従したことを天下に表明することになったが、豊臣家との緊張関係がその後も持続することに不安を覚えていた家康は、いわゆる方広寺の鐘銘事件を機に、一挙に豊臣方を追い締め、ついに慶長十九年十月と、翌年五月の二度にわたる大坂の陣で、豊臣家を滅亡させてしまう。

一九世紀に整理された諸大名の賞罰記録である「廃絶録」の元和元年（一六一五）の項には、秀頼について「六十五万七千四百石 摂州大坂城 摂津・河内・和泉 五月八日 大坂城において二十三歳にて自害」と記している。

こうして、大坂の両陣で豊臣氏が滅び去ったことは、畿内各国の大名配置、所領配置に大きな変化をもたらすことになった。摂津においても、一五〇万石を有していたと推定される豊臣秀頼の所領の大部分は幕府領に編入された。大坂の陣後の所領配置を示しているとされる「摂津一国高御改帳」によれば、摂津に

おける幕府領の占める比率は、全村高の三八・四%に至っている。とりわけ市域の菟原郡・八部郡での幕府領比率は、この時期極めて高く、前者では八二・三%、後者では八三・二%に及んでいる。しかしこの所領配置は、その後さらに徳川家による畿内支配体制確立の線に沿って、大きく変動する。

その第一段階ともいべきものが、元和三年七月に行われた、摂津・播磨を中心とする国替である。まず七月十四日、姫路藩に、池田氏にかわり伊勢国桑名から譜代の本多忠政が入封した。池田氏は、輝政の跡を継いだ利隆が早世し、その継嗣光政がまだ幼少であることを理由に、因幡国鳥取へ移封された。そのあとへ入ったのが本多忠政である。忠政は、部屋住の子忠刻の夫人千姫(將軍秀忠の娘、初め豊臣秀頼の夫人)に与えられた一〇万石の化粧料を含めて二五万石を知行することとなり、さらに同年九月、忠刻の弟本多政朝が、龍野藩五万石の領主として入封するに及び、播磨における本多父子の領有は三〇万石にのぼった。さらに、同年七月二十八日には、家康の曾孫、小笠原忠真が信濃国松本から二万石の加増を受け一〇万石で明石に入封し(付表2)、ここに、播磨における姫路・明石・龍野の譜代三藩が成立したことになる。一方摂津においても、同年七月二十五日、近江国膳所から二万石の加増を受け五万石で、戸田氏鉄が尼崎に入封し(付表3)、摂津初の譜代藩が創設された。こうして、元和三年七月の摂播国替は、摂津・播磨に譜代大名を進出させる結果をもたらしたといえよう(付図1)。

所領配置変動の第二段階は、元和五年、大坂が幕府直轄地となったことに始まる。同年七月、大坂の陣後、市中復興に尽力してきた松平忠明が一二万石の加増を受けて大和郡山へ移封された後、大坂は幕府領に編入された。そして翌八月には伏見城を廃し、城代・城番を大坂に移し、初の大坂城代として、伏見城代内藤信

正が着任した。同時に二名の大坂町奉行も任じられ、これによって大坂は、西日本の軍事的・政治的拠点として位置づけられたといえよう。その後大坂城代・大坂定番(城番)に任じられた大名は、大坂周辺に、替地があるいは本国の所領に加えての飛地かが与えられることになる。大坂城代阿部正次に、寛永三年(一六二六)摂津四郡のうち三万石が加増され(付表4)、慶安元年(一六四八)、大坂定番保科正貞(付表5)、内藤信広に、川辺郡以下において、それぞれ一万石が加増されたのが初例であるという。

以上のような、大坂陣後の所領配置の変遷を総括的に示すものとしてあげたのが図3(付表1)である。これによって、正保期にいたる所領配置の特徴を、大坂の陣後(元和三年六月以前)と比較しつつ、市域に重点を置いて整理しておこう。

第一は、有馬郡において、新たに幕府領・他国大名領の飛地が設定されたという点であろう。先述のように、有馬一郡は慶長七年以降、福知山藩有馬氏の知行地であったが、元和六年有馬氏は久留米に転封され、寛永三年以降有馬郡にも大坂城代の飛地が設定されることになった。さらに同年、松平重直の三田藩(三万石)が成立し、有馬郡の一部も三田藩領となった(付表6)。幕府領の設定は、有馬氏転封以後と考えられ、正保期に至って有馬郡は、幕府領、三田藩領、大坂城代領などが入り組む、複雑な所領配置になったといえよう。

第二は、大坂の陣後、幕府領比率が全村高の八〇%以上を占めていた菟原郡・八部郡の過半の村々が、元和三年七月に創設された尼崎藩領となったことである。図3を見るとわかるように、この両郡では、正保期の尼崎藩領と幕府領の合計が全村高に占める比率は、菟原郡が八二・三%、八部郡が九〇・五%であり、大

第一節 幕府と諸藩

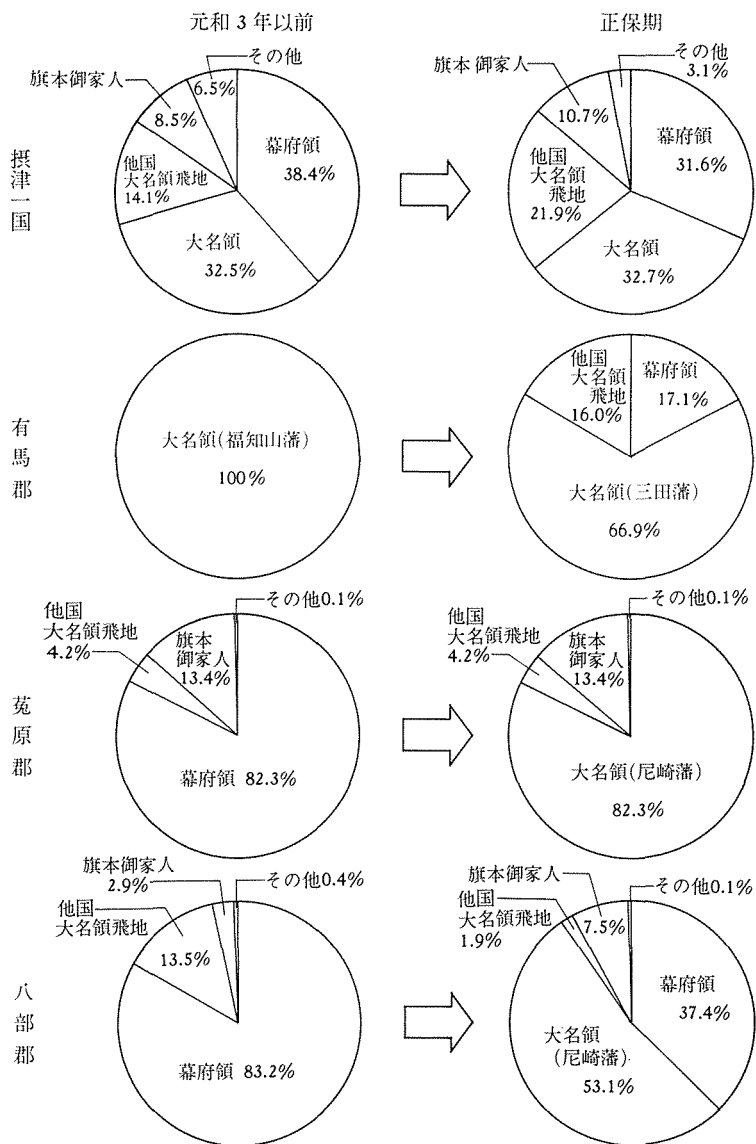


図 3 撰津国所領配置の変遷

坂の陣後の幕府領比率にはほぼ照応している。この地域に、幕府領を割いてでも城持ちの確固たる譜代藩を創設しようとした幕府の意図が明瞭に示されている。

第三に、播磨の明石郡・美嚢(三木)郡(二郡は、明石城主小笠原忠真が寛永九年に豊前国小倉へ移封になった後も、翌十年には戸田康直(七万石)、同十六年には大久保忠職(七万石)と、あいついで入部した譜代大名の支配下に一貫して置かれた。

こうして長らく豊臣政権の強い影響の下にあった神戸市域の摂津三郡、播磨二郡は、正保期に、譜代藩を中心に幕府領、大坂城代領、旗本領が入り組む近世的所領配置の原型を示すに至ったといえよう。

正保期に原型のでき上がった市域の所領配置は、その後大きな変動をみることなく、天和・宝永期に明石藩、尼崎藩が定着すること、ほぼ固定したといえよう。

元禄国絵

図と郷帳

慶長国絵図の後、幕府は正保元年再び全国的に国絵図・郷帳の作成を命じた。そのうち国絵図の写図とみられるものが摂津は京都府立総合資料館に、播磨は簡略化された図が新宮町八幡神社(同町中央公民館保管)にあり、また郷帳の方もその写本とみられるものが、両国分とも『兵庫県史』(史料編近世二)に収録されている。その後およそ五〇年を経た元禄十年(一六九七)、幕府はもう一度全国的な国絵図・郷帳の改訂を実施した。

この、国絵図改訂は幕府の命により、播磨国は本多忠国(姫路藩)、脇坂安照(龍野藩)、松平直明(明石藩)、浅野長矩(赤穂藩)の四大名、摂津国は永井直達(高槻藩)、青山幸督(尼崎藩)、九鬼隆久(三田藩)の三大名がそれぞれ共同で受け持つことになった。ただし、このうち赤穂藩は元禄十四年に、いわゆる赤穂事件で藩主

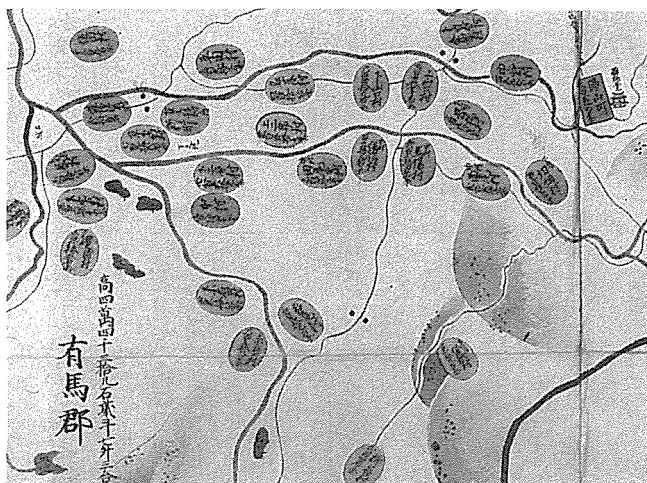


写真 23 元禄撰津国絵図 (部分)

が切腹し藩は取り潰しとなったため、播磨の国絵図・郷帳の献上は、赤穂を除く三者によって行われた。その献上は元禄十五年十二月であり、全国で一番遅かったという。

正保国絵図では、村名・石高のほか領主名や海陸交通の情報も記入されたのに対し、元禄国絵図は、基本的に正保国絵図を踏襲しながらも、「御領、私領、寺社領の高、仕分け無用に候、もつとも御代官地頭の名書も無用の事」と領分記載が不要であることが明示された点、あるいは、国郡区画の記載をとりわけ厳正に行うよう指示した点など、正保国絵図と比べて明瞭な差異も見出し得る。

一方、国絵図とともに提出された郷帳は、正保期のものと比べて著しく簡略化された点に特徴がある。幕府は、元禄郷帳の作成について、(1)表紙に「何国郷帳」と記し、(2)各郡別に村高を列挙し、(3)そのあとに郡の石高および村数をまとめて、(4)最後に一国総高および総村数を記すよう、様式を指示した。

神戸市域に関係する摂津・播磨の元禄郷帳はいずれも写本ではあるが、数種残されており、なかでも幕府の指

示通りの様式に基づいて作成されているものに、龍野市立図書館所蔵の「播磨国郷帳」、柿衛文庫所蔵の「摂津国高附帳」（この表題は後年のもので、内表紙に「摂津国郷帳」とある）がある。また、幕府の指示しない支配領主名を加筆した郷帳としては『神戸市史』（資料二）に掲載されている大藏省所蔵本がある。これは、「元禄十五年二月」という作成年月や、作成を担当した青山・永井・九鬼の三大名の署名のほか、村名・村高・支配領主名すべてが記されており、幕府の指示通りではないものの、最も詳細な内容を備えたものとなっている。

一方、国立史料館所蔵の「摂津郷帳」「播磨郷帳」は、いずれも変則的な写本系統に属するものと思われる、幕府が要求した村高の記載を欠いている。前者は、村名と支配領主名だけが記され、後者に至っては村名が列挙されているだけである。

さらに、「摂州一国帳」（「武井報效会文書」）は、表紙に「元禄八亥年之頃之帳也」と記されているため元禄郷帳と思われるが、摂津国の元禄郷帳は、前述の通り十五年に提出されており、しかも「摂州一国帳」に示されている村高・村数・支配領主名から見ても、これは明らかに正保郷帳を基礎としていると考えてよい。この「摂州一国帳」は、村ごと郡ごとに、本高のほか新田高や名所などまで記されており、末尾には本高・新田高ごとの銀納分も書き上げられている点が注目される。

さて、龍野市立図書館所蔵の元禄郷帳を、同じく同図書館所蔵の正保郷帳と比較してみると、正保郷帳は、郡村別の石高記載を基調にしながらも、所領関係・領主名が併記され、各村高には逐一、田畑別内訳の高が示され、さらに旱損地、松山、松原、草山、芝山の有無など生産諸条件や山林原野の種別までが詳細に書き

込まれている。これに対して元禄郷帳は、詳細な説明的記述のすべてを削除し、郡村別石高を羅列した極めて簡略なものとなったわけである。

こうして、綱吉政権の下で、確固たる幕府権力を背景に五年以上の年月をかけて作成された元禄国絵図・郷帳は、規格・様式が細部にわたって統一され、所領関係や説明的記述を排した純粋な国郡図、国郡別拝領高帳の内容が、一層強化されたものになったといえよう。

2 幕藩支配の諸相

慶長期の 関ヶ原戦後から大坂の陣に至る段階の、幕府領支配について知り得るところは極めて少ない。

国奉行 わずかに尼崎郡代であった建部氏や、慶長十四年（一六〇九）以降摂津国代官を勤めた長谷川藤

継が、幕府領支配に関与していたことが知られるのみで、その具体的役割については明らかでない。

一方幕府は、慶長十年代には畿内を中心とする一カ国に国奉行を置き、幕府領のみならず私領をも含む一国全体に及ぶ統治権を行使していたことが知られる。摂津・河内・和泉三カ国の国奉行は片桐且元であり、先に述べた慶長国絵図作成の総轄責任者としての役割も、国奉行として関与したと考えられる。また慶長十二年幕府から、駿府普請のため畿内近国一〇カ国に、幕府領・私領の別なく五百石に一人あての人夫役が課された時「五百石夫、大坂秀頼公領分へも同前」（『当代記』）と、秀頼領分にも課されており、この人夫役徴発に、片桐が国奉行として関与していた可能性も大きい。さらに、慶長九～十年にかけて、摂津山田庄、福

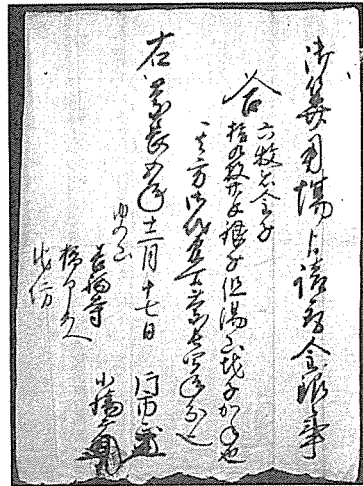


写真 24 慶長5年湯山地子請取証(片桐且元・小出秀政)

原庄、上庄、兵庫津を巻き込んで起こった大規模な山論に際しても、且元は大坂の役宅に当事者二十数名を召喚のうえ対決させ、同十年二月裁決を下している。この山論に関与した村々の領主については、山田庄一三カ村の代官が、且元の弟片桐主膳正貞隆であるほか詳しいことはわからないが、いずれにしても摂津における片桐且元の広範な権限がうかがわれよう。

摂津国奉行としての片桐且元自身の事績は、これ以上明らかではない。しかし一般に、慶長期の国奉行が一国全体の農政を監察し、幕府および駿府の指令を国内に触れ流し、一国全体から国役(村民に対する五百石夫・千石夫や、職人の職能に応じた夫役)を徴発したことなどは、すでに他国の例から明らかにされている。とりわけ畿内の先進性の表現として、他地域に比して圧倒的多数にのぼる諸職人を、国奉行が国役として徴発し、大工頭の中井大和守に統轄させ使役したことの意味は大きい。国奉行の国役徴発によって、軍事施設や築城、都市建設、用水開発などが実施されていたことは、幕府が中央政権として、豊臣氏や諸大名に優越した経済的・軍事的力量を保持するうえで、決定的に重要であったからである。

摂津の国奉行片桐且元は、大坂の陣後まもない元和元年(一六一五)死去した。その後、摂津・河内・和泉三カ国で、大坂の陣の戦後処理に当たったのは喜多見勝忠であったことが知られるが、元和五年大坂城代・

大坂町奉行が創設されるに及び、従来の国奉行の権限は、「摂河二国仕置」を行う大坂町奉行の権限の中に吸収されていったと考えられる。初代大坂町奉行には、久具正俊、島田直時の二名が任じられたが、その中の一人、久具が「国奉行久具因幡守」とも記されていることは、慶長期国奉行の権限を継承・吸収した、成立当初の大坂町奉行の地位をよく示している。

寛永期の

大坂の陣のあと正保期に至って、近世的所領配置の原型がほぼ成立したことは、前述の通りで、

幕領支配

この段階の幕府領比率は、有馬郡で一七%、八部郡で三七・四%であり、菟原郡では大半が尼崎藩領となつて幕府領は存在していない。ここでは、大坂の陣後から正保期に至る一七世紀前半の幕府領支配についてみてみよう。

まず領地支配の根幹ともいふべき年貢徴収の任にあつたのが代官である。幕府は、寛永十五年（二六三八）、勘定所の職掌を上方と関東に二分し、これによつて幕府領も上方代官衆、関東方代官衆の二系統の代官の管轄下に置かれることになった。宝永二年（一七〇五）の「御家人分限帳」によれば、その当時総代官六三名中、四三名が上方代官であつたとされる。

正保期に市域幕府領の代官を勤めているのは、有馬郡では松波重右衛門、八部郡では五味金右衛門（豊直、備前守、中村左右衛門の三名である。このうち、松波重右衛門については明らかでないが、中村左右衛門は、(1)正保二年（二六四五）八部郡西代村の庄屋百姓中に宛てた年貢免定の中で、その発行者として署名・押印しており、(2)慶安元年（二六四八）に起きた、武庫郡の水論の際には、検使役人として立ち会っている。また五味金右衛門も、(3)寛永十四年・承応元年（二六五二）に、署名・押印のうえ西小部村の年貢免定を発行し

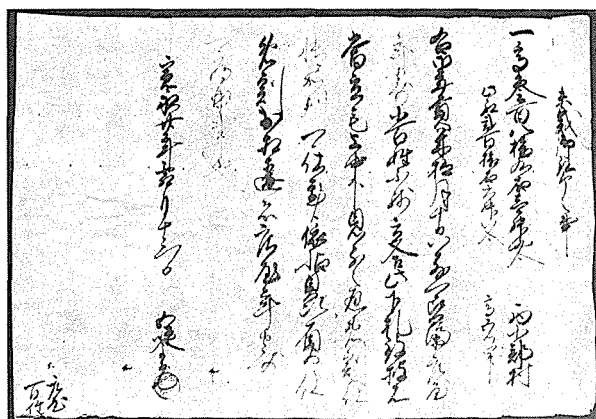


写真 25 寛永20年西小部村免状（代官 五味金右衛門）

ていることが確かめられる。総じて代官が、幕府領の年貢徴収、論所検分など地方支配を主な任務としていたことがわかる。

しかし一方の五味金右衛門については、寛永十年代以降、小堀遠州（政一、遠江守）とともに上方郡代として、(1)撰津だけでなく、広く五畿内の水論・山論などを中心とする民事的裁判権を管掌していたこと、(2)寛永十三年老中・勘定頭の指示によって、播磨龍野領代官所年貢米のうち一万石を、尼崎城米として詰め置くよう、龍野の代官衆へ申し渡すなど、上方幕府領の代官衆を統轄する立場にあったことが知られる。

撰津においても寛永十八年、旗本蒔田数馬知行所池田村、豊岡藩杉原重長知行所西尻池村の二カ村が、尼崎藩青山氏の支配する長田村・東尻池村を相手どって起こした水論で、五味は小堀とともに「御郡代」として受訴し、訴状に裏判（相手方の出廷、

返答書を求めるための印）を押している。

このように、五味が幕府領だけではなく複数の旗本領・大名領にまたがる水論を管掌していることは、上方郡代が畿内近国の、いわゆる支配違いの論所についても裁判権を有していたことを示している。当時、撰河二カ国限りの刑事・民事裁判権は、すでに大坂町奉行にあったと考えられる。したがって上方郡代の主要

な役割は、畿内近国の幕府領および支配違いの論所裁判権を広域的に掌握すること、上方幕府領の代官衆を集中的に統轄すること、の二点にあったといえよう。すなわち、五味は少なくとも寛永十年代以降、承応初年頃まで、摂津八部郡村々の個別代官として年貢徴収に当たるとともに、上方郡代をも兼務していたとみることができるといえる。

この時期の代官所を中心となって活躍したのは、代官手代である。「手代はもと下代にて、慶長中すでに下代とも手代ともいへり、即ち代官たる人の下代官なり」（『武家名目抄』）とある。

こうした代官手代（下代）の具体的在り方を、寛永十四年九月、幕府領白川村村民にあてて五味金右衛門の名で出された「定」を手掛かりにみておこう。この「定」は全一・二カ条からなり、その内容は大きく三点に分けられる。まず第一は、年貢の納め方を指示した一連の簡条で、免状および銀納値段の書付などは残らず村民に見せ、庄屋・年寄・村民立会のもとで公平に免割し、その請判を取ること、「杓取」（計量）の者は一村二人ずつを定め、依怙品風のないようにすることなど、年貢納付が公平にかつ全員納得のもとで行われるべきことを命じている。第二は堤・川除普請を油断なく行い、竹木はみだりに伐採することを禁じ、五人組相互の吟味を命じるなど、村政一般にかかわる内容の条項である。そして残る第三が、代官手代に対する村民の対応を規定した一連の条項であり、要約すると以下の五点になる。

(1) 年貢納入の際は、手代から請取手形を取ること、(2) 年貢収納などで滞在中の手代の賄いは、一切構う必要はなく、塩味噌は代官方から持たせ、飯米は口米の内から渡し、野菜は代銭を受け取って渡すようにすること、(3) 手代から米銭を借りたり、手代と米銭衣類などの商売をしたりしてはならないこと、(4) 手代への礼

物は禁ずること、(5)御用人馬を出す時は、必ずその手形を取り置き、御用以外には手代に人馬を出してはならないこと、などである。

これらによれば、幕付領代官の業務を現地で実際に行うのが手代であり、当時はその手代が、御用人馬を私的に出させ、あるいは百姓からの礼物・供応を当然のこととして受け、百姓を相手に、商人・高利貸的活動を行っていた姿が、逆にはっきりと示されているともいえるよう。

藩領・旗本

領の支配

次にここで市域にかかわる藩領・旗本領をまとめておこう。大坂の陣後では、先にふれたほか、大名領に、片桐貞隆(小泉藩(付表7)・松平康重(篠山藩(付表8)・蒔田広定(浅尾藩(付表9)・杉原長房(豊岡藩(付表10)・長谷川守知(付表11)があり、旗本領には石河貞政・船越永景・畠山政信など七人の知行地があった(付表12~18)。

松平康重は徳川家譜代の家臣であり、杉原長房・長谷川守知は関ヶ原戦の時に徳川方に組し、片桐貞隆・蒔田広定は豊臣方の家臣から召し出された大名で、いずれもわずかながら飛地領を有している。石河貞政は豊臣方の家臣であったが、関ヶ原戦で徳川方につき、のち家康に召し出されてその旗本になり、船越永景は、父景直が生前の秀吉から受けていた勘気を家康がとりなしたことから、早く徳川方につき、畠山政信も父の代から家康方で、いずれも領地の一部を市域に有することになっている。

元和三年尼崎藩・明石藩が創設されたあと、さらに寛永期には有馬郡で、改めて三田藩領と大坂城代阿部正次領が設定され、城代異動のあと、慶安期に大坂定番に任ぜられた保科正貞(飯野藩)領、同阿部信盛(岡部藩)領(付表19)が置かれた。

こうして市域は、譜代大名領、城代・定番大名領、旗本領、幕府領の入り組んだ所領配置の状態となり、以後幕末までこの型が基本的に維持されていく。

しかし部分的な変動はその後も続いた。まず正保二年豊岡藩で末期養子による減石があり、市域での領地が幕府領に収められ、宝永八年尼崎藩主所替えの時は、新着の松平忠喬の知行高が、前任の青山幸秀より八千石少なく、菟原・八部両郡で一九カ村が幕府領に組み入れられている(付表3)。また正徳二年(一七二二)本多忠良が古河藩五万石に封ぜられた時は、市域にも新しく領地が設定され、菟原・八部両郡で一〇カ村が古河藩領になった(付表20)。さらに延享三年(一七四六)、御三卿の田安宗武に封地が与えられた時も、市域では有馬郡で九カ村が田安領に編入され(付表21)、逆に寛延元年(一七四八)の篠山藩松平氏所替えの時は、それまで市域にあった同領が幕府領に組み入れられている。

旗本領の変動もある。寛永末期佐久間実勝は絶家のため、また小泉藩に預けられていた与力衆の伊藤伊左衛門・西川八右衛門は片桐に従わなかったかどで追放となり、領地は没収されて幕府領になっている(付表17・18)。一方寛文五年(一六六五)伏見奉行となった宮崎政泰、元禄十三年(一七〇〇)駿府町奉行となった鈴木重親は、加増を受けて、明和六年伏屋為将は采地替えて、新しく市域にも領地を持つようになった(付表22・24)。

近世の身

分制度

このように幕藩体制が確立するに当たって、近世の日本は厳格な身分制社会として、その支配体制が全国の隅々にまで貫かれていった。神戸市域ももちろんその例外ではあり得ない。

「士農工商」は、その通説的な表現であるが、江戸時代を通じてこのような統一的身分序列があったわけではない。

はやく慶長十九年に著されたとされる『慶長見聞集』に「此の染弥陀が境界、士農工商の家にもたづさわらず」とみえ、元禄初年～宝永末年の間に書き綴られた『河内屋可正旧記』にも「士農工商、その家の道を捨て、家運の長盛なる事、古来いまだきかず」「士農工商医師法師等に至る迄、其家々の業有り、其業に怠る事を歎くべし」などとみえている。近世の前期から「士農工商」という表現はかなりひろく使用されているとみていいだろう。

さらにこれを「四民」と呼ぶのも一般的で、元文四年（一七三九）刊の石田梅岩『都鄙問答』には「士農工商は天下の治まる相となる、四民かけては助け無かるべし」とある。しかし『都鄙問答』が武士の禄・田地の作得・細工人の作料・商人の利を並べているように、「士農工商」はいずれもそれぞれの生業（家業）を指称したもので、身分というよりは「職分」を意味している。しかしそれでも四者の間に序列があったことは、「商人の買利も天下御免の禄なり。（中略）何以て商人計りを賤しめ嫌ふことぞや」との文言にうかがうことができる。その意味で「士農工商」は、職分の価値序列を示した表現だといえるだろう。

それならば「えた」「非人」はどうなるかといえ、もちろん「四民」には入っていない。しかし「賤民」として一括されていたわけでもない。「四民」に対する言葉としてもっとも一般的だったのは、「遊民」である。享保三年（一七一八）刊の西川如見『町人囊』に「庶人に四つの品あり、是を四民と号せり、士農工商これなり（中略）此四民の外の人倫をば遊民といひて」とか、あるいは本多利明『経世秘策』に「萬民ハ農民ヨリシテ、士農工商遊民ト次第階級立テ鈞合程ヨク世ノ中静謐ニアリ」とみえる。生業につかないのが「遊民」で、その代表は僧侶など宗教者、浪人、芸能者、時に商人を含む。武士を含まないのが不思議だが、

支配階級たる武士の立場からみた遊民論だからであろう。いずれにしても職分論からみると、えた・非人の位置付けはない。

身分制度としてみるときは、むしろ武士・百姓・町人の分離が基本となった。それは天正十九年（一五九二）の「身分法令」に示されるように「奉公人からあらしこ（雑兵）」にいたる武士と百姓・町人の分離、つまり兵農・農商（工）分離策によって権力的に規定された。さらに検地や刀狩り、人別改めによる戸籍編成によってそれぞれの身分集団は各居住空間、つまり城下・都市・村に固定され、身分制度はより一層整備されることとなった。おおむね一七世紀前半のことである。

さらに各身分が近世国家における役負担と緊密に結びついていたことが、身分制をより強固なものにした。武士に対する軍役、百姓の百姓役、町人の町人役に対応する形で、えた身分には死牛馬の解体処理、皮革業を行い、行刑・警察的役務が付随した。えたが当初「皮多」とよばれていたことは、その本来の役務を示している。後述（註頁）のように百姓同様村落を形成しながら、皮多として別の身分を構成しているのはこの役負担によるところが大きい。ところが非人には「乞食非人」と並び称されるようにひろく「物貰い」する状態を意味することが強いが、彼らにも町奉行所支配のもとで下級の行刑・警察的役務がついてまわった。

寛保三年（一七四三）十二月二十日付で、尼崎・西宮・兵庫三カ所の番人頭から、大坂四カ所（意田・天王寺・道頓堀・天満）長吏にあてた連判証文によれば、「我々儀是迄は大坂四ヶ所手下に付かず、一分の頭致し居り候処、此度御吟味の上、摂河両国村々番非人同前に仰せ付けられ候、以来支配請け候上は、御用節の儀は勿論四ヶ所仲間作法何事に依らず、各申し渡され候事、少しも違背申すまじく候」とあって、この時までには

崎・西宮・兵庫には、それぞれに非人頭が居り、大坂四カ所長吏仲間属さず、「一分の頭」として独立した支配圏をもっていたことを示している。これら三カ所が尼崎藩領であるという事情も手伝っていたことと推察されるが、同年を境に大坂四カ所の配下に組み入れられることとなったわけである。大坂四カ所仲間は、大坂町奉行所の支配下に属してその行刑・警察的業務の末端を担ったために、西摂の非人たちも必然的にその役務を負ったと思われる。したがって身分序列としてみるときは、武士・百姓・町人、えた・非人となり、百姓・町人を「平人」と呼ぶのに対し、えた・非人を「賤民」と呼ぶこともあった。

さらに時代を下れば近世の身分は、右の序列に納まりきれない多様な実態をもつ。村々が不定期に領主に提出した明細帳には農民以外の存在として、社人・山伏・虚無僧・木挽・屋根葺・座頭・神子・えびすおろし・猿回し・鉢たたき・えた・非人・煙亡・ひじり・浪人といった人々を挙げている。しかもこの中には非人同様独自の身分組織をもつものもあり、身分制は複雑な展開を示すこととなる。加えて百姓にも長百姓と小百姓、町人にも本町人と借屋・店借というように、同一身分内にもまた身分差があった。

3 検地と年貢

池田・有馬 関ヶ原戦後の慶長五年（一六〇〇）、播磨一国五二万石を与えられて入封した池田輝政は、翌の慶長検地 慶長六年、姫路新城の構築に着手するとともに、その費用を捻出するためもあり、早速検地に取りかかった。検地は、同六年から一〇余年かけて行われたと言われるが、神戸市域の村々には、池田氏

第一節 幕府と諸藩

表 3 明石郡・美濃郡の石高の推移

(単位：石)

年 代	明 石 郡	美 濃 郡	播 磨 一 国
天正 8 (1580)	48,387.540	37,687.060	549,700.414
慶長年間 (1596～1614)	51,892.180 (+ 7.2%)	38,080.405 (+ 1.0%)	626,710.518 (+ 14.0%)
正保 3 (1646)	48,387.540	37,687.060	542,070.127

資料：『兵庫県史』4

表 4 明石郡中村・奥畑村の石高推移

(単位：石)

中 村	奥 畑 村
慶長13年 350.2462	池田三左衛門検地 235.624
正保 3 年 340.303	正保 3 年 209.727
	天和 2 年 213.56 (うち 5.337 永荒無土)

資料：「藤田家文書」，「奥畑協議会文書」，龍野市立図書館所蔵文書

の行った慶長期の検地帳がほとんど残されていないため、その実施状況を具体的に知ることができない。一般に、池田輝政の慶長検地は、「二割打出しの内検地」と言われており、そのことは、表3に示したように、輝政の領地表高五二万石が、慶長年間には六二万石余（検地後の石高と推定し得る）となっていたことから知られる。

しかし、神戸市域に含まれる明石郡・美濃郡に限って言えば、天正八年（一五八〇）以降の増加率は、それぞれ七・二％、一％にとどまっており、慶長検地による「二割打出し」と言われる実態も、各郡・各村ごとにかなりのばらつきがあったものと思われる。その後池田氏は、こうした打出し検地に対する領民の不満を緩和するため、慶長十五年、検地をゆるめるよう命じたが、まもなく元和三年（一六一七）国替えとなったため、検地高のいっせいで切下げは、池田氏の鳥取移封後に持ち越され、池田氏の跡に入部した領主らの課題となった。この点について、龍野藩で検地高の切下げが行われたことは、すでに明ら

表 5 有馬郡村々の村高の推移 (単位: 石)

村 名	慶長10年国絵図	正保郷帳 (1646年頃)
塩生野村	244.000	392.000 (+60.7%)
道場川原村	11.170	22.000 (+97.0%)
日下部村	656.020	926.000 (+41.2%)
平田村	297.650	375.000 (+26.0%)
中村	252.830	398.000 (+57.4%)
湯山村	350.000	325.800 (-6.9%)
唐櫃村	172.320	345.000 (+100%)
附物村	474.530	694.000 (+46.2%)
柳谷村	381.770	205.520 (-46.2%)
屏風村	200.130	315.000 (+57.4%)
日西原村	435.040	388.560 (-10.7%)
中大沢村	326.816	453.000 (+38.6%)
上大沢村	347.070	495.000 (+42.6%)
有馬一郡	29,218.000	44,661.832 (+52.9%)

(注) 村切りに伴う村高変動と混同しないように、市域村々のうち、この時期に明らかに村切りが行われた村は省いている。

して検地帳に登録し、年貢の増収を図ろうとしたものである。表5は、慶長検地以前と以後の村高の推移を概括的ながら示したもので、これによると、慶長検地後の有馬郡の石高が約一・五倍に増えていること、塩生野村以下の村々でも、多くの場合、村高が一・五倍前後増えていることがわかる。この村高は、当然のことながら土地生産力の実態を反映したものではなく、後述するように、一七世紀後半の幕府による延宝検地の際、是正されざるを得なかった。

かにされているが残念ながら明石・美藝郡についてはよくわからない。ただ中村や奥畑村の正保三年(一六四六)の石高は、慶長期より減少しており(表4)、やはりある程度の減石が行われたともみられる。

次に、池田氏の検地と同じく、村高の増加による年貢増徴の目的で行われたと考えられる、福知山藩有馬豊氏による、有馬郡の慶長検地についてもみておこう。この豊氏によって、慶長十五年有馬郡村々に実施されたのが、「地なし増高」と呼ばれる特異な検地である。これは、耕地面積の増加を伴わず、単に村高を割り増し

第一節 幕府と諸藩

表 6 寛文4年(1664)尼崎藩の打ち出し高

郡 村 名		打ち出し高
菟原郡	森	石 1.595
	小岡深東野	3.722
	路本江木寄	105.749
	家のうち	47.743
	住横魚浜	1.844
	崎御影	48.847
	幡屋原	20.537
	野田内	64.927
	熊中	80.359
	生徳	14.292
	徳井	85.482
		5.099
		1.958
		9.702
		34.323
		36.690
		35.955
		57.094
		10.227
八部郡	北野のう	6.270
	神戸	17.253
	二ツ茶屋	5.164
	長田	42.645
	東尻池	33.171
	板宿	58.051
	東須磨	64.569
	西須磨	13.101

(注) 徳井村は分家領。
資料:『尼崎市史』2

尼崎藩の 寛永十二年(一六三五)、戸田氏に代わって尼崎藩主となった青山氏の代、寛永末年から寛文年間にかけて領内検地が実施された。そして、これらの検地が一段落した寛文四年(一六六四)七月、検地によって新たに打ち出された分(増分)をこれまでの本高に加え、以後その合計を新本高とする旨が布達された。そこでまず、この検地により各村で実際にどの程度の打ち出しが行われたのかをみてみよう。寛文九年のものと推定されている「大膳亮様領地調」という史料によると、寛文四年までの市域諸村における打ち出し高は、表6の通りである。打ち出し高が最も大きいのは、菟原郡の徳井村・岡本村で、いずれも一〇〇石以上の打ち出しがなされている。それに対して八部郡の村々では、打ち出されていない場合も多く、最大の打ち出し高を示す東須磨村でも六四石余りとなっており、全体に菟原郡諸村での打ち出し高の方が大きかったことがわかる。

次に、検地による打ち出し後の免年貢率が、どの程度のものではあったのかを見ようとしたのが表7であ

る。これによれば、打ち出し方の免はほぼ五五〇五九%の範囲で、地域差はほとんど認められないのに対し、本高の方の免は、村ごとにかなり大きな差異が認められる。たとえば八部郡の村々では、最も低い東須磨村で五九%、最も高い北野村では九九%である。同様に菟原郡においても、最も低い岩屋村で五七%、最も高い河原村、住吉村で九八%と著しい差異をみせている。これについて『尼崎市史』(第二巻)は、検地の行われた年次、検地奉行の違いによる実施上の厳緩の差、あるいは田の等級評価の違いが大きかったためであろうとしている。また後に見るように、尼崎藩の近世前期の年貢率が、市域に属する近隣の幕府領・私領の村々と比べて、極めて高い点も大きな特徴である。

表 7 尼崎藩各村の本田高と打ち出し高の年貢率比較 (寛文期) (単位: %)

郡 村 名	田 方		畑 方	
	本高	打出し	本高	打出し
菟 原 郡	熊内	72	57	43
	滝寺	63		36
	生田	64	57	42
	岩屋	57		36
	原上	65	56	39
	河野	69	56	39
	中 原	98	57	
	郡 家	68	58	45
	石屋	94	58	
	浜影	96	57	
	住吉	94	57	
	横屋	98	59	
	野寄	91	57	
	岡本	80	55	
	東木	86	52	71
八 部 郡	深江	78	58	
	戸田	82	57	
	神長	98	57	52
	東須	79	58	69
	大磨	59	58	
	板手	67		38
	宿池	78	58	63
	尻本	77	58	
	坂野	82		45
	北茶	99	58	55
荒 田	二ツ	93	55	
	荒田	90		51

資料:「加藤家文書」

第一節 幕府と諸藩

表 8 東尻池村の年貢率・年貢量（I）

年 代	本 高 A	引 高 B	毛付高 C (A - B)	年貢率 D	年貢量 C × D	打出高	年貢率	年貢量
寛文 4(1664)	石 626.579	石 0	石 626.579	% 79	石 494.997	石 33.171	% 55	石 18.244
〃 5	〃	8.784	617.795	78	481.880	〃	58	19.239
〃 6	〃	0	626.579	77	482.466	〃	〃	〃
〃 7	〃	0	626.579	78	488.732	〃	〃	〃
〃 8	〃	77.455	549.124	77	422.825	〃	〃	〃
〃 9	〃	0	626.579	78	488.732	〃	〃	〃
〃 10	〃	6.364	620.215	79	489.970	〃	〃	〃
〃 11	〃	2.750	623.829	80	499.063	〃	〃	〃
〃 12	〃	1.739	624.840	81	506.120	〃	〃	〃
延宝 1(1673)	〃	7.541	619.038	81	501.421	〃	〃	〃
〃 2	〃	9.542	617.037	81	499.800	〃	63	20.898
〃 3	〃	6.003	620.576	82	508.872	〃	64	21.229
〃 4	〃	2.630	623.949	82	511.638	〃	〃	〃
〃 5	〃	4.281	622.298	84	522.730	〃	〃	〃
〃 6	〃	8.777	617.802	84	518.954	〃	66	21.893
〃 7	〃	2.230	624.349	84	524.453	〃	〃	〃
〃 8	〃	〃	〃	80	499.479	〃	64	21.229
天和 1(1681)	〃	〃	〃	79	493.236	〃	〃	〃
〃 2	〃	22.530	604.049	79	477.199	〃	〃	〃
〃 3	〃	33.356	593.223	79	468.646	〃	66	21.893

資料：「宗国家文書」

さて、八部郡東尻池村に「宝永八卯年三月 青山大膳様之時之御免定之写シ」と題する一冊の史料が残されている。東尻池村は、元和三年以来尼崎藩の支配下にあったが、宝永八年（一七一）、藩主が四万八千石の青山氏から四万石の松平氏に交代した時、その差八千石分二六カ村が幕府領に編入され、たまたま東尻池村もその中に含まれていた。したがって、この史料は東尻池村がこれまでの領主であった尼崎藩・青山氏の時代、「免定」（年貢率）の推移を、新たな支配者である幕府の代

表 9 東尻池村の年貢率・年貢量 (Ⅱ)

年 代	本 高 A	引 高 B	毛 付 高 C (A - B)	年貢率 D	年 貢 量 C × D
貞享 1 (1684)	石 659.750	石 116.574	石 543.176	% 67	石 363.928
〃 2	〃	23.624	636.126	72	458.011
〃 3	〃	39.079	620.671	71	440.676
〃 4	〃	25.677	634.073	〃	450.192
元禄 1 (1688)	〃	24.016	635.734	〃	451.371
〃 2	〃	34.232	625.518	〃	444.118
〃 3	〃	45.055	614.695	72	442.580
〃 4	〃	94.485	565.265	〃	406.991
〃 5	〃	24.062	635.688	73	464.052
〃 6	〃	393.182	266.568	58	154.609
〃 7	〃	25.176	634.574	65	412.473
〃 8	〃	38.218	621.532	63	391.565
〃 9	〃	194.483	465.267	〃	293.118
〃 10	〃	25.122	634.628	〃	399.816
〃 11	〃	64.555	595.195	60	357.117
〃 12	〃	25.122	634.628	63	399.816
〃 13	〃	54.999	604.751	62	374.946
〃 14	〃	93.947	565.803	60	339.482
〃 15	〃	26.150	633.600	61	386.496
〃 16	〃	26.333	633.417	63	399.053
宝永 1 (1704)	〃	〃	〃	64	405.387
〃 2	〃	〃	〃	65	411.721
〃 3	〃	〃	〃	〃	〃
〃 4	〃	366.379	*292.771	60	175.663
〃 5	〃	26.333	633.417	62	392.719
〃 6	〃	190.907	468.843	60	281.306
〃 7	〃	26.312	633.438	59	373.728

(注) *史料記載通り

資料:「宗国家文書」

官に提出したものであり、尼崎藩の年貢政策を詳細に伝えている。それをまとめたのが、表8表9である。

東尻池村の村高は、本高六二六石五斗七升九合、打出高三三石一斗七升一合からなり、合計六五九石七斗五升となる。天和三年（一六八三）までは、本高と打出高とが区別して記載され（表8）、その後は一括して記載されている。これら二つの表から、尼崎藩の年貢率の推移と年貢政策について、さらに具体的にみてみよう。

第一に、尼崎藩の年貢量は、「本高」から「引高」を差し引いた「毛付高」に年貢率をかけて決定されていたことがわかる。「引高」とは、「日損」（日照り）「風損」（風害）「虫入」（虫害）などの名目で災害による不作分や、「池床」「溝成」などの名目で池・溝を造成することによって失われた耕地分を差し引いたものである。年々の「引高」も年貢率も一定しておらず、尼崎藩が毎年、稲の実り具合や池・溝の造成などを調査した上で、「引高」や年貢率を算定していたことがわかる。

第二に、年貢率は打出高の方が五五～六六%、本高の方が八〇%前後となっており、本高の年貢率が際立って高い。先に全体的傾向として述べた特徴がここでも明確に示されている。幕府領などに比べて尼崎藩の年貢率が一般的に高いことについては、尼崎藩の検地が六尺三寸竿を使ったため、同じ一反でも、六尺一寸竿を用いた幕府領に比べて実際の面積は大きいこと、したがって尼崎藩の年貢が幕府領に比べて実質的に高いとはいえないことなどが指摘されてきた。しかし尼崎藩でも、貞享元年（一六八四）以降、年貢率は次第に低くなっており、六〇%前後に落ち着く傾向を見せている。年貢率が低くなり始める貞享元年は、ちょうど藩主が二代の青山幸利から三代の幸督に代わった年であることから、尼崎藩の年貢率の高さは、二代藩主幸

表 10 東尻池村の池溝・新開高 (単位: 石)

年 代	池・溝	年 代	新 開
寛文11 (1671)	1. 739	寛文10 (1670)	1. 036
延宝 2 (1674)	1. 923	〃 11 (1671)	1. 164
〃 6 (1678)	2. 230	〃 12 (1672)	1. 544
天和 2 (1682)	22. 530	延宝 2 (1674)	1. 666
貞享 1 (1684)	23. 624	貞享 1 (1684)	1. 800
元禄 6 (1693)	25. 013	元禄 1 (1688)	1. 879
〃 16 (1703)	26. 333	〃 6 (1693)	1. 954
宝永 6 (1709)	26. 312	〃 16 (1703)	1. 984

資料:「宗国家文書」

利の代までの固有の問題として、再検討する必要があるように思われる。

さらに、新田高の推移を表示した表10を見てみよう。実に徴々たる開発が行われ続けてきたことがわかる。尼崎藩では、こうして新たに開発した土地については、最初の三年間を無年貢として、四年目から一五〇二〇%の率で年貢を課し、それを最終的には四〇%にまで引き上げている。ここには、わずかな土地でも開発しつづける農民の姿と、こうしたわずかな開発地にも可能な限りの年貢を賦課しつづける藩の年貢政策の一端がうかがわれる。

幕府領の次に、八部郡西小部村を例に、幕府領の年貢についてみる。次におこう。西小部村には、寛永十七年(一六四〇)から享保十七年(一七三三)までの間に、断続的ではあるが十数通の年貢免状が残されており、この間の年貢について、私領と異なるいくつかの傾向を指摘することが可能である。

第一は年貢率が、天和三年(一六八三)までは村高を基準に、貞享三年からは「毛付高」(村高から災害による荒地分・不作分などを除いた、実質的な作付高)を基準にしているという点で違いはあるものの、おおよそ四〇〇六三%にとどまっていることである(表11)。この点は、一七世紀後半に尼崎藩の少なからぬ村々において年貢率が九〇%を超えていた様相と大きく異なっている。

第一節 幕府と諸藩

表 11 西 小 部 村 の 年 貢 率

年 代	村 高	毛 付 高	年貢率	取 米	備 考
寛永17 (1640)	石 389.014	石	% 62	石 241.189	
〃 21 (1644)	〃		54	210.068	
承応 1 (1652)	〃		〃	〃	
〃 2 (1653)	〃		41	159.496	
万治 2 (1659)	〃		52	202.287	
〃 3 (1660)	〃		53	206.177	
延宝 1 (1673)	〃		51	198.397	
〃 3 (1675)	〃		〃	〃	
天和 1 (1681)	〃		51.4	199.953	
〃 3 (1683)	〃		52.4	203.843	
貞享 3 (1686)	〃	374.814	50.61	196.880	* 52.53
元禄 5 (1692)	347.812	320.999	58.70	204.166	* 63.60
正徳 1 (1711)	347.007	346.914	55.50	192.589	* 55.51

(注) 年貢率は村高に対する取米の比率。

備考欄*は毛付高に対する取米の比率。

資料:「内田家文書」

しかし、前述のように尼崎藩の年貢率も一七世紀末以降しだいに低くなり、一八世紀に入ると六〇%前後に落ち着く傾向を見せていたし、また明石藩の山間部に位置する美囊郡の村々の、元禄期頃の年貢率が四〇～六〇%、丹波篠山藩の飛地領である稗田村の、享保期の年貢率が五〇%前後であることなどを考えると、元禄～享保期に私領・幕府領の年貢率の格差は縮小の方向に向かい、四〇～六〇%に平準化されていったものと考えられる。

第二は、元禄期に村高の減少が見られる点である。表11を見ると、貞享三年までの村高が三八九石余、元禄五年(一六九二)の村高が三四七石余となっており、この六年の間に四一石ほど減少している。この理由について、詳細に知ることはできないが、延宝の幕府領検地の影響を無視できないだろう。延宝検地は、後述するように、延宝七年

(二六七九)に一応完了したが、全体としては年貢収奪の強化が図られたため、農民の不満を避ける措置として、新村高による収取が元禄初年まで延期された。しかし一方、個々の事例では、川欠地・永荒地などを古検高から差し引いたことで、新検高の方が少なくなった村もあり、西小部村の元禄五年以降の村高も後者の例で、延宝検地を経た後の新村高と考えられる。

第三は、延宝元年までは、村高・取米高を記す簡単な形式であった免状が、延宝三年以降、高掛物(付加税)や小物成を含めて、その納め方までを指示する形式に変わっていくことである。たとえば、延宝三年の免状は、一九八石五斗二升七合の年貢米に「六尺給米」(幕府の雑人夫給米)五斗六升を加えたものを、現実

小物成ほか			
六尺給米(金納)			
石 0.560			
山年貢(銀納)		山林芝山役	
匁 分 厘 37. 2. 7		匁 分 厘	
〃		155. 6. 7	
〃		〃	
山林芝山役 (銀納)	伝馬宿掛 (米納)	六尺給米 (米納)	藏 前 掛 (銀納)
匁 分 厘 155. 6. 7	石 0.208	石 0.694	匁 厘 52. 5

には米(一二石四斗二升)、大豆(二石七斗)、金(九一兩一分七二文)に分けて納めるべきことを指示している(表12)。

こうした年貢形態は、一七世紀後半においてもなお、高掛物の種別、現物納か貨幣納かなどの点で変動していたとみられる。たとえば、幕府領の高掛三役といわれる「六尺給米」「御伝馬宿入用」(五街道の宿場費用や本陣の給米などにあてられる)「御藏前入用」(浅草米蔵の維持費)など、幕府領固有の年貢形態も、延宝三年に「六尺給米」

表 12 西小部村の貢租形態

本 途 物 成				
年 代	大豆(一部現物)	三分一金納	米 納	取米合計
延宝 3 (1675)	石 19.840	石 66.267	石 112.420	石 198.527
年 代	大豆(現物)納	三分一銀(金)納	米 納	取米合計
天和 1 (1681)	石 19.990	石 71.772	石 113.310	石 205.072
〃 3 (1683)	20.380	75.535	115.510	211.425
貞享 3 (1686)	19.690	72.530	111.570	203.790
元禄 5 (1692)	20.420	68.056	115.690	204.166
正徳 1 (1711)	19.260	64.189	109.140	192.589
年 代	十分一 大豆銀納		十分九 米 納	取米合計
享保17 (1732)	石 11.510		石 103.619	石 115.129

(注) 延宝3年納め方 米 112石420、大豆 2石700(大坂御蔵詰)、金納 91両1分72文
資料:「内田家文書」

だけが徴収されており、その後、正徳期までの免状に、それらの記載が見られないからである。もちろん、年貢の勘定目録を欠いているため、厳密に時期を確定することはできないが、高掛三役と言われる年貢形態がそろって定着するのは、一八世紀に入ってからだと考えてよからう。一方、畿内幕府領で村高の三分の一を畑地と見なし貨幣納させる、いわゆる三分の一銀(金)納法の成立は早く、河内国ではその実質的成立が慶安末期頃とされている。西小部村では、免状を見る限り遅くとも、延宝三年以降、三分の一貨幣納が定着したことは確かであり、ほぼ同じ頃、現物納か貨幣納かの変動はみられるものの十分の一大豆納も定着したことがわかる。すなわち、付加税たる高掛三役を除く、小物成貢租形態(三分の一貨幣納、十分の一大豆納)が確立・定着するのは、おおむね延宝三年以降、具

体的には延宝検地を経た後のことであると考えてよからう。

延宝検地

延宝五年三月、幕府は二八カ条の検地条目を定め、翌四月には勘定奉行から関東と畿内近国の代官に、幕府領総検地の実施が命ぜられた。これを受けて、摂津・播磨両国においても、延宝五年の秋から同七年秋までの丸二年間をかけて、幕府領の検地が行われている。この検地は代官と農民との癒着・不正を排するために、近隣諸大名に命じて行わせ、市域でいえば、摂津・有馬郡は高槻藩永井氏により、八部郡は尼崎藩青山氏によって実施されたことがわかっている。

このうち、まず比較的早い時期に検地を完了した、尼崎藩青山氏による検地をみてみよう。検地は、検地惣奉行山口治部右衛門以下、本締め二名、検地奉行六名の計九名の尼崎藩検地役人と、各村から庄屋・年寄・地引案内の者ら三～五人が出て行われた。

表13は尼崎藩によって実施された八部郡中村の延宝六年検地の状況である。新検地高は三〇四石二斗六升六合であり、太閤検地段階の古検高二八五石九斗四升七合に対しては六%、「古検有高」（永荒等の高を引いた分）二七〇石五斗一升二合に対しては一二%の増加となっており、いずれにしても村高の増加、年貢負担増につながったことはいうまでもない。

しかし検地内容に立ち入ってみると、いくつかの注目すべき点が見出される。第一は、増分の七割が「竿先の出目」といわれるものであり、太閤検地の際の間一六尺三寸を間一六尺に改めたことから生じたもので、隠田・新田の高入れは相対的に少ないことである。

第二は、古検高には含まれていたが、この段階では川欠・永荒・池床などとしてすでに可耕地ではなくな

第一節 幕府と諸藩

表 13 八部郡中村の延宝検地

青山大膳亮内	
検地惣奉行	山口治部右衛門
検地本 ^メ	久代佐右衛門
〃	松下吉右衛門
検地奉行	岡田三之助
	以下5名略
中村庄屋	吉左衛門
〃案内者	権右衛門
	藤兵衛

延宝6年(1678)2月1日

区分	古検(有畝)	新検	分米	斗代
上田	反畝歩 118.5	反畝歩 73.6.16	石 103.115	石斗 1.4
中田	32.0.29	90.3.25	108.460	1.2
下田	20.1.4	34.1.15	34.150	1.0
下々田	4.9.15	28.7.1	17.222	0.6
上畑	13.8.15	11.0.11	13.244	1.2
中畑	8.4.16	4.3.28	4.393	1.0
下畑	11.1.14	2.1.2	1.685	0.8
下々畑	2.8.12	4.7.16	1.901	0.4
屋敷	8.5.23	16.7.14	20.096	1.2
合計	220.5.8	265.9.8	304.266	

(永荒17反4畝21歩)

新検内訳(1)

古検有畝高	反畝歩 220.5.8
竿先の出目	31.9.19
古検なき分	3.3.21
新開	10.0.20
合計	265.9.8

新検内訳(2)

古検有高	石 *270.512
竿先の出目	24.102
出高古検なき分	3.417
新開	6.235
合計	304.266

(注) *古検有高=古検高-引高
270石512=285石947-15石435

資料:「山田家文書」

っているような土地を高から除いたことであり、第三に、圧倒的に水田の多いこの村で、上田のみが大きく減り、逆に中田・下田・下々田が大幅に増加している点である。このことは、従来上田とされてきた田の多くが、今回中田以下に格下げされたことを意味しており、延宝検地が現実の耕地の適正な把握と、それに基づいてこそ年貢収入の安定・増加も可能であるとの立場から実施されたことがうかがわれる。

こうした延宝検地の特徴は、高槻藩永井氏による有馬郡検地に、一層如実に示されている。高槻藩による

検地は、尼崎藩に比べて藩の検地奉行が四名と少ないほかは、検地役人の構成、検地帳の記載方式ともに、ほぼ共通している。表14は、有馬郡(八多)中村の延宝七年検地の状況である。ここでは、古高から川欠・永荒など三三石二斗を引き、さらに「増高分」として一四九石二斗五升を引いた結果、古検有高が二一五石五斗五升と、ほぼ半減したことによる。「増高分」とは前述の、藩主有馬豊氏による慶長検地の際、年貢増徴のた

表 14 有馬郡(八多)中村の延宝検地

永井市正内
 検地惣奉行 安達久右衛門
 検地元メ 安井佐右衛門
 “ 新城喜太夫
 検地奉行 早川平左衛門(以下3名略)
 有馬郡中村庄屋 次兵衛
 “ 年寄 太右衛門(以下2名略)
 “ 地引案内者 五右衛門(以下2名略)
 延宝7年(1679)8月7日

区 分	古検(有畝)	新 検	分 米	斗 代
上 田	反 畝 歩 27.7.28	反 畝 歩 29.9.4	石 47.861	石斗 1.6
中 田	95.0.11	119.2.16	178.880	1.5
下 田	56.0.4	79.2.25	103.068	1.3
々 田	12.5.21	20.2.19	22.290	1.1
上 畑	1.7.7	2.5.27	3.367	1.3
中 畑	2.7.16	4.9.19	5.956	1.2
下 畑	6.3.0	9.8.24	8.892	0.9
々 畑	3.1.20	4.5.21	2.742	0.6
下 敷	*1 0.2.8	0.2.16	0.405	1.6
“	4.5.15	10.1.27	13.247	0.3
合 計	210.1.10	281.1.18	386.708	

(川欠, 永荒, 池床等 28反7畝15歩)

新検内訳 (1)

古検有畝高	反 畝 歩 210.1.10
竿先の出目	66.2.6
古検なき分	3.7.6
新 開	1.0.26
合 計	281.1.18

新検内訳 (2)

古検有高	*2 石 215.550
出 竿先の出目	91.251
高 位違の出目	73.969
古 検 な き 分	4.836
新 開	1.102
合 計	386.708

(注) *1 古検時は上田

*2 古検有高=古高-(増高+川欠永荒など)

215石550=398石000-(149石250+33石200)

増高は「地なし」の分で慶長15年有馬豊氏の増高をさす。

資料:「中自治会文書」

めに面積の増加を伴わない、高のみの上乘せが行われたことを意味している。こうした増高は有馬郡下の村々に共通しており、唐櫃村では一七二石余、草下部村では二七〇石余にのぼる増高が見られ、延宝検地は、これらを「地なし」として高からはずしたのであり、その結果、有馬郡では検地による高の減少が広く見られるのである。

しかし新検高は、いずれも古高から増高や川欠・永荒分を引いた「古検有高」の一・二～一・八倍の増加になっており、そのうえ太閤検地の時には行われなかった山林の検地も行い、銀納小物成収取の体制も整備された。たとえば八部郡藍那村の延宝六年「御小物成検地帳」によれば、この年一三カ所の山林、総計六五町四反二〇歩が検地され、これに一反につき銀一匁の率で山年貢がかけられることになった。藍那村では、さらに検地不能の芝山にも四三匁五分の年貢銀がかけられ、新規に七〇〇匁近い銀納山年貢の納付が義務づけられたのである。

こうして延宝検地は、寛文～延宝期の大水・天候不順による不作つづきの中で疲弊していた小農民の現状に直面し、耕地の広狭や石盛を適正かつ現実的に再把握したうえで、安定的に確実に、小物成を含む年貢収入の増加を図ったものであったといえよう。

第二節 兵庫津

1 近世前期の兵庫津

兵庫津の 港町であつた兵庫津は、池田氏や三好信吉（後の豊臣秀次）の在城時に、ある程度の城下町化が

景観

進められた。兵庫城と市街を守る防御の第一線として、これらすべてを囲む堀や都賀堤といわれる土居が巡らされ、総構となっている。外部の街道から市街への入り口、すなわち湊口・三川口・長沢口・算所口などには木戸門が設けられ、寺院は城の北方にかなり集中的に配されて寺町をつくっている。こうした景観は一八世紀初め（元禄期）の絵図にもその面影を残している。

しかし、市街地は中世以来の状態をかなり残していたようである。文安二年（一四四五）の「兵庫北関入船納帳」には、兵庫の地名とみられる細い小路である「辻子」のついた北中辻子・匠辻子・松屋辻子・能福辻子・亥辻子・かちや辻子・湯屋辻子や、嶋上・磯・塩屋・北浜などの名もみえ、それぞれに町屋があつたことを示しているが、慶長七年（一六〇二）の「摂州矢田部郡兵庫屋地子帳 北浜控」では、湊町・江川町・木戸町・木場町・小物屋町・魚棚町・同裏町・島上町・匠町・松屋町・鍛冶屋町・宮前町・長福寺町・ししや

第二節 兵庫津

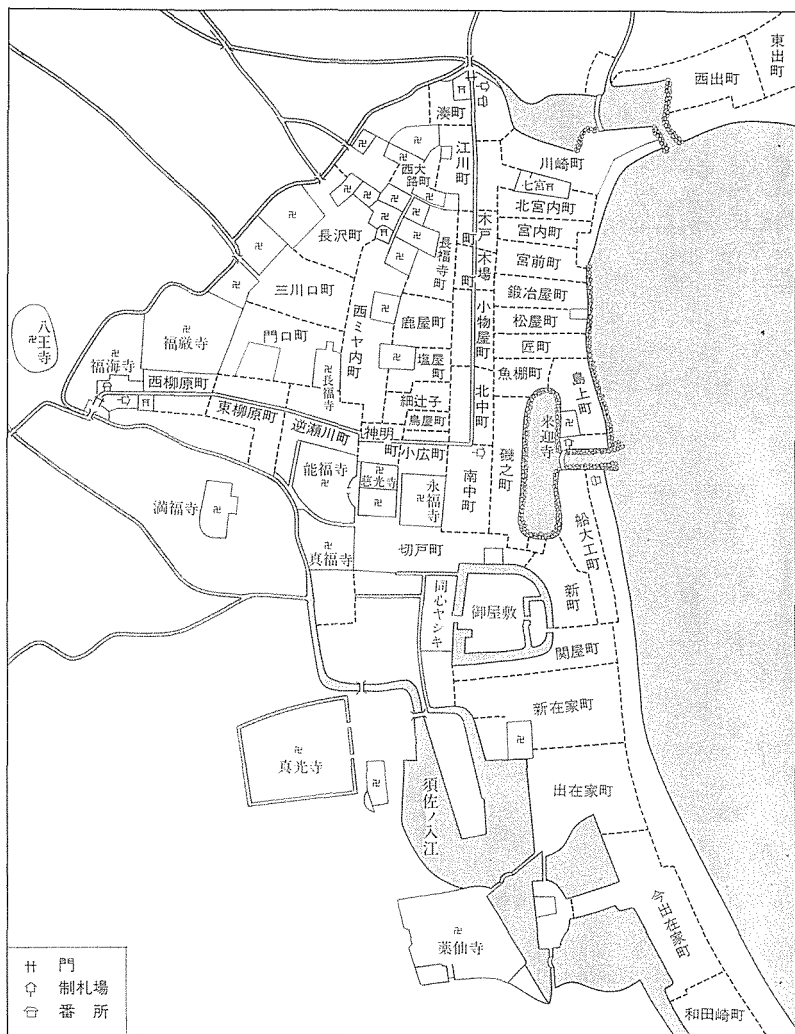


図4 兵庫津略図

の町・塩屋町・小寺家町・北中町・大中町・いその町・切戸町・新町・関屋之前町・新在家町・同浦町・出在家町・今出在家町・南寺家町・慈向寺町・小広之町・鳥屋之町・ほそつし・西おちの町・西之宮内之町・西柳原町・東柳原町・坂瀬川町・門口之町・三河口町・長沢之町の三九町と算所村とがあげられており、これらの町で市街が構成されている。このうち傍線を付したのが中世の名を残している町である。

また、屋地子帳にみえる各町の屋敷面積は、中世的な小さいものである。一例として屋地子帳の初めに記された湊町の例をみよう。

湊町

六歩	六升壹合	三郎右衛門
壹畝拾五歩	四斗五升三合	孫太夫
壹畝拾貳歩	四斗貳升三合	五郎左衛門
壹畝拾貳歩	四斗貳升三合	新次郎
壹畝拾貳歩	四斗貳升三合	平右衛門
壹畝拾五歩	四斗五升三合	与三左衛門
壹畝五歩	三斗五升三合	喜次郎
貳畝貳拾歩	八斗貳合	次郎兵衛
壹畝拾貳歩	四斗貳升三合	裏屋敷
貳畝貳拾壹歩	八斗壹升六合	与左衛門

第二節 兵 庫 津

表 15 慶長7年兵庫各町の地子方筆数一覧

町 名	総 面 積	分 米	1反平均石盛	筆 数	一筆平均面積
	反 畝 歩	石	石		歩
湊 町	1. 8. 22	5. 656	3. 019	12	46. 8
江 川 町	3. 3. 26	11. 852	3. 499	19	53. 4
木 戸 町	3. 9. 29	21. 138	5. 288	27	44. 4
木 場 町	2. 8. 28	21. 609	7. 468	15	57. 8
小 物 屋 町	5. 9. 5	59. 042	9. 978	23	77. 1
魚 棚 町	2. 6. 27	9. 324	3. 466	13	62. 0
魚 棚 裏 町	3. 1. 2	10. 336	3. 327	19	49. 0
島 上 町	2. 4. 12	15. 169	6. 216	29	25. 2
匠 町	2. 4. 10. 5	21. 32	8. 755	50	14. 6
松 屋 町	2. 4. 9	20. 924	8. 610	45	16. 2
鍛 冶 屋 町	3. 9. 17. 5	29. 851	7. 541	52	22. 8
宮 前 町	2. 9. 5. 5	17. 101	5. 859	52	16. 8
長 福 寺 町	1. 8. 0	4. 921	2. 733	8	67. 5
し し や の 町	2. 5. 16	8. 438	3. 304	19	40. 3
塩 屋 町	1. 3. 20	5. 907	4. 322	18	22. 7
小 寺 家 町	2. 5. 2	7. 769	3. 099	18	41. 7
北 中 町	3. 5. 19	24. 902	6. 988	16	66. 8
大 中 町	6. 2. 15	25. 876	4. 140	35	53. 5
い そ の 町	3. 0. 21. 5	14. 787	4. 813	39	23. 6
切 戸 町	2. 1. 20	5. 641	2. 603	18	36. 1
新 町	3. 1. 7. 5	8. 983	2. 874	28	33. 4
関 屋 之 前 町	1. 8. 27	9. 468	5. 009	29	19. 5
新 在 家 町	3. 3. 2	22. 59	6. 831	36	27. 5
新 在 家 浦 町	1. 3. 4. 5	3. 31	2. 517	16	24. 6
出 在 家 町	2. 5. 17. 5	12. 816	5. 009	28	27. 4
今 出 在 家 町	1. 2. 27	6. 853	5. 312	21	18. 4
南 寺 家 町	2. 0. 1	7. 15	3. 569	17	35. 3
慈 向 寺 町	7. 13. 5	4. 47	6. 000	8	27. 9
小 広 之 町	2. 2. 10	10. 63	4. 759	15	44. 6
鳥 屋 之 町	1. 18	0. 321	2. 006	3	16. 0
ほ そ つ し 町	4. 13	2. 087	4. 707	5	26. 6
西 お ち の 町	5. 9	1. 095	2. 066	4	39. 7
西 之 宮 内 之 町	2. 8. 12	6. 62	2. 330	11	77. 4
西 柳 原 町	1. 5. 1	3. 775	2. 511	16	28. 1
東 柳 原 町	3. 1. 1	4. 976	1. 603	14	66. 5
坂 瀬 川 町	4. 2. 22	13. 834	3. 237	22	58. 2
門 口 之 町	9. 12	2. 3	2. 446	5	56. 4
三 河 口 町	2. 9. 13	9. 081	3. 085	30	29. 4
長 沢 之 町	2. 8. 23	8. 613	2. 994	19	45. 4
算 所 村	2. 6. 5	9. 245	3. 533	24	32. 7
合 計	102. 0. 6 史料記載101. 9. 25	489. 78 史料記載500. 1		878	34. 8

資料：「兵庫岡方文書」

壹畝貳拾四歩

五斗四升貳合

源右衛門

壹畝拾八歩

四斗八升四合

若右衛門

以上 壹反八畝貳拾貳歩

分米 五石六斗五升六合

湊町の例では全一二筆で、広い面積のものは二畝二一歩あり、狭いものは六歩しかない。一カ町のなかでも屋敷面積にかなりの差がある。兵庫総町屋敷面積は一〇町一反九畝二五歩であり、屋敷筆数は八七八筆なので、一筆の平均屋敷面積は約三五歩にしかない。もちろん一筆六〇歩以上のものもあれば、僅か六歩のものもあり、広狭に差がある(表15)。

一般に近世に入って新設された城下町では、地割を計画して行い、一筆ごとの基本面積はあらかじめ想定されていた。東国の江戸や水戸では表間口六間・奥行二〇間で面積は一二〇歩、仙台や米沢では表間口六間・奥行二五間で面積は一五〇歩ある。関西ではより狭く、大坂の船場などは間口三間・奥行二〇間で面積六〇歩が平均的である。これらと兵庫津の町屋敷面積とを比較すると、兵庫津では中世の町屋敷形態をそのまま近世に引き継いだものと考えられる。近世の兵庫津にはこの町屋部分(地子方)とその北部から湊川を挟んで東部に続く田畑部分(地方)とが含まれていた。

慶長期の 職業構成

この頃の兵庫津にはどのような職業の人々がいたのであろうか。慶長七年の屋地子帳の登録人にはほとんど肩書がない。原則として屋号は付さなかったが、ただ登録人中、名を記さないで「ゆや」「のりや」「布屋」「かいや」「座頭」とあるのが職業を示しているとみられる。しかし、このことは

商工業者がいなかったことを示すのではない。新在家町には納屋が三筆あり、一筆は同町で別に屋敷を登録している粘右衛門のもの、二筆は他町の与右衛門と善右衛門の所持するものである。納屋は当時の問屋に必要な倉庫のことなので、こうした納屋を登録している三人は問屋であったと推定される。

また慶長十七年、片桐且元が兵庫町中に与えた覚書によると、当時兵庫には港町として、船頭・水夫や問屋などの商工業者のほかに、田畑を持つ農民も多く住み、また享樂的な湯屋・風呂屋（蒸風呂屋）・傾城屋（遊女屋）もかなり存していたことがわかる。

それらに加えて寺院も多かった。慶長十五年九月片桐且元は、寺院のうちから先例により、築島寺・長福寺・新福寺・薬仙寺・慈向寺の年貢をそれぞれ免除している。

この時期の兵庫津は、城下町的景観も残しているが、港町らしく享樂機関もあり、農民も居住する中世的要素の強い都市であった。

なおこの覚書は、兵庫から夙の者に扶持を与えることを命じたもので、田畑を持つ者はその大小によらず一カ所につき一把ずつを従来のように年二回、各町中からは七月に錢二貫文、節季に三貫文の計五貫文を、湯屋中・風呂屋中・傾城屋からはそれぞれ年二回錢二〇〇文ずつを、また祝言や不祝言の時は、下の家は除くが上の家（上流町人）からは錢二〇〇文ずつを、それぞれ与えることとし、夙の者が犯罪者を逮捕した時は、その衣類を与え、刀・脇指その他の雑物は公儀に差し出す、という内容のものである。

覚書に記された夙というのは、一般に中世賤民の一呼称であるが、この場合は夙の者が兵庫の警備にあたり、町から給付を得るという関係にあったことがわかる。しかしこの夙村は、慶長十年の国絵図以後、郷帳

では一個の独立村として記され、元和ころ兵庫とは別の畠山氏の領地になっている。

戸田氏の 元和元年（一六一五）豊臣氏が滅び、兵庫津は幕府領となり、片桐貞隆にそのまま預けられてい

支配 た。しかし同三年七月、幕府は譜代大名戸田氏鉄を摂津尼崎に移し、摂津国川辺・武庫・菟原

・八部の四郡において五万石を与えた。ここに兵庫津は尼崎藩領となった。

幕府は戸田氏鉄に大規模な尼崎城を築かせたが、氏鉄は、元和五年九月大坂城から尼崎城を視察に来た將軍秀忠に、その築城技術を認められ、翌年から前後三回、一〇年に及ぶ大坂城改築工事の総奉行に任ぜられた。このため尼崎藩領民は、尼崎城に続いて大坂城の普請などにもさまざまな役を課された。

戸田氏鉄は多忙のため、領内の大規模な検地は施行しなかったようである。幕府領期の町屋方の兵庫地子は五〇〇石一斗、同正直屋敷分二二石五斗、また田畑方は兵庫川東四六六石五斗一升三合、兵庫川西二一三七石二斗八升七合で、兵庫寺領は六二石一斗九升であった。戸田氏時代、兵庫川東・兵庫川西・正直屋敷方の石高はそのままであるが、兵庫地子方は一〇一二石五斗と著しく石高を増加させている。この増加は短年の間なので、町屋敷の急激な増加による石高の増加とは考えられない。これは先の五〇〇石一斗が分米高（年貢高）であったのを、一般農村と同様に生産予想高の石高に直したものと推察される。したがって、実際にはこの高の五割前後を年貢として納めたものであろう。

しかし、役は著しく増加した。兵庫津で多く課された役に、水主役がある。水主は船乗りのことで、船もろとも徴用され、藩や幕府の御用としての御影石、長崎その他から来る貨物や銀の運送、外国人往来の際の用や尼崎藩主参勤の時の伏見までの送迎などを負担した。

第二節 兵庫津

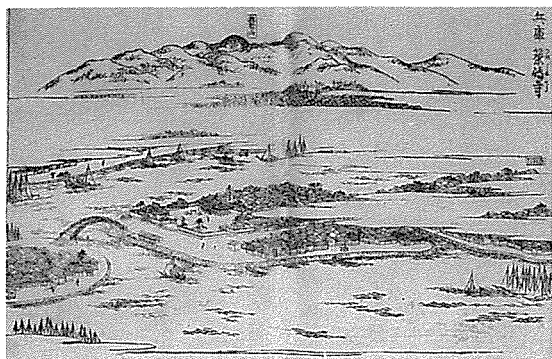


写真 26 兵庫来迎寺(築島寺) (『摂津名所図会』)

また寛永四年(一六二七)十一月大坂町奉行から、兵庫津の廻船・上荷船・小舟が貨物を直接大坂へ運ぶ場合は、その積荷の石数に応じ三文ずつ出すことを命ぜられた。これを石銭といい、享保年間には一カ年に銀五〇貫目を納入している。

製材を業とする柚木挽と大工との両職人の場合は、寛永年間幕府の大工頭中井水正の支配下に組み入れられ、それぞれ兵庫組と唱え「御所向き日役料」を納入することになったが、もちろん藩の御用も勤めた。漁民は、豊臣氏領の時も片桐且元などが来れば、馳走のため網漁を命ぜられたりして魚介などを納めたが、尼崎藩領になってからは、御用魚を尼崎まで運ぶのには遠く、銀納を願い出て一カ年八貫目程度を納入するようになった。また、入港船によって影響を被る生田崎から和田崎までの沖漁については、兵庫単独の漁場とすることを藩に出願し、漁師傍示銀として六四五匁を上納するようになった。

幕府はまた国役普請を命じた。これは高一〇〇石について五人の人夫を出すもので、その費用は町人が負担した。幕府の公用人や、オランダ商館長の参府および朝鮮使節の通過にあたっては、町人(家屋敷を持つ者)は種々の日役を負担し、場合によっては宿も提供した。また領主に納めるものではないが、自治費用があり、これは軒役として屋敷間口などの広狭によって割り当てられた。

青山氏の

支配

戸田氏鉄は寛永十二年七月美濃大垣へ移され、遠江掛川藩主青山幸成が一万七千石の加増を受け尼崎藩五万石の藩主となった。同二十年、幸成の遺言による二、三、四男への六千石の分知と新田高四千石の本高への組入れが幕府に認められ、この結果領知高は四万八千石となった。分知後同年の兵庫津石高は二六二六石三斗、同所地子方は一〇一二石二斗となり、もはや川東・川西などの区別もなく、正直屋敷分などもこのなかに包括された。

藩は分知による減収を回復するため、少しの土地でも検地を行い石高を増加させようとした。兵庫の地子方だけを見ても、町屋敷の増加につれて小規模な検地を繰り返し、青山氏時代には計一一五石余の地子の増加をみている。

この地子は、農民の多い岡方では地子米、商工業者の多い南浜・北浜では地子銀として、三方惣代が尼崎へ持参した。この岡方地子米の納付については、年末納入時藩役人の出張接待などの煩雑を省くため、元禄十四年（一七〇二）十一月尼崎藩勘定所から兵庫奉行に相談があり、地子米も年貢米と同様に、兵庫津の役人によって米をあらため、尼崎へ積み登る方法に変更されることになった。そこで奉行は、岡方の田方組頭を惣会所に呼び集め、尼崎へ積み登る米の量に不足のあった場合、その不足米は惣高に割り当てて負担することと定めさせるとともに、米の質も町々で吟味して、他の田舎米などを買入れ出さないように厳命している。

兵庫津がいよいよ発展してきた天和二年（一六八二）、藩は主要な法令の一部を書いた高札を津中四カ所に立てた。西国街道に面し津の中央にあたる南中町の高札場には、キリスト教信者・宣教師を通報した者に褒

Architectural plan of Kōfuku-ji temple complex, showing various halls, gates, and courtyards. The plan is oriented with North (北) at the top, East (東) at the right, and West (西) at the left. The main complex is enclosed by a thick wall. Inside, from north to south, are the '土蔵' (warehouse), '経藏' (Sutra Storehouse), '講堂' (Dharma Hall), '山門' (Mountain Gate), and '大講堂' (Great Dharma Hall). To the west of the main complex is a large open area labeled '中庭' (Middle Courtyard) and '南庭' (South Courtyard). To the east is another large open area labeled '北庭' (North Courtyard). The plan also shows various smaller buildings, gates, and courtyards, all labeled with their respective names in Japanese.

美を与えるなどとしたキシタン札、忠孝・儉約の奨励や盜賊の密告や人身売買の禁止を定めた親子兄弟札、毒藥・偽金銀・いかがわしい新作書物などの売買を禁じた毒藥札、放火者の通報や火事場のことを定めた火付ける者の札、宿駅駄賃錢札の五枚を掲げた。兵庫津への東西兩出入り口である湊口・柳原口にはキシタン札を各一枚ずつ掲げ、築島来迎寺前札場にはキシタン札・浦辺高札・御城米札・拔買札を掲げた。浦辺高札には難船時の救助義務、救助者への報償、積み荷盜難予防としての港での貨物や船具の調査、長

期停泊船の穿鑿、船具水主不足の船への城米積載の禁止、漂着した船や貨物の処置（半年過ぎて持ち主の現れない場合は拾得者に与える）、賭勝負の禁止などが記されていた。

また城下町では近世初頭まで、城中で太鼓を打って時を報じていたが、都市化すると聞こえないので時鐘を鑄造するようになった。讃岐高松では慶長十二年、大坂では寛永十一年、岡山では栄町に寛文六年（一六六六）時鐘がつくられている。兵庫津では、旧兵庫城跡の陣屋東口に時鐘が設けられたが、一七世紀前半のころと推察される。

牢屋も陣屋の一角にあったが、元禄ころの記録では、手鎖などの処罰の場合、多くは町や算所村に預けられている。

貞享二年の 貞享元年（一六八四）九月、藩主となった青山幸督は、法治主義を徹底させようとして、翌年兵庫津条目 十二月あらためて兵庫津への条目を触れ出した。公儀法度の遵守、キリシタン制禁、人身売

買や賭勝負の禁止、喧嘩両成敗、徒党の禁止とともに、津中酒造業者へも法令規制を強め、年季奉公は一〇年以内とするほか、新地の寺庵建立や新規祭礼・神事を中止させ、幕府朱印状所持者への伝馬人足の確保と公儀荷物・継飛脚・公儀役船の取扱方、公儀の船改めに関する浦辺役人・問屋・船屋の在り方などを定めている。これらを見ると藩主は幕令に対して忠実である。

これと同時に、家老・重臣と考えられる佐治八郎太夫・原平太左衛門・朝比奈藤兵衛・堀尾外記・小出弥左衛門が連署して兵庫津中宛の「条々」を出している。この内容は当時の兵庫津の状況と、これに対して町民を厳しく規制しようとした藩の動向とをよく示している。

第二節 兵庫津



写真 27 兵庫津湊口門（若林秀岳画）

先ず相続・売買・質入れなどをめぐる紛争が多くなり、訴訟が増加した。これを抑えるために、家屋敷・田畑の売買・質入れに関しては、地子方（町屋敷地）はその証文に名主・組頭・五人組の加判を命じ、地方（耕地）では庄屋・年寄・百姓五人組の加判を義務づけた。相続では、遺言状にその町の年寄・五人組なども加判させ、頓死など遺言状のない場合は、吟味したうえ筋目によって相続させるものとした。また、確かな証拠がありながら不当な者が訴訟することも禁じている。

商業に関しては、不審な物を吟味しないで購入または質受けすることを禁じ、商取引では相互に証文を取り交わして売買させ、これをしないで後日争論となっても裁決はしないと定めた。また荷主や船頭などを宿泊させていた問屋や宿屋に対しても、保証人または身元保証書のない初めての客に宿を貸すことを禁じている。商業の発展とともに、不特定多数の相手との商取引が増え、それによる訴訟の増加に対して、文書証拠による裁判の迅速化をねらったものである。

都市行政事務も多くなり、町人の費用負担も増加した。この負担増による不満が生じたためか、岡方・浜方ともに町々の費用については、一年間の収支明細を記した帳面を、毎年正月早々、各町の組頭、五人組立ち会いで監査のうえ捺印させ、それぞれの会所に保存することを命じている。

物価上昇も生じていた。そこで、津中同業者が申し合わせて高値で売買することを禁じ、手代・下男・下女らが主人に対してわがままをいう時は奉行に申し出よし、これら奉公人の切米（給料）は規定通りにすることを命じている。こうして商品価格や給銀などの上昇を止めようとした。また尼崎藩家臣や町々・農村で召し抱えられた奉公人以外に奉公したい者があれば、名主・組頭が記帳して奉行に届け、奉行の指図で他所へ領へも行かせるが、内密に出奉公することは禁じた。これは尼崎領内の奉公人の供給を潤沢にする配慮である。

開放的な港町の風俗も肅正されていた。豊臣氏時代に湯屋・風呂屋・傾城屋は多かった。しかし三代将軍家光のとき江戸で風俗肅正があり、そのためとみられるが、傾城屋は姿を消し、旅籠屋・湯屋・風呂屋にひそかに遊女が置かれていた。これを禁じ、召使の下女一兩人のみを許し、もし遊女を抱え置く者があれば、女とともに、抱え主も処罰するとした。

キリスト教は一六世紀末から一七世紀前期に厳しく禁ぜられ、宗門改めも行われていたが、仏教の宗門でも宗旨を変更した者は奉行に届けさせ、勝手に変えた場合、当人はもちろんその属する五人組も罰するものとした。また他所者が永住する場合は、本国生国親類書を改め、保証人や寺請証文をとり、名主・組頭の吟味を経て奉行が許可することとした。津中の者が他国へ出入りする際も、奉行への届け出を必要とした。旅人への規制も厳しくなった。岡方・浜方ともに宿を貸し得るのは、問屋・旅籠屋・商人宿（木賃宿）のみとし、旅籠屋で宿泊し続けることを禁じ、理由のある場合のみ奉行に何うよう命じ、不審な者には一切宿を貸さないようにさせた。この方針は寺院にも及び、寺の宿貸しを禁じ、客僧を宿泊させる時も奉行へ届けさせた。

しかし他方で旅人を保護するため宿駅の駄賃錢・旅籠錢・木錢は規定額を守らせ、旅人に対する乱暴な行為を禁じた。

港としての規定もある。浦辺の制札にあるように、天候のよいのに出帆しない不審な船があれば早速奉行へ届け、他所に水主が雇われる際一〇人を超過すれば奉行の指図によるとした。破損船や荷打ち（遭難時に荷を投棄した船があれば、浦役人・問屋・船宿が赴き、破損状態や積荷を改め、浦手形を与えさせた。諸大名の荷物船から荷打ちを届けてきた場合は、兵庫の扶持人や名主・惣代・問屋・船宿が立ち会って改め、その藩の大坂蔵屋敷へ注進して検使に貨物を渡す、もし兵庫での差配に任すと連絡があれば、浦手形に扶持人の署名捺印を添えて与えることとした。

天下の台所となった大坂は幕府から保護され、諸藩は換金のため蔵物として年貢米その他を送った。諸藩の大坂蔵屋敷は河口からさかのぼった地にあり、廻船のような大型船はその川岸まで入れなかった。そのため廻船の荷は、兵庫津で渡海船に積み替えて蔵屋敷へ運送させるか、または大坂の川口でさらに上荷船もしくは茶船に積み替えるかした。そこで、諸廻船の荷を大坂へ運ぶ兵庫の渡海船などの船頭・水主に対しては、従来の定法を守り、途中で荷を下ろさないように命じ、また大坂の川中では大坂の上荷船・茶船の船頭・水主との口論を慎み、もし幕府の取り上げるような事件を起こしたら、たとえ兵庫側の者に理があっても処罰するとした。藩は幕府側と対立することを避けようとしたのである。

また藩の必要で船や水主は役として徴用されたが、家臣が私用で船や水主を使役することを避けるため、奉行へ無届けて船を出さないように命じている。

表 16 兵庫奉行の変遷

任 命 年 ()は史料記載年	奉 行 名
貞享 3	河 野 五 郎 太 夫
元禄 4	坂 田 又 右 衛 門
不詳	一宮弥五左衛門
不詳	高 木 新 兵 衛 門
享保 6 11月	堀 宇 右 衛 門
(元文 2)(寛保 4)	斎 藤 惣 右 衛 門
(延享 5)(寛延 3)	堀 弥 五 衛 門
(宝暦 2)(宝暦 4)	松 井 宇 右 衛 門
宝暦 9 11月	粟 津 喜 兵 衛

資料:「兵庫岡方文書」, 神戸市立博物館所蔵文書,「榎井家文書」

い、防災にも留意した。

災害と対策

一七世紀後半から一八世紀初めは災害の多い時期であった。武庫川沿いの村々では明暦元年(二六五五)・万治二年(二六五九)と二度の洪水被害を受けたので、藩は再検地をしたほどであり、とりわけ延宝二年(二六七四)六月の洪水は京都・大坂辺で被害が甚大で、同三年には兵庫周辺でも水害があったという。津中百姓の訴えによって、天和元年に実施された検地では、四五七石余を「永荒川成無地」と確認しており、湊川の洪水などによるものとみられる。享保十二年(一七二七)四月の大雨の時は、奉行は配下の者を連れ、三方名主・庄屋・町々組頭も湊川へ出動し、人足を動員して水防にあたっている。

火災もしばしば起こった。貞享年中と以後とに二度の大火があり、網屋新九郎家は二度とも類焼し、宝永五年(二七〇八)の大火では、網屋と合わせ鍛冶屋町の北風荘右衛門家も焼失した。

最後に、兵庫津中での火災や湊川の洪水の際は、直ちに駆けつけ、これを防ぐことも町人たちに義務づけている。

このような藩の政策によって、兵庫津は、しだいにその性格を近世的に、特に風俗では城下町的に変化させていった。

従来兵庫には兵庫同心が置かれていたが、貞享三年二月から兵庫奉行が置かれるようになった。判明するだけの奉行を示そう(表16)。奉行は兵庫城跡の陣屋に住み、行政・司法をつかさどり、兵庫に適用される触れも出し、町々の見回りや警察的取締りも行

貞享二年の条目では、単に火災や洪水の際、人々に早速駆けつけ防ぐように指示したに過ぎないが、翌三年二月に奉行河野五郎太夫の出した法度では、冬から春まで夜は拍子木を打って火の用心を呼びかける夜番を巡回させ、四ツ（午後一〇時）を過ぎると木戸門を閉じ、その後の往来の者は改めてから通すようにさせた。出火時は、かねて定めたように出火場所の近辺はいうに及ばず、その方角（岡方・北浜・南浜などの各一方）の者が集まって消火に当たり、方角違いの者には火消し道具を持たせて、半分はその方角に待機させ、残る半分は名主が召し連れて火元近辺へ詰め、奉行の指図を受けさせるようにした。また火事場へ集まる者は何であれ火消し道具を持った者に限り、見物に來た者は罰することとし、旅人はその宿から火事場へ出さないようにした。また風の吹く時は大工・桶屋・曲物師・細工所では喫煙を禁じ、常々水溜桶の補修に留意して水を満たさせ、消火道具は何時でも使用できるように命じている。

しかし、消火用の水源は井戸で、享保年間の家数三五五軒のうち、井戸数は九八四しかなく、そのうち北浜では一二二、南浜では一一〇しかない。井戸水を汲み上げて人海戦術で運び、注水する消火方法では、風の強い冬など初期消火が遅れると大火になった。そのため初期消火が重視された。元禄四年五月、就任早々の兵庫町奉行坂田又右衛門は、兵庫津中へ出した指令のなかで、火事発生の時は早速近所の者が駆けつけて消火し、火元に構わず自分の家財などを持ち出す者は吟味して処罰する。また万一大火になった際は、前から定めたように火消し人足を命じて出動させ消火にあたるとしている。

同年十一月二十一日正午過ぎ、磯之町の湯屋利兵衛方の湯釜火袋から出火したがすぐに消し止めた。この時名主・惣代・組頭とともに兵庫奉行の屋敷に出頭して事情を説明し、奉行は後に、湯釜火袋の中を毎時掃

除すること、燃え出した屋根裏を土で塗って燃え難くするよう指示し、湯屋の営業停止を命じた。翌日目付二人が岡方惣会所に来て、三方とも家の門口に、「内に井戸あり」または「裏に井戸あり」と書いた札を出すよう命じている。そして湯屋の営業停止は詫びをいれて二十五日解除された。

兵庫津の

市制

兵庫町中は、主街道に沿って海からやや離れた地域と、海岸に面した地域とに分かれ、前者は農民のほか陸上交通の駅所としての問屋場や大名の宿泊する本陣、一般旅人の旅籠屋、商人宿などが多く、「岡方」として自治組織をつくり、後者は漁民や問屋・船宿、船頭・水主らが多く住む「浦方」もしくは「浜方」として自治組織をつくった。さらに岡方の一七町には農民が集住しているため「地方」と称した。

こうした分離には理由がある。大坂城などの修築工事や幕府・藩の公用として、無償で船とその操縦者を出す船水主役の負担は重く、寛永二十一年十月に、尼崎組・西宮組・兵庫組の浦方代表者は寄り合って、負担の公平化をはかるため、毎年船水主役を多く負担した浦方へは、少なかった浦方からその差額を銀で補償することを取り決めた。こうした約定は、浦方に関係ある者でなければできず、浦方の代表者が生まれる必要があった。貞享二年の「条々」にも「岡方」「浜方」としてこれを認めている。

浦方（浜方）には多くの町屋敷ができたので、さらに「北浜」と「南浜」に分離した。元禄三年十一月十五日、兵庫奉行河野五郎太夫が漂流船などの救助を命じた際の宛名には「南浜名主御中」とあるので、これ以前に分離したものであろう。岡方・北浜・南浜を総称して三方といった。

天和元年岡方所属の町は、湊町・江川町・木戸町・木場町・小物屋町・魚棚町・長福寺町・鹿屋町・塩屋

町・北中町・磯之町・切戸町・新町・小広町・神明町・細辻子町・西宮内町・西柳原町・東柳原町・逆瀬川町・門口町・三川口町・長沢町・算所村・西大路町・南中町・鳥屋町の二七町である。北浜は島上町・匠町・松屋町・鍛冶屋町・宮前町・宮内町・北宮内町・川崎町・西出町・東出町の一〇町である。南浜は関屋町・新在家町・出在家町・今出在家町・船大工町・和田崎町の六町となった。

三方ではそれぞれ事務を執る惣会所を設けた。初期の状態は不明だが、幕末期の各惣会所は、岡方は小物屋町、北浜は鍛冶屋町、南浜は新在家町にあった。

三方の各代表者は名主である。表17で示したように、浜方では問屋・船宿などの有力者が、岡方では正直屋などの有力商人がなっている。藩政時代の三方の名主はそれぞれ複数で、特に岡方は四人のときも、三二人のときもあった。三方名主の選出は、それぞれ方角の組頭による選挙によりなされ、ほとんどそのまま奉行によって任命された。

名主の職務は、初期には明瞭でなかった。明暦二年暴風雨の時、ちょうど兵庫に入港しようとした豊後岡藩主の乗った船が危うくなり、当時浜方の名主であった北風七兵衛は、漁船数艘・人夫一〇〇人余を動員してこの救助に当たった。折悪しく領主である尼崎藩主も七兵衛を召していたが、七兵衛は救助を先にして後、藩主の命に従った。この遅延のため七兵衛は厳罰に処せられることとなり、種々の嘆願も聞き届けられず、即日西光寺（藤の寺）で斬首された。当時は海難処置も藩制としては定まっておらず、浜方の名主としては遭難の救助に当たったのは当然のことだが、これを藩側は、七兵衛が問屋として大名の意を迎えようとする私用を優先したと解したものであろう。

表 17 兵庫津三方の名主の変遷

史料記載年	岡方名主名	浜方名主名	
		北 浜	南 浜
明暦2 (1656)	不詳	北風七兵衛 他は不詳	
寛文3 (1663)	不詳	北風七郎右衛門・網屋新右衛門 北風六右衛門・小豆屋助右衛門	
元禄4 (1691)	十河長介 正直屋新助 剣菱屋市郎右衛門 他に名不詳1名	北風六右衛門 他に名不詳1名	絵屋右近右衛門 他に名不詳1名
享保5 (1720)	瓜屋九左衛門 剣菱屋市郎右衛門 正直屋新助	北風彦六 座古屋喜左衛門	絵屋右近右衛門 小豆屋助右衛門
享保19 (1734)	剣菱屋市郎右衛門 正直屋十助 正直屋八左衛門	座古屋喜左衛門 北風六右衛門	網屋佐左衛門 絵屋右近右衛門
元文3 (1738)	剣菱屋市郎右衛門 正直屋八左衛門 正直屋弥右衛門	座古屋喜左衛門 北風六右衛門	網屋佐左衛門 絵屋右近右衛門
宝暦12 (1762)	正直屋安右衛門 正直屋八左衛門	北風六右衛門 六軒屋弥兵衛	絵屋右近右衛門 網屋佐左衛門
宝暦14 (1764)	藤左衛門 八左衛門	六右衛門 弥兵衛	佐左衛門 右近右衛門
寛政12 (1800)	正直屋弥右衛門	北風彦六	不詳
天保5 (1834)	正直屋弥右衛門	北風丈助	網屋惣兵衛
天保8 (1837)	不詳	北風丈助	網屋新九郎
文久1 (1861)	正直屋弥右衛門	北風莊右衛門	岩間屋兵右衛門
慶応1 (1865)	京屋善右衛門	北風莊右衛門	岩間屋兵右衛門

資料：神戸大学所蔵文書，神戸市立博物館所蔵文書，『神戸市史』資料2，「兵庫岡方文書」，安田莊右衛門『北風遺事』，「樋井家文書」

第二節 兵 庫 津

表 18 兵庫津三方の惣代の変遷

史料記載年	岡方惣代名	浜 方 惣 代 名	
		北 浜	南 浜
寛文 3(1663)	不 詳	治 左 衛 門 ・ 助 太 夫	
享保 6(1721)	儀 助	佐	助 太 夫
享保19(1734)	八 右 衛 門		
	儀 助	兵	藏 助 太 夫
	平 治 助		
元文 3(1738)	義 助	平	治 助 太 夫
	清 七 藏		
宝暦12(1762)	本 藏 助	栄	治 喜 作
	儀 助		
宝暦13(1763)	儀 助	栄	治 忠 兵 衛
天明 8(1788)	高 井 要 助		
寛政12(1800)	要 助	原田儀左衛門	
	見 習 哲 藏 助		喜 市
	才 助		
文政 2(1819)	高 井 彦 輔		
天保 6(1835)	高井彦左衛門	石 原 平 次	榎並武右衛門
	見 習 繁 八		
文久 1(1861)	高井本次郎	石 原 鉄 藏	榎並直五郎
		石原嘉右衛門	
元治 1(1864)	高井本次郎	石原加左衛門	榎並直五郎
		見習 同初三郎	

資料：神戸大学所蔵文書，「榊井家文書」，「兵庫岡方文書」，『神戸市史』資料2

名主は、藩や兵庫奉行の出した法令・指令の伝達や、毎月四日・九日・十三日・二十日・二十五日・二十九日(小月は二十八日)の六日、兵庫奉行の常駐する陣屋に詰めて、諸願・届や公事訴訟に関する意見を上申したりしたほか、地子銀その他の租税を徴収して納入し、宗旨改帳の作成・修正を行い、出火・洪水・飢饉などの際に対応するなど極めて多忙であった。そこで家業を持ちながら名誉職としてなった複数の名主は、協力しつつ仕事に当たったのである。なお三方の世話をする順番は、一方ずつ交代で月番とした。

惣代は、多忙な名主を助けて、事務をとる雇用人であった。寛文三年には浜方に二人の惣代がいたことがわかるが、三方に分かれてからは、三方それぞれに一〇二人の惣代がいた(表18)。

このほか惣会所には雑

用にあたる小使が雇われていた。元禄頃にも現れているが、寛政十二年（一八〇〇）には三方にそれぞれ一人ずついたようである。

各町の代表者は「組頭」と呼ばれた。兵庫津へ下された尼崎藩の貞享二年「条々」にも、「組頭五人組」とか「其町年寄五人組」とかあり、組頭もしくは年寄が各町の自治の代表者とされている。元禄四年兵庫奉行となった坂田又右衛門の申し渡しは、兵庫津の名主・庄屋に命ぜられ、名主は早速町々の組頭を惣会所に呼び、これを読み聞かせ、写しを一通ずつ与えている。

この頃の組頭は一町一人を原則とし、町民の選挙によって選出された。元禄四年十二月二十日に小物屋町組頭甚右衛門、小広町組頭次兵衛、南中町組頭清右衛門の組頭役辞退が認められると、翌二十一日岡方惣会所で後任の選挙が行われ、その結果最高得票者は小物屋町では日銭屋弥一右衛門、小広町では長兵衛、南中町では吉右衛門となり、その他の得票結果もすべて奉行に報告され、奉行は二十二日最高得票者をそのまま組頭役に任命している。

組頭の職務は、名主から伝えられた法令・指令の伝達、宗門改帳・人別帳・証文類などの作成保管、惣会所から割り当てられる費用や地子銀などの徴収、屋敷田畑の売買・質入れ証文や遺言状への加判、正月早々の惣会所年間支払い分の監査、町の自治に関する取りまとめなどである。組頭も名誉職であった。

家業を持つ組頭のため、その事務を助ける者として、町代（丁代）が雇用

表 19 兵庫津地方の庄屋の変遷

史料記載年	庄屋名
元禄 4(1691)	伊右衛門・作太夫
享保 6(1721)	仙右衛門
元文 3(1738)	八郎右衛門・九兵衛
宝暦12(1762)	八郎右衛門・武八
元治 1(1864)	井上八郎右衛門

資料：神戸市立博物館所蔵文書、『種井家文書』、『兵庫岡方文書』、『神戸市史』資料2

された。町代の成立は、大坂の例を見ると一七世紀前期と考えられるが、兵庫津では元禄四年五月十三日に、兵庫奉行坂田又右衛門が赴任した時、三方惣代とともに町代・船目付・船指などが、走水村まで迎えに出ているのが初見である。

また兵庫津には、背後地の川西・川東などに耕地があり、農民も居住していたから、それに係わる耕地や年貢収納などを主とする職務を執る役として庄屋が置かれていた(表19)。庄屋は二人いることもあったが、一人の場合もあり、これを補助する年寄もいた。

2 近世前期の商業

浜本陣の成立 元和五年(一六一九)大坂は幕府領となり、大坂以西の諸藩は大坂に蔵屋敷を設けはじめた。諸藩は、参勤交代や幕府への手伝い普請のため貨幣を必要とし、領内で得た年貢米を有利な市場

である大坂で売却する需要が増加していたのである。そのため、より大量の米をより安価に直送できる海運の必要性が高まり、西国の大名の中には領地と大坂の間に中継地を確保しようとする者もあらわれた。

すでに豊臣政権下で、兵庫の間屋・船宿の中には、特定の大名の宿や休憩所となって、御用船との取引を始めるなどの関係をもつ者もあったが、関ヶ原戦以後大名の交替は激しく、その関係も変遷を免れなかった。たとえば出在家町の網屋新右衛門の場合は、その取引先の福島正則・寺沢正成・大久保長安などの大名が、改易あるいは死亡し、その関係が途絶えたが、のち新たに岡山藩との関係が結ばれるようになっていく。たま

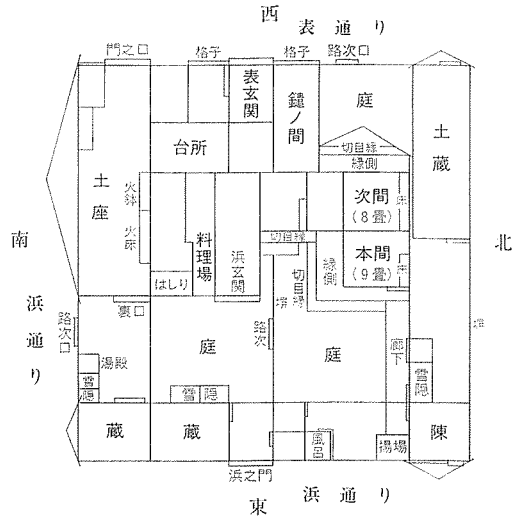


図 6 浜本陣（網屋惣兵衛）平面図

たまた寛永十九年（一六四二）六月、同藩主池田光政が海路国元へ下る途中、風波と日没で乗船が危うくなった時、新右衛門が油樽を集めさせて和田岬の海辺で火を焚き続けて船を誘導し、無事光政を上陸させたことが縁となって、以後岡山藩御用船の宿となったという。いずれにしても諸藩と関係をもつようになった網屋新左衛門・網屋惣兵衛・絵屋右近右衛門・肥前屋粘右衛門らも一般商人船を相手とせず、関係のある大名の宿泊所をも勤めたことから、浜本陣と称するようになった。

細川忠利の宿をしていた網屋惣兵衛の場合は、熊本藩の浜本陣であったが、藩の廻船はなかなか立ち寄らなかった。熊本藩が大坂への廻送蔵米を増加させるようになった寛永末から正保ころ（一六四〇年代）、惣兵衛からの出願もあって、藩はかれに蔵米廻船の支配を命じている。この支配とは、藩の御用廻船が大坂に蔵米などを積み登る際、大坂の河口は水深が浅いため、兵庫津で上荷船に積み替えて蔵屋敷に送る場合も多く、その手配をすることであった。

ところが万治三年（一六六〇）ごろ、この上荷船の者は、熊本藩の蔵米上荷賃が一〇俵を三石と計算し、しかも赤米で支払われてきたことを不満として兵庫奉行に提訴し、奉行はこれについて、三俵を一石として運

賃は白米で支払うよう値上げを命じた。問屋中はこれを受け入れたが、網屋は不服として逆に訴訟し、ついに従前どおりに上荷賃を減額させている。

このように浜本陣は藩の御用を勤めるので權威を持った。しかしそのことはかえって商船など荷主・船頭の忌避するところとなり、商業的利益は得られなくなった。熊本藩領の商船も浜本陣には立ち寄らず、貨物は問屋で売りさばかれた。結局、浜本陣は御用廻船が蔵米などを積み登って来ると、それを大坂へ廻送するため、兵庫津の上荷船または渡海船に積み替えさせ、それらの手数料を廻船側から取った。

こうして兵庫の渡海船などが荷を大坂川口から蔵屋敷まで積み登るので、そこを仕事場としている大坂の茶船・上荷船と対立し、大坂側の提訴によって、ついに元禄十一年（一六九八）六月大坂町奉行は、兵庫渡海船の大坂川口から市中への貨物運送を禁じ、渡海船には安治川口戎島番所および木津番所以西において、大坂の上荷船・茶船に荷を転載することを命じた。こうなると諸藩の御用廻船は、兵庫で積み換えると浜本陣に対し、兵庫渡海船と大坂上荷船との両運賃を加算した手数料を支払わなければならない。いきおい天候や潮加減が許せば、大坂川口まで直行するという場合も増え、こうした事情が浜本陣の経営を苦しくしていった。

問屋・仲買
の発展

兵庫津の問屋の多くは商船を相手としたので、船問屋ともいわれる。商船の多くは積荷の種類が多様で、その多様な積荷を一手に引き受ける問屋は、特定の商品だけを取り扱う專業問屋とはならず、後には諸問屋と称している。

当時の大坂は全国的な規模の市場で、商船も兵庫津より大坂へ荷を運ぶことが多く、また大坂の問屋も一

つけたのか、商船の兵庫津への入港が増加し問屋も増加した。

しかし近隣で廻船所有者のいる神戸村・二ツ茶屋村でも問屋が一〇軒生まれ、問屋間の競争も激化していた。延宝年間兵庫津の問屋は、領主である尼崎藩に嘆願して、問屋の営業は兵庫津に限定するよう働きかけ、藩は兵庫津の問屋一三六軒を記録して、株のような特権を与えている。

この時、兵庫の問屋は仲間として申し合わせ、それぞれ個別に客筋を振り分けるようにしている。北風家でも、六右衛門家・彦太郎家は問屋の営業が振るわないので、得意先を一族の荘右衛門家に譲り、六右衛門家は副業としていた酢の醸造を、彦太郎家では酒造を本業とし、荘右衛門家は問屋として伊予・土佐・筑前・石見・安芸五カ国の商船と取引するようになった。

さて、問屋は商船と取引して様々の貨物を一括して引き取るが、これを品目別に購入するのが仲買である。

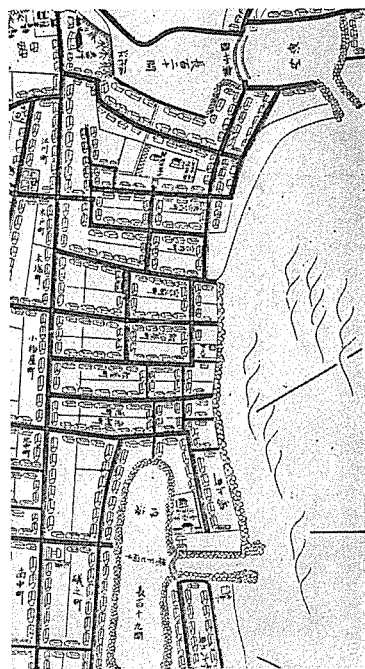


写真 28 兵庫津浜辺
(元禄兵庫津絵図)

七世紀中葉ごろには商品の入荷を増加させるため、産地や荷主に前貸銀を渡したりして商品を吸引した。そこで兵庫の問屋北風荘右衛門などは、商船に乗り込んでくる荷主や船頭の宿料を請求せず、かえって馳走したりして客船を集めようとしている。そうしたサービスのよさが客を引き

仲買の中で最も多かったと考えられるのは、穀物仲買であった。穀物仲買は問屋から引き取った商品を兵庫津の小売店やその他に売りさばくとともに、一七世紀以降普及しはじめた白米を売る搗米小売も営むようになった。

一方近郊農村では、有利な商品作物栽培に干鰯・油粕などの購入肥料が使用されるようになって、兵庫にも干鰯仲買が現れ、その数も増加した。販売先は播磨明石郡・美濃郡から、摂津八部郡・有馬郡や兵庫津周辺の農村などである。

干鰯仲買では、同業者が増加するところから一七世紀中葉ごろ組合を結成している。組合は職業的共同体の性格を持っていて、干鰯を運搬する兵庫の馬借(馬方)と毎年協議して駄賃を定めていたりしている。この駄賃は他の商人も守るという慣習の基となった。穀物・干鰯以外の仲買もいたが、その職種は明らかでない。

仲間の成立

幕府のすすめた楽市楽座政策によって商工業者は増加し、一七世紀後半には同業者間の競争も激化した。同業者の親睦や信仰などの団体としての仲間の成立は、干鰯仲買のほかに、兵庫では船大工や家大工も仲間を結成していた。この両仲間は一七世紀末に、船大工が家屋の建築をしたことから争論となり、元禄二年一月十八日兵庫奉行は、船大工の家屋建築を禁止する次のような裁定を下している。(1)古来兵庫津の船大工は、自分の家屋の新築に限って、家大工の棟梁を雇い、自分の弟子に手伝わせることは許されている、(2)船大工が細工をすることは寺などへの寄付であっても禁止する、(3)施工主はたとえ馴染みの船大工がいても家・蔵の建築に雇うことは禁止する、(4)船大工が木挽を兼ねることは、両役を勤めている場合は双方の仲間で相談納得すればよい、(5)船大工の弟子が木挽を兼ねることは禁止するというので

ある。しかし船大工仲間はこの裁定に承服せず、大坂の状況を問い合わせ、兵庫奉行も、大坂では船大工が木挽を行うことが許されているという実情に鑑みて、船大工が木挽を兼ねることは自由、と後に裁決を改めた。

また同年四月、木戸町のしふ屋吉兵衛が紺屋の開業を願い出た時は、岡方惣会所では津中の紺屋を呼び、その可否を尋ねている。紺屋清右衛門は、貞享年間の大火までは禁中染殿院から下された文書もあり、紺屋の家も定まっていたが、大火以後は紺屋が増加し難儀しているので、新規開業は許可しないよう上申されることを願った。しかし奉行は、紺屋に座は無く、吉兵衛も生計が苦しいため出願したものとして、開業を許可している。

こうした例からも、この時期商工業者は仲間を結成し、できる限り新規の同業者を排除しようとしていたことがわかる。

仲間ではもちろん規約を定めていたが、この頃の仲間規約は見当たらない。ただ、後の明和四年（一七六七）八月大和屋長兵衛が諸問屋仲間に加える際に差し出した一札から、当時の規約を類推することはできる。

その内容は、(1)幕府や藩の法令を守る、(2)問屋中の申合せには違背しない、(3)諸藩の蔵米積み船からの売り物は取引しない、(4)諸国の商船がもたらす納屋物でも密貿易の疑いある唐物の売買はせず、薬種・砂糖など許可されている商品でも、船の国籍や場所、商品の出所、また送り先を考え、よく確かめて安全な品物のみ商う、(5)当津の問屋と既に取り引している商船と沖での取引はしない、また自分の店先へ取引を依頼してき

第二節 兵庫津

表 20 兵庫津住民の職業
(享保年間)

職 業	人 数
1 百姓	230人
2 漁師	210人
3 水主	2,393人 (内北浜1,043人 南浜1,350人)
4 木挽	36人
5 屋大工	63人
6 船大工	162人
7 鍛冶	66人
8 樽屋	50人
9 船問屋	76人
10 酒屋	40軒
11 旅籠屋	31軒
12 本陣	5軒
13 修験者	10人
14 (類族)	10人

資料：『神戸市史』資料 2

享保年間の兵庫津の住民の職業は、ほぼ表20のようである。これは名主も勤めた網屋（のち南条の姓となる）の心覚えで、職種も一三種に限られ、兵庫津の職業すべてを示したのではない。また類族のように、職業ではなく幕府が禁じたキリスト教信者の家族子孫も含まれている。このように限定されたもので

化している。一七世紀初頭には農民の多い港町であったが、商工業者や運送業者が増加して近世都市らしくなっている。

兵庫町民の構成
兵庫津は慶長七年（一六〇二）の四〇町村から天和元年（一六八一）には四三町村と拡大した。この間寛文九年（一六六九）には家数一六〇八、人口一万三五一七を数え、町民の職業もかなり変化した。

3 兵庫の町人社会

でも先に取引した問屋のない場合のみ取引する、(6)同様な商品を取り扱う問屋のある場合、売方のいう価格以上の高値で買い付けたり、規定の口銭を減らして商売したりはしない、というもので、仲間は同業者の共同体的規制を行っていたといえる。

はあるが、職業の傾向をみることはできる。

まず港町として、廻船や渡海船その他の船が多く、水主の人数が最も多い。手工業者は、船大工をはじめ、製材を業とする木挽、家屋を建てる家（屋）大工、船具や釘・鎌などを製造する鍛冶、酒樽や油樽などを作る樽屋のみがあげられている。陸上交通の宿場としての大名の宿泊する本陣、一般の旅人のための旅籠屋もある。その他造り酒屋もあった。しかし、商人としては船問屋のみしか記入されていない。年貢や役のため記入されたと考えられる農民は減少したようだが、漁民とほぼ同数の二百人前後いる。

また他の史料からは別の職種が拾える。商人には船問屋だけでなく、仲買がかなりいたし、さらに船に乗り込んで食品や雑貨を売る仲売や、質屋・古手屋（古着屋）・古銭買いなどもある。小売商人も米屋・八百屋・魚屋・酢醬油屋・飴屋があり、湯屋もあった。陸上交通にたずさわる馬指（馬方）・駕籠かきもいた。さらに松尾久庵・伊川宜庵と名のる医者や、外科の利斉・陽庵などもいた。寺院は三三カ寺、神社が一一社と多く、僧など宗教者も多くいたはずであり、少数ながらひじり、長吏もいた。

近世初期の傾城屋は完全に姿を消し、いまだ農民・漁民なども少なくはないが、商工業者や交通運送業者の多い近世都市となっているのである。

兵庫津の風 豊臣氏の下で、兵庫津の特色の一つは享楽機関の風呂屋（蒸風呂屋）・湯屋・傾城屋が多いことと文芸 とであった。その後もしばらくはこうした傾向があった。慶長十年に僧玄蘇は、旅の途中で

兵庫に泊まり、銭湯に入っている。承応元年（一六五二）の『諸国万句』には「つたえきく、兵庫は風呂の名所にて」と言う前句があり、翌年松江藩の武士黒沢三右衛門尉は、その主君に従って帰国の途中に兵庫を通



写真 29 兵 庫 髻

過した際、大きな浴室のあったのを見ている。

江戸でも風呂屋には湯女がおり、浴客に飲食や音曲などの遊芸を提供して風紀を乱す経営者もいたので、幕府は寛永年間以降、湯女を度々禁じ、純粹の浴場とするように命じた。幕府の法令を重視した尼崎藩は、先述のように風呂屋・湯屋・旅籠屋にも遊女を置くことを禁じたので、以来兵庫津の風呂屋・湯屋は純粹の浴場になったようである。

兵庫に傾城屋が多かった頃、遊女は元結を用いずに、髪をぐるぐる巻いた特殊の結い易い髪型をしていた。承応・明暦年間につくられたという「築子千句」に「名にしおふ兵庫あたりの女子ども、おかしげに結う唐人の髻」とあり、貞享三年（一六八六）の『婦人養草』に「当時髪のゆいやうの名を島田・兵庫などといふのは、遊女の在る所の名をかりていふなりとぞ」とあり、恐らく兵庫の遊女の結い始めたものから、一般の女性にも流行したものと考えられる。しかし、西鶴の貞享三年刊の『好色一代女』には「其時にかはり、兵庫髻ふるし」とあり、この頃は若い女性の間では下火になっていったようであるが、元禄八年（一六九五）刊の『俗つれづれ』に「四十四五なる女むかしを今に兵庫わげをかしげに」とあるように、なお兵庫髻そのものは結われていた。

また他所でもあった、小石を投げあって戦う石打や、嫁入りの際の花嫁に水を浴びせる水あびせ、人に対して嫌がらせの張り紙をすることなど、中世以来の習

第二節 兵庫津

このほか名所旧跡を訪れる人々も多いことから、磯之町の葉種屋の菊屋新右衛門は植田下省という筆名で、『兵庫名所記』二巻を著し、宝永七年（一七二〇）上梓している。その内容は兵庫津近辺の名所旧跡について、その由来を探索し、関係する詩歌・伝説を述べたものである。

第三節 郷庄と村

1 郷庄と村切り

西摂三郡 神戸市域は、旧国郡でいえば摂津国一二郡のうち西よりの有馬郡・菟原郡・八部郡の三郡と、の村々 播磨国一六郡のうち、東よりの明石郡・美嚢郡（三木郡）の二郡に及んでいる。近世では、この

二国五郡にわたる市域内に、二百を超える大小の村々が存在し、近世を通じてそれぞれが幕府・大名・旗本の支配を受けていた。

表21は、このうち摂津三郡の村高を郡別に表示し、その推移をみようとしたものである。各時期の史料は、それぞれ異なった目的のために作成されたもので、表示されている数字が当時の実態を十分に反映しているとはいえない面もあるが、おおよその傾向を指摘することは可能であろう。これによれば村高の変動は、一七世紀を通じて5%増程度の八部郡で最も小さく、ついで菟原郡一〇%増、有馬郡五〇%増の順となっている。村高の変動は、有馬郡を除くと比較的小さいといえるが、各郡の特徴について、もう少し立ち入ってみておこう。

第三節 郷庄と村

表 21 摂津3郡の郡別村高・村数

年 代	有 馬 郡		菟 原 郡		八 部 郡	
	石 高	村数	石 高	村数	石 高	村数
慶長期(17世紀初頭)	石 29,218.000 [100]	70 (24)	石 11,187.400 [100]	46 (42)	石 17,580.770 [100]	37
正保期(1644年頃)	44,661.832 [153]	81 (28)	11,194.569 [100]	46 (42)	18,169.775 [103]	44
元禄期(1696年頃)	44,039.273 [151]	89 (36)	12,331.682 [110]	49 (44)	18,465.601 [105]	44

(注) []は指数, ()は市域の村数。

慶長期の石高は「慶長国絵図」、村数は「摂津一国高御改帳」による。後者は八木哲浩により元和期のものとされてきたが、有馬郡の村高は慶長15年検地以前のものである。

資料：西宮市立郷土資料館所蔵絵図、『兵庫県史』史料編近世1、『関西学院史学』

まず、村高の変動が最も小さい八部郡でも、慶長期から正保期の間（一七世紀前半）に、村数その他に若干の変動が見られることである。これは(1)下村、小部村がそれぞれ二カ村に分かれ、村切りが行われたこと、(2)従来は、兵庫地子、正直屋屋敷、兵庫川東、兵庫川西の四ブロックを、「高付け」すなわち行政的収取単位としてきたが、これを「兵庫」として一括したことなどによる。このことは、遅くとも一七世紀半ばまでに、八部郡村々の村切りが最終的に完了し、行政単位としての「兵庫」が成立したことをうかがわせる。

次に菟原郡では、正保郷帳の村数が四六カ村、元禄郷帳の村数が四九カ村と、一七世紀後半に、村高の増加に伴って村数も三カ村増えている点が注目される。これは、村切りによるものではなく、徳井村の枝郷新田村が「東明村」として独立したこと、同様に「小野新田村」「浜芦屋新田村」が新たに成立したことによる。これらの新田村は、いずれも南部海浜地帯に位置している点で共通しており、この地域の新田開発の特徴の一端を示している。

こうして摂津二郡では、近世的行政村の成立が、一七世紀前半に村切りを完了した八部郡、ついで一七世紀後半の南部新田村の独立

表 22 有馬郡における村切り

(単位: 石)

慶長 10 年国絵図		正保期 (1644年頃)		元禄国絵図	
市原村	198.370	市原村	154.000		
岩谷村		岩谷村	150.000		
柳谷村	381.770	簾村	149.440		
吉尾村		柳谷村	205.520		
小名田村	700.400	吉尾村	407.480		
		上小名田村	697.000		
		下小名田村	470.000		
* 宅原村	1,065.500	上宅原村	1,055.837	岡村	318.503
				豊浦村	325.837
				有井村	411.497
		下宅原村	718.763	下宅原村	561.304
二郎村	426.090	二郎村	690.860	上二郎村	211.469
				下二郎村	469.391
				西尾村	229.841
中村	598.416	中村	1,001.244	結場村	199.522
				田尾寺村	349.344
				馬場村	222.537
				堀越村	129.3745
下司村	361.280	下司村	614.330	岡場村	357.804
				切畑村	127.1515

(注) *宅原村は「慶長国絵図」に見当たらないので村高は「摂津一国高御改帳」による。

資料: 西宮市立郷土資料館所蔵絵図, 『兵庫県史』史料編近世 1, 柿衛文庫所蔵文書

を経た菟原郡と、順次進化したことがうかがわれる。

残る有馬郡で、慶長と正保期に村高が大幅に増加しているのは、第一節で述べたように、有馬豊氏による慶長検地の結果を反映していると考えられる。そこでこの点について、村切りの状況も含めてさらに詳細に見ようとしたのが表22である。これによると、二郎村、中村、下司村の村高は、慶長と正保期に一・六〇一・七倍になっている。さらに、小名田村、宅原村はそれぞれ二村に分村するとともに、同じく一・六〇一・七倍の村高を示しており、ここにも慶長検

地による増高が明瞭に示されている。また、有馬郡における村切りは、正保期以降にも、上宅原村（岡村・豊浦村・有井村に分村）、二郎村（上二郎村・下二郎村に分村）、中村（西尾村・結場村・田尾寺村・馬場村に分村）、下司村（堀越村・岡場村・切畑村に分村）などで引き続き行われており、八部・菟原両郡に比べて、村切りの完了が遅れた点を指摘できよう。

こうして幕藩領主支配という政治的な側面からは、旧来の郷庄は廃されて、村は行政上の単位として切り離され、大庄屋組などの新しい枠組も設定されたりしたが、旧郷庄としての結びつきがすべて解消されたわけではない。特に山野の利用、漁場の範囲、郷社の神事など、地域における生産や生活の面では、なお郷庄としての村々の結びつきが、有効な絆として維持された。

それは、慶長期の中一里山争論での山田庄と福原庄・上庄村々、寛文十年（一六七〇）に丹生山明要寺と山境を争った淡河庄村々などの庄内共通の入会慣行、あるいは都賀庄域の浦浜を一漁場として同庄に属していた大石・新在家村が入会し、東は郡家庄域の浦と、西は葦屋庄域の浦と境を接してそれぞれ漁場が維持されたという慣行、また八多神社と八多庄、長尾神社と上津畑庄、六条八幡神社と山田庄、慶明の八幡神社と平野庄、総社と伊川庄といった関係で、神事・祭礼を庄内村々が維持するという伝統などのなかにみられた。

明石・美囊
両郡の村々

次に市域を含む播磨二郡の場合を採りあげてみよう。まず石高の推移からみれば（表23）、両郡とも正保期から元禄期へかけての一七世紀後半に八〇九%の増加をみているし、村数においても増加の傾向は明瞭で、特に明石郡で著しい。

この石高の増加は、池田輝政の慶長検地のような「打ち出し」によるものではなく、むしろ開墾による耕

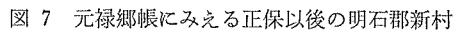
立によつてゐる。
村切りの例を考へてゐる。

(注)〔 〕は指数，()は市域の村数。
*「高なし」と記された日輪寺・転法輪寺・太寺・明王寺を含む。
資料：龍野市立図書館所蔵文書

——正元——

地増加を基本にしており、村数の増加の方は、いわゆる村切りと新田村の成立によっている。

村切りの例を市域に即して整理したのが表24で、明石郡で二例、美濃郡で三例、いずれも二村に分割されている。



第三節 郷庄と村

表 25 元禄郷帳にみえる正保以後の明石郡の新村

	新 田 村	石 高
1	西垂水新田村	66.849
2	漆山新田村	186.676
3	吹上新田村	35.504
4	疊谷新田村	77.002
5	北古新田村	286.549
6	南古新田村	216.377
7	新々田村	233.474
8	生 田 村	146.287
9	永 井 村	72.588
10	水 谷 村	188.423
11	秋 田 村	104.484
12	龍ヶ岡村	286.165
13	赤 坂 村	203.652
14	野中上村	159.317
15	野中下村	119.448
16	境 新 村	14.967
17	天ヶ岡村	105.868
18	神 納 村	50.965
19	池 田 村	82.92
20	池 下 村	137.873
21	吉 生 村	12.83
22	広 谷 村	69.962
23	山 西 村	18.001

資料：龍野市立図書館所蔵文書

期、まず郡南部（主に明石市）から始まったといわれるが、市域の神出・岩岡などでの開発は、それより少し遅く、この地の新田が、検地・高入れを経て、

形上地下水が深く、粘土質あるいは砂利質の悪土で開墾は厳しかったが、正保～元禄期に、三〇の村が新たに成立している。このうち、市域に属するのは二三カ村（表25）で、その主な部分を図示したのが図7である。伊川谷・大蔵谷のほか、神出・岩岡の地に多くの新田村が誕生したことがわかる。その新田村では溜池を造成して水利を図ったが、用水は乏しく、開墾地の多くは畑であった。当然用水確保の願望は強く、明石川・伊川の水を導く掘割が造成されるようになったが、その経緯は後述にゆずる（142頁）。

近世前期のこうした台地の開発は、明石藩によって寛永末

表 24 明石郡・美囊郡における村切り

（単位：石）

	正 保 郷 帳	元 禄 郷 帳
明 石 郡	開発村 727.44	東皆発村 331.209
		下皆発村 396.231
	新方村 726.956	新 方 村 563.42
		池 野 村 163.536
美 囊 郡	下 村 682.216	西 下 村 329.551
		東 下 村 352.665
	中村町 772.893	中 村 153.507
		淡 河 町 619.386
	萩原村 673.49	南萩原村 332.12
		北萩原村 341.37

資料：龍野市立図書館所蔵文書

表 26 天和2年(1682)野中村の
新田畑検地

区 分	面 積	分 米	斗代
下 田	反 畝 歩 4. 12	石 0. 308	斗 7. 0
下々田	16	0. 032	6. 0
上 畑	1. 5. 20	0. 940	6. 0
中 畑	31. 1. 17	17. 116	5. 5
下 畑	137. 8. 12	68. 920	5. 0
下々畑	21. 1. 16	9. 539	4. 5
屋敷	30. 1. 12	18. 084	6. 0
合 計	222. 3. 15	114. 939	

資料:「大岡家文書」

厳しい耕作状況がうかがえる。

また、野中村の天和二年(一六八二)「新田畑検地帳」によっても(表26)、開発された土地は、反当たり収穫量が五斗の下畑が全体の六割を占め、田は下田・下々田をあわせても一%にも満たないわずかなものであった。開発されたのは庄倒的に、斗代五斗前後の下畑・中畑であったといえよう。これは、ほぼ同時期の延宝検地による摂津国の下畑・中畑の平均的斗代(八斗一石二斗)を大きく下回っている。

新田村として成立してくるのは、天和・貞享期である。

そのうちの一つ、播磨国明石郡野中下村の場合は、延宝年間に藩主本多政利の命によって開発が進められたと伝え、貞享三年(二六八六)に新田畑の検地が行われており、享保十九年(一七三四)の「差出扣帳^{ひきあき}」によれば、村高は一三九石四七六、田三町五反一步、畑二五町一反七畝一三步、池三カ所(秋田村立舎)、家数六九軒の村であった。しかし、同村全体の平均年貢率は二五%と極めて低く、田畑平均石盛も四斗八升六合という低さであり、開発地の

2 村社会の様相

板宿村の 次に、こうして成立した村々の内部に目を転じてみよう。成立期の近世の村が、決して対等な

村民構成 本百姓だけで構成されていたわけではなく、その内部に多様な村内諸身分があり、農民相互の階層差も大きく開いていたことは、すでに指摘されて久しい。ここでは、そのような農民諸階層の具体的な在り方について、尼崎藩領の八部郡板宿村を例に考えてみよう。

板宿村は、近世の村でいえばほぼ中規模の平均的な村である。この村に残されている寛永二十一年（一六四四）の「吉利支丹誓紙帳」は、家ごとに宗旨と旦那寺を書き上げたもので、後の宗門改人別帳にあたる。これによると、当時の板宿村は家数四三軒、人口一七六人の村であったが、このうちの八軒は下人の家であり、さらにこれに、家なしの下人一家族を加えると村内に九家族三三人の下人の存在がみとめられる。下人とは、一般的に主家に隸属する農民のことで、一七世紀半ば頃の板宿村では、そのほとんどが家持下人となっていたことがわかる。さらに四二年後の貞享三年（一六八六）の「宗門并家数人数御改帳」からは、尼崎藩支配下の村民構成をみることができる。

表27は、板宿村内の身分別家数を示したものである。村が四六軒の本役人の家を中核としつつも、半役人・隠居・ありきなど多様な身分の農民によって構成されていたことがわかる。このような村内身分は、寛永十二年、青山幸成が遠江掛川（静岡県掛川市）から尼崎に入封して以後、尼崎藩領で実施されたものであり、

表 27 貞享3年(1686)板宿村の村内身分

身 分		家 数
庄 屋 本 人 半 役 隠 居 後 居 あ り	1 軒	
	46	
	3	
	5	
	3	
合 計	1	
	59軒(327人)	

資料：「秋宗家文書」

棟を設けて住んでいたのが隠居である。長男にあとを譲った親が、二、三男とともに別棟に移って居住し、親が死ぬと二、三男の家族が隠居身分を継いだ。その意味で、隠居は血縁分家を指す語であるとされる。隠居は、直接領主に対して夫役を負担する義務を持たなかったが、一応、本家とは別個の農業経営を行っていた。これら村内諸身分のうち、庄屋と「ありき」には、年間庄屋給として米二石、ありき給として一石二斗が村から支払われている。ここにみえる「ありき」はいわゆる「あるき」とみられ、村の公的諸雑事にたずさわっていたと考えられる。

下人の存在形態

ところで、表27には示されていないが、板宿村五九軒のうち、七軒の家には下人二七人が抱えられていた。先に述べたように、この村の下人のほとんどは、寛永二十一年当時、すでに家持であった。したがって、この貞享三年当時の下人の多くも家持であったと考えられる。しかし、それにもかかわらず、下人は五九軒の百姓身分の家の家内人数の中に含まれており、自立した農民とは見なされてい

創設当初は次のようなものであったという。本役人・半役人とは年貢だけではなく屋敷地単位に課される夫役をも負担する身分の家である。夫役には近世初期の戦陣に召し連れる陣夫役をはじめ築城や道路・堤防などの普請人足などがあり、本役人は一軒前、半役人は半軒前の夫役を負担した。夫役負担者は一五〜六〇歳の男子であり、尼崎藩では少なくとも元禄末期頃までは宗門改帳に一五〜六〇歳の男子の人数を書き出させている。次に、役負担農民の屋敷地内に別

第三節 郷庄と村

表 28 貞享3年(1686)板宿村の下人・奉公人

主 家		下 人		
名 前	身 分	人数	下 男	下 女
甚右衛門	本役人	2人	①20歳(9年季)	①23歳
清 十 郎	〃	1	②21歳	
庄 太 夫	〃	5	③34歳 ④16歳	②37歳(③の女房) ③ 2歳 ④23歳
惣左衛門	〃	6	⑤57歳 ⑥22歳 ⑦12歳	⑤49歳(⑤の女房) ⑥23歳 ⑦ 9歳
平 三 郎	〃	3	⑧17歳	⑧41歳 ⑨11歳
庄 三 郎	〃	5	⑨31歳 ⑩ 6歳 ⑪ 3歳	⑩25歳(⑩の女房) ⑪67歳
久左衛門	庄 屋	5	⑫49歳 ⑬ 5歳 ⑭19歳(8年季)	⑫39歳(⑫の女房) ⑬27歳
合 計		27人	14人	13人

資料：「秋宗家文書」

いことは注目される。

こうした下人の在り方を検討するために作成したのが、表28である。二七人の下人は、甚右衛門以下七人の農民に抱えられているが、その抱え主である主家は、庄屋と本役人のみである。このうち、甚右衛門の抱

えている二〇歳の下男、久左衛門の抱えている一九歳の下男が、それぞれ九年季、八年季の年季奉公人であり「宗旨判、親方にて仕り候」とあるように、宗旨人別の台帳は親元の村にあることになっているが、残る下人はいずれも年季の記載がなく譜代、つまり先祖の代からの下人であったと考えられる。

しかも、下人のほとんどが、単身の年季奉公人ではなく、家族を構成する譜代下人であ

ることは、下人の年齢構成からも推定される。たとえば、庄三郎の下人五人は、三一歳の下男を中心に、その母（六七歳）、女房（二五歳）と子供（六歳・三歳）から成り、惣左衛門の下人六人は、五七歳と四九歳の夫婦と、その子供（二三歳・一二歳・一二歳・九歳）であつたとみて間違いあるまい。下人は、このように家を持ち家族を構成していたが、家は主家の屋敷地内の別棟である場合が多く、そのため、領主に対して直接に夫役を負担する義務がなかった。また、自らの保有地を持っていることもあるが、持たないことも多く、概して自立的な農業経営を営むことは困難であつた。彼らが、領主権力から自立的な農民と見なされなかった理由も、これらの点に求められる。

また主家と下人家族との関係については、板宿村の例ではわからないが、近村の白川村の例によれば、主家は下人の子が生まれると、米・味噌を与え、その後毎年「仕着」として衣服を給している。下人の子が一人前になると、少しずつ新田を開かせて分与し、下人の物領には親の跡を継承させ、二番目の子には家を建てて与えることになっていたようだ。そのため、三〇歳くらいまでは「給米渡さず」とあり、下人が無給で主家の田畑での労働に従事していたことがわかる。

もう一例、一七世紀後半の農民構成を知るために示したのが、表29の坂本村の階層構成である。坂本村は、丹生山田の山麓に位置し、村高一四一石余のやや小規模な村で、持高一〇三石の小高

表 29 延宝8年(1680)八部郡(山田)坂本村の階層構成

持 高	家 数
10石以上	3 軒
7~10石	4
5~ 7	2
3~ 5	7
1~ 3	16
1石未満	1
無高(水呑)	9
合 計	42軒(165人・牛16匹)

資料：「田中家文書」

持農民の層が最も多い。この村には、全戸数四二軒のうち、九軒の無高・水呑と呼ばれる零細農民がいる。延宝八年（一六八〇）の記録ではこの無高の農民は、いずれも家族を構成し家を持つてはいるが、その肩書には例外なく「この分源兵衛へ入」「この分惣兵衛へ入」などと記されている。これが、源兵衛や惣兵衛の家人人数に入れるという意味か、小作米を源兵衛や惣兵衛に入れるというような意味か定かではないが、いずれにしても、源兵衛（持高一石余）、惣兵衛（持高約一〇石）などの上層農民との間に一定の隷属関係があったものとみられる。

このような板宿村の家持下人も、坂本村の無高・水呑も、呼称こそ違え、いずれも家を持ち、単婚家族を構成しながらも、なお主家への隷属的な一面を持つという点で、実質的には同じ階層に属する零細な小農民であったといえよう。近世の村は、こうした隷属的な小農民を含み込んで成立したのであり、これら小農民がその隷属関係から自立して、村の実質的な構成員として成長していく過程を、その後の近世の村の展開における一つの道筋として見通すことができる。

村の機構

近世の村は前述のように、領主支配の単位として行政的に設定された側面をもっている。その点から村役人、五人組制、寺請制など近世独特の村の機構をとりあげてみよう。

近世の村の運営にかかわる行政や自治の中心的役割を負ったのが庄屋である。もちろん旧郷庄期より、村を束ねる必要から、有力農民の長百姓が存在し、そうした役割を担っていたから、幕府はそれを庄屋として村支配の拠点に位置づけ、その任免を代官に掌握させた。初期の年貢免状にみえる表記でも「庄屋百姓中」とあり、村役人としては庄屋がまず置かれたといえる。庄屋を補佐する年寄、村民の代表として監察的な役

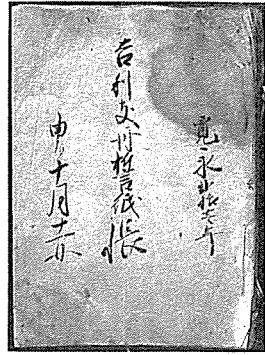


写真 31 寛永21年板宿
村「吉利支丹誓
紙帳」(表紙)

割を負ったという頭百姓(百姓代)は延宝年間にみえ、以後この三役が近世を通じて、村役人として村政の要となった。

五人組はおよそ五戸を基準に組み合わせ、うち一戸を組頭として、治安の維持、年貢の完納などを期した相互連帯組織で、幕府が寛永十四年に定めた「郷中御条目」では、「此れより以前仰せ出され候五人組いよいよ念を入れ相改むべき事」とし、毎年五人組帳を作成し、提出させた。寛文十一年(一六七二)の西小部村五人組帳控は首部を欠くが、前書には禁制や生活規範が列記され、毎月二日に村中残らず寄り合い読み聞かせ、油断なく「吟味」することを請け合う形で、庄屋一人年寄二人を筆頭に、以下五人ずつ九組、合計四十八人が連判し、宛先に代官五味藤九郎の名前が記されている。同村の戸数は寛保三年(一七四三)で無高を含んで四七戸であるから、この連判は全戸に当たるとみられる。

またキリスト教の禁止については、幕府は、元和三年(一六一七)の武家諸法度にその禁止を載せ、寛永十二年以後は繰り返し領内での取締りを命じている。板宿村に残る寛永二十一年の「吉利支丹誓紙帳」では、前文に「我等儀ぎりしたんにて御座なく禪宗にて御座候」に始まり、後にもしこの旨に違えば、ゼウス・バテレン・聖マリアその他の罰を被り獄所の苦患に責められ浮かばれないであろうという意味の「転び」起請文と同じ文言の誓紙を記し、一家ごとに家族の名を連ね、村役三人が署名し、宛名は尼崎藩の役人とみられる桑村・石井の両名になっている。初期はこうした誓紙の形式をとって宗門改めが行われた。

寛文四年幕府は改めて、毎年領内での宗旨改めを命じ、とくに藩には役人を設置するよう指示した。一方寺門に対しては、すでに「宗門旦那請合之掟」を定め、キリスト教、悲田派・不受不施派（ともに日蓮宗一派）の三宗旨を禁じ、檀家のうち「正法に紛れなき者」については、その寺の請帳に印証して提出するよう、諸宗役寺を通じて命じており、こうしていわゆる寺請けの仕法が一般化されていた。

先の板宿村の貞享三年改帳では、「板宿村宗門并家数人数御改帳」と題され、一家ごとな前・年齢・夫役負担状況（本役人・半役人の別）、五人組編成まで記載し、旦那寺が請判して小笠原ら四名の宛名とし、さらに庄屋・年寄が請判して小笠原ら三名の宛名、そのうえ郡右衛門（大庄屋）が請判して同じく小笠原ら三名の宛名が記入されている。この時期板宿村は尼崎藩領であったから、小笠原らは藩の宗門奉行であり、藩では奉行を村に派遣して人別改めを実施し、三段階の請判を経るといふ嚴重さで改帳を提出させたのである。幕府領では宗旨改帳と五人組帳はそれぞれ別に作成され、大庄屋制がないので、寺と村役人の二段階の請判となっている。

一村すべて同宗旨で同じ寺の檀家という場合もあったが、そうでない場合ももちろんあった。たとえば岡本村の場合は、村民の宗旨は三宗派に分かれていて、(1)禪宗の一戸は村内にある宝積寺だけで同村に檀家はなく、(2)浄土宗の一〇五戸は村内にある光明寺の檀家、(3)一向宗の二〇戸は、そのうち一〇戸が隣村田中村にある安念寺の、六戸が西青木村西林寺の、残る四戸が田辺村常光寺の檀家である（戸数は文政十一年（一八二八））。宗旨改めは村単位で行われたので、岡本村では「宗旨人家御改帳」は宗旨ごとに毎年三冊作成されている。

表 30 元禄14年(1701)須磨組17カ村の家数・人数・在村率

村 名	家数	人数	一軒当り	在村者	在村率
1 北 野 村	51 ^軒	293 ^人	5.7 ^人	291 ^人	99.3%
2 生 田 宮	3	5	1.7	5	100.0
3 宇治野村	29	161	5.6	160	99.4
4 中 宮 村	6	45	7.5	43	95.6
5 坂 本 村	54	292	5.4	274	93.8
6 荒 田 村	39	219	5.6	215	98.2
7 長 田 村	148	698	4.7	672	96.3
8 板 宿 村	67	379	5.7	373	98.4
9 大 手 村	50	263	5.3	251	95.4
10 西須磨村	125	805	6.4	791	98.3
11 東須磨村	144	846	5.9	818	96.7
12 駒ヶ林村	228	1,138	5.0	989	86.9
13 西尻池村	31	143	4.6	139	97.2
14 東尻池村	141	688	4.9	664	96.5
15 走 水 村	34	193	5.7	185	95.9
16 二茶屋村	309	1,873	6.1	1,349	72.0
17 神 戸 村	291	1,621	5.6	1,311	80.9
合 計	1,750	9,662	5.5	8,530	88.3

資料：「秋宗家文書」

村民の生業

同じ市域の村々でも、北部山間部の村と南部

海浜地帯の村とは、当然のことながら、人々の生活と村の在り方に差異が見られた。次に、元禄十四年(一七〇二)尼崎藩に提出された「須磨組村々宗門并家数人数御改惣寄帳」によって、南部の須磨組一七カ村の特徴をみておこう。

この一七カ村は、兵庫津を囲むような形で、その周縁部に位置する村々である。尼崎藩は、夫役徴収のために、

この調査を命じたものと思われ、家数・人数のほかに「所ニ有人」(在村者)の数、一五〇歳までの男子の数なども書きあげさせている。

表30は、これら一七カ村の概要を示したものである。これによると、各村の家数・人数には大きな差が見られるものの、生田宮を除けば一軒当たりの家族数はおおむね五〜六人であることがわかる。これらの村の主たる産業が農業であることはいうまでもないが、農業以外の稼ぎももうかがえる。一七カ村中、家数・人数

ともに際立って多いのは、二ツ茶屋村、神戸村、駒ヶ林村の三村であり、いずれも海岸に臨む海辺の村である。しかも、この三カ村はいずれも在村率が低く、たとえば在村率七二％の二ツ茶屋村では、子供や女性も含めた全人口の四分の一以上の人々が村にいないことを示している。

このように村を離れている人々が、どこへ行っているのかをみようとしたのが、表31である。これを見ると、村を離れている人々の大部分が「他国上り」とされており、その多くは「船乗り」であることがわかる。二ツ茶屋村、神戸村、駒ヶ林村の船乗りの人数は、それぞれ五一九人、三〇六人、一四四人であり、その他の村々もあわせると須磨組には千人近い船乗りがいたことになる。これは全人数の一割強、成人男子の三二％にあたる。二ツ茶屋村・神戸村は近世を通じて所属廻船が多く、西廻り航路開設期から産物輸送に就航しており、この期でもその活発な活動がうかがえる。駒ヶ林村の場合は漁業が盛んで、季節によっては他国へ出漁することもあったが、船乗りとして活動した場合も考えられる。

また、村を離れている者の中には、船乗りの他に奉公に出ている者も少なからずいた。表31によれば、奉公先は武家・商家・農家など幅広い範囲にわたっているが、尼崎藩に対する中間奉公や家中の者への武家奉公に比べて、「町在奉公」と呼ばれる商家や農家への奉公の方が多い。また藩の領外より領内での奉公を優先する政策のあらわれか、領外へ出るよりも尼崎藩領内での奉公の方が主流であったことがわかる。とりわけこの時期は、領内の尼崎城下と兵庫への奉公が目立ち、農村奉公人の数はそれほど多くなっていない。また、東須磨村の木工九人、坂本村の船木工一人など、職人が他国へ出向いている点も注目されるところである。

このように、元禄期の須磨組村々の特徴は、農業生産だけに依拠するのではなく、多くの人々（基幹労働力たる成年男子）が絶えず領外とも往来しており、とりわけ成年男子の三人に一人が「船乗り」であることに顕著に認められよう。

皮多村の次に、近世における村の成立の問題として、皮多村について述べておきたい。皮多と呼ばれる人々の居住村落の中には、すでに中世から、たとえば下級神人や芸能民をはじめ多様な起源をもつ賤民の居住地として、近世の皮多村に連なっていた例も見ら

須磨組 17 カ村の奉公人と船乗り

(単位: 人)

千石夫	家中奉公	領町 内奉公	他町 領公	他国上り	行方不明	在村者	合 計
		町 2				291	293
						5	5
				船乗 1		160	161
		半季 1	1			43	45
1		半季 10	3	船大工 船乗 1 2	1	274	292
		町 1	町・半 1	船乗 2		215	219
1	4	町 4	7	大坂上 1	1	672	698
1		町 3		船乗 1	1	373	379
		町 6	町 2			251	263
		町在 10	町 1		1	791	805
1	5	町 8	町 1	大工座頭 9 1		818	846
		町 1	町 4	船乗 144		989	1, 138
			1	船乗 3		139	143
(1)	(4)	(10)	(1)	(7)		664	688
				船乗 8		185	193
		町 4		船乗 519	1	1, 349	1, 873
		町 3	町 1	船乗 306		1, 311	1, 621
5	13	63	23	1, 007	5	8, 530	9, 662

第三節 郷庄と村

れる。また戦国大名が、軍事目的のために皮革を調達させたり、戦場の死者や死牛馬の処理をさせるために、皮多を一定の土地に集住させたことに起因する場合もある。しかし、死牛馬の処理、皮はぎや皮細工などに従事する人々を、広く「かわた」の語で表すようになるのは、その後の豊臣政権期であり、さらに皮多と呼ばれる人々が職業や居所を固定化され、被差別身分として決定的に差別されるに至る方向性は、むしろ近世に入ってから、とりわけ一七世紀後半の幕藩権力の諸政策を通じて確定されたものと考えられる。

市域についても、すでに慶長国絵図に「かわた村」の記載が見られるが、その後も皮田村からの入植によって開拓された新田に新たな皮多村が成立している場合もある。これら市域における皮多村の存在については、元禄郷帳によってその概要を知り得るが、それ以前の戦国期から一七世紀前半までの、初期皮多村の実態を具体的に示すような史料は、ほとんど残されていない。そこでここでは、一七世紀半ば以降の幕藩権力の諸政策にみられる差別強化の特質を、市域皮多村の動向とかかわらせて、いくつか指摘しておきたい。

表 31 元禄 14 年 (1701)

村 名	御中間	大蔵様御中間	兵部様御中間
1 北野村			
2 生田宮			
3 宇治野村			
4 中宮村			
5 坂本村			
6 荒田村			
7 長田村	6		2
8 板宿村			
9 大手村	2		2
10 西須磨村			
11 東須磨村	2	1	
12 駒ヶ林村			
13 西尻池村			
14 東尻池村		(1)	
15 走水村			
16 二茶屋村			
17 神戸村			
合 計	10	2	4

(注) ()は推定。
資料：「秋宗家文書」

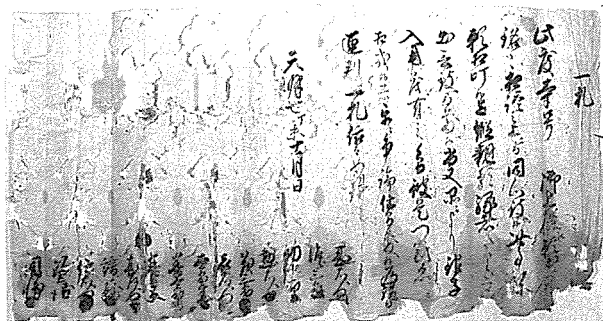


写真 32 寺号下付願いにつき約定書 (部分)

一七世紀後半(寛文・元禄期)の領主政策として、従来から指摘されてきた第一の点は、宗門帳、検地帳、村明細帳などの作成にあたり、皮多の分を別帳にしたり、末尾に皮多分としてまとめるという形をとらせたということである。このことは、元禄十四年に尼崎藩に提出された、須磨組村々の宗門・家数・人数改めの目録が、須磨組一七カ村の家数・人数を集計した末尾に、三カ村にまたがって存在する八三軒の人々を、「皮多分」として別に記載していることに端的に示されている。近世の皮多の存在形態として、元禄郷帳に見られるように皮多村として村役人も有する独立村を形成する場合と、元禄期須磨組村々の例のように、村内の居住区は特定されながら、一つの行政村の中に含められる場合とがあった。

第二は、幕藩領主の寺院政策の中で、一七世紀後期以降、皮多村の寺や道場が、他の村々とは別に、中本寺(えた頭寺)の下に編成されていくことである。多くの皮多が帰依していた浄土真宗でも、寛文五年に寺の本末関係が制度化されて以来、皮多村の旦那寺は、本寺(西本願寺)下の中本寺の管轄下に置かれるようになる。市域でも元禄期に皮多身分の人々が京都の万宣寺に、播磨国明石藩領内の皮多村が京都の金福寺に、それぞれ編成されている例が見られる。また、さらに注目されるのは、皮多村の寺として、内末寺(道場)が存在したことである。内末寺とは、道場

を建立し、本寺から木仏や尊像などの安置を内々に認可されたものの、幕藩権力から公的には寺号を認められていない寺のことである。こうした内末寺が存在した背景には、新田皮多村など生産力の低い村が、成立当初に道場は建立したものの僧侶を養うことができず、そのために宗旨改めの手続きを独自に行うことができなかったこと、そのかわりに、村民はいくつかの近隣皮多村の寺に分属する形をとり、宗旨改めの手続きも、これら他村の寺に依存せざるを得なかったこと、などがあった。ここには、皮多村の寺が他の村々とは別に中本寺に編成されただけでなく、寺の中にも、独自に宗旨手続きを行い公式の寺号を持つ末寺と、宗旨手続きを独自に行う権限も、公式の寺号も認められていない内末寺とが重層的に存在していた複雑な状況が示されている。こうして、一七世紀末の元禄期頃には、皮多身分の人々を、本寺―中本寺―末寺―(内末寺)という、別の統制系列に編成する体制が、ほぼ確立したと見て間違いあるまい。

一般に元禄期は、中世以来の一部賤民層を表す言葉であった「穢多」という呼称が、幕藩権力により公称として、皮多身分の人々にも用いられるようになった時期であると言われる。このような呼称の変化に見られる、皮多身分の人々への、上からの賤視の強化は、これまで述べてきたような、諸帳面の作成に際して皮多身分の人々を別記、別帳化する方向、あるいは中本寺の下に別編成していく動向などとあいまって、元禄期に、皮多身分の人々を居所・職業・身分一体のものとして掌握し差別する体制を確立させることになったといえよう。

しかし、一八世紀半ば以降、内末寺と内末寺のあった皮多村は、正規の僧侶を置き独自に宗旨手続きを行いたいとの訴願、あるいは寺号の「上様御帳面への付落・付洩」を訴えて公式の寺号下付を求める訴訟を旺

盛にくり広げ、元禄期に確立した体制に、一石を投じていくことになる。

3 水利と山野

溜池と井堰

近世の農民にとって、農業用水の確保は、主要作物である稲の生産に欠くことのできない重要な生産条件であった。とくに神戸地域の村々は、急勾配の地形と地質の關係上、干害に悩まされることが多いため古くから田畑の灌漑用として溜池を設けることが行われてきた。近世の早い例としては、八部郡池田村に、村民が池を築造する際に取り交わした慶長六年（一六〇二）の連印証文が残されている。

また延宝検地の際、有馬郡唐櫃村では池床六カ所、水掻池二〇カ所が登録されており、八部郡中村でも、谷池五カ所、水掻池一五カ所が登録されている。このことは、一七世紀後半にはすでに、多くの溜池や水掻池が造られていたことをうかがわせる。唐櫃村の六カ所の溜池は、すべて「往古」よりあったとだけ記されていて築造時期を確定することはできないが、中村の五カ所の池は、表32に示したように、慶長九年以降造られ始め、初期に築造された池ほど大きなものであったことがわかる。現在の修法ヶ原も、寛永年間に造られた「塩ヶ原池」の跡であり、宇治野村には、万治年間に造られた那古

表 32 八部郡中村の池床

名 称	築 造 年	池床面積
大 田 谷 池	慶長 9 年(1604)	4. 5. 00
城 谷 池	寛永 6 年(1629)	1. 2. 00
小 谷 池	正保 3 年(1646)	6. 18
古 池	万治 2 年(1658)	3. 00
清水谷池	寛文 4 年(1664)	1. 18

資料：「山田家文書」

池と呼ばれる、東西四三メートル、南北二九メートルほどの池があったという。

これらの溜池は、近代以降耕地の宅地化が進むにつれ、漸次埋め立てられたため、現在、市域における溜池の全容を知ることができない。しかし、宝暦八年（一七五八）、白川村には溜池五四、自分池七〇があり、花熊村には、明和二年（一七六五）に大小一〇を超える池、生田宮村には二三の池があったことなどから、近世における溜池の多さが知られよう。

溜池には、一村限りが使用する池のほかに、「立合池」と呼ばれる、数カ村共同で利用するものもあった。たとえば中庄には、池田村・東尻池村・西尻池村の三カ村が共同利用する池があったが、寛永九年（一六三二）に行われた分水のための談合では、一番水・三番水を東尻池・西尻池両村へ隔年に取り、中二番水を毎年池田村へ取ることを定めている。これら三カ村が共同で使う「立合池」（入会池）は、寛文八年（一六六八）に七カ所を数えている。

水利慣行をめぐって 市域の村々では、こうした溜池に水を貯えるために、六甲の山々から下る谷川の水を引いたり、川をせき止める井堰を設けたりしたが、川の利用や井堰をめぐる村と村とが激しく争

うことも少なくなかった。この点について、中庄の村々を例に、もう少しみてみよう。

中庄のうち、入会池を利用する池田村・東尻池村・西尻池村の三カ村に長田村を加えた四カ村は、古くから山々の谷川用水も共同で利用していた。寛永十八年四カ村のうち、尼崎藩支配下の長田村・東尻池村の二カ村が荊藻川の水をせき止めて新しく池を造ったため、池田村・西尻池村に水が来なくなるという事件が起こった。池田村は旗本蒔田氏、西尻池村の大半は杉原氏の支配下である。両村はまず、相手方の領主である

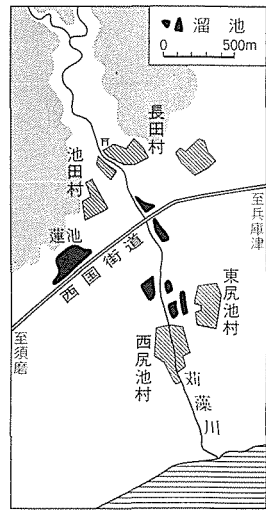


図 8 荻藻川付近水論関係村々位置図

きないという事態を招いている。水をめぐる争いは、農民の切実な要求を背景としているだけに、初期の水論ではこのように、支配違いの村々が領主を巻き込んで対立する場合もあり、近世幕藩体制下の村としてのいわば新しい枠組が模索されたことがわかる。

この争論そのものの結末はわからないが、同じ寛永十八年に起こった、尼崎藩支配下の村と旗本領の村との水論は、地元で結着がつかず、最終的には江戸まで行って争われた。この水論の発端は、尼崎藩領の駒ヶ林村が、同じ尼崎藩支配下の板宿村内に新たに溜池を造ったことである。ところが板宿村は、旗本長谷川氏の支配する野田村の川上に位置していたため、川下の野田村に川水が来なくなってしまう。そのため、用水を妨げられた野田村は、駒ヶ林村を相手どり、京都奉行所や伏見奉行所にまで訴えてみたが解決できず、とうとう翌年、江戸まで訴え出た。そしてようやく、野田村はその主張が認められ、裁決では、駒ヶ林村が以後用水を妨げない旨の約束手形を野田村に渡すよう命ぜられて落着いている。

ついで寛文八年、今度は谷川の上流にあたる長田村が川下の池田村へ通じる谷川用水をせき止めたことか

尼崎藩青山氏に窮状を訴え出たが、青山氏がまったくこれを受け付けなかったため、次に幕府郡代に訴え、ようやく裁判役所で公事として争われる運びとなった。ところが、その過程で、尼崎藩主青山幸成が郡代に向かって「自分が代わって公事相手になる」と威嚇的な申し出をしたために、郡代が裁許で

ら争いが起こっている。この時は池田村の方でも、東尻池村、西尻池村の加勢を得て、三カ村二人の人数をもって直接井堰を切り流し、用水を従来通り自分たちの方へ通すという実力行使に出た。この事件は、結局長田村の方が詫びることで落着いたが、水をめぐる争いが時には、村落間の激しい喧嘩となることもあった。

元禄十四年（一七〇二）の、尼崎藩領板宿村と旗本長谷川氏支配下の野田村との水論もその一つである。これは、板宿村が野田村に流れる川水の井堰を上げて、自村の溜池に水を引いたことに対し、野田村の方も板宿村へ通じる井堰を切り流すという報復行為に出たものであるが、この時、双方の村民が大勢出合って衝突し、激しい喧嘩となった。

このように水論は、時に領主を巻き込み、時に農民間の実力行使や激しい喧嘩を引き起こすなど、深刻な局面に至ることもあった。そのため、領主の異なる支配違いの村と村との争いには、寛永期からすでに幕府の役所が裁判・調停にあたってきた。また一領内においても、新たに池の築造を願い出る村があると、あらかじめその村から、領内の他の村々の用水を妨げない旨の一札をとるなど、総じて、一七世紀末頃までの水論に対して、領主側の関与はかなり大きかったと思われる。いずれにしてもこうした争論を経て、次第に近世村落としての水利慣行が形成されてきたといえる。

そして、一八世紀後半以降の記録を見ると、新池の築造や水利利用をめぐる訴えの多くは、利害関係のある用水組合の庄屋に宛てて提出されているものが多く、水をめぐる争いが次第に、用水組合を中心とした、村落間の自律的解決の方向に向かったことがうかがわれる。

明石郡の 明石郡では、印南野台地の開発に伴って、新たな溜池の造成が進められるとともに、郡南部段掘割開削 丘上の水の乏しい地区(ほとんど明石市域)の用水路開削工事も、一七世紀半ば以降、本格的に取り組まれた。

まず万治元年(一六五八)四月、明石郡黒田村を水の取入口として、明石川の水を鳥羽村(明石市)の溜池まで通すという林崎の掘割が完成した。これは、前年の明暦三年に、鳥羽村のほか坂村、林村、東松江村、西松江村、藤江村など六カ村の庄屋達が相談し、明石藩主松平忠国に願い出て許可されたものである。掘割は、長さ二九五六間(約五三七四メートル)幅五尺(一・五メートル)という規模で、明石藩ではその後、掘割修理のために、毎年人足一千人分の扶持を与えることにしている。

ついで寛文十一年には、明石藩東浦辺組村々の用水として、伊川谷の皆発村から太寺の新池まで水を引く、いわゆる伊川谷掘割三〇九二間が完成した。この掘割工事についての見積書によれば、工事は、(1)井口・井関の工事、(2)築堤を伴う掘割工事、(3)「切かき溝」と呼ばれる掘割のみの工事、の三種に大別されており、とりわけ井口・井関の工事には坪当たり一〇人と、多くの人足が必要とされている(表³³)。人足延べ人数八四六七人、要する樋板九〇枚、溝床となる田畑は一町八畝四歩にのぼっている。さらに、掘割の維持・修復のために、白水村・生田村・井出村・太寺の庄屋が連名で、生田村の松

表 33 伊川谷掘割工事の見積り

工事内容	長 さ	坪 数	人 足	坪当り人足
井口・井関	14 間	16.7 坪	167 人	10 人
築堤・掘割	489	1,392.9	4,179	3
切かき溝	2,589	1,648.2	4,121	2.5
計	3,092	3,057.8	8,467	

(注) 樋板90枚、溝筋引地1町8畝4歩。
資料：「伊川谷掘割土地改良区文書」

山二反と長坂村の松山七反を「掘割林」として設定してほしいと、藩に願い出た記録も残されており、不時の掘割修復のために必要な木材は、こうした「掘割林」から伐り出したものと思われる。

林崎の掘割が完成して、さらに五〇年を経た宝永五年（一七〇八）十月には、森田村、松陰村、金崎村、大久保町、笠八木村、八木村、東江井村、西江井村、東島村、西島村、森村、中尾村（いずれも明石市）など「水よはき村々」の早損田にも水を通じるため、前と同じ黒田村にもう一カ所新たな水の取入口を作り、林崎掘割の溝筋を拡張して送水し、平太口で分水する大久保掘割が完成した。この時新旧の分水口は、

それぞれ三尺・六尺と定められたが、新掘割を利用する村々は「末代に至るまで少しも異変仕るまじく候」と、分水寸法を変更しない旨を誓約し、藩役人に連判証文を出している。

こうした水利事業は、農民のみならず領主にとっても、農業生産を安定させ、確実に年貢収取を実現するためには不可欠のものであった。それ故に以後も、農民達は領主側の一定の援助を得ながら、溜池や掘割の修理、拡張を営々と続けていくのである。

中一里山 争論

近世の農民にとって、山野もまた堆肥を作るための下草を刈り、牛馬を養い、薪を拾い、木の実や山草を採取する場として、農業生産のみならず農民の生活そのものを支える上で、重要な意味をもっていた。そのため、山野の権益をめぐる村と村との争いは、近世を通じて頻発し、とりわけ近世

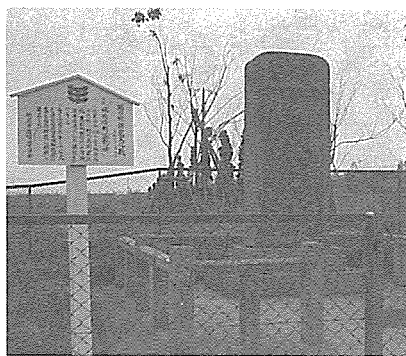


写真 33 林崎掘割渠記碑

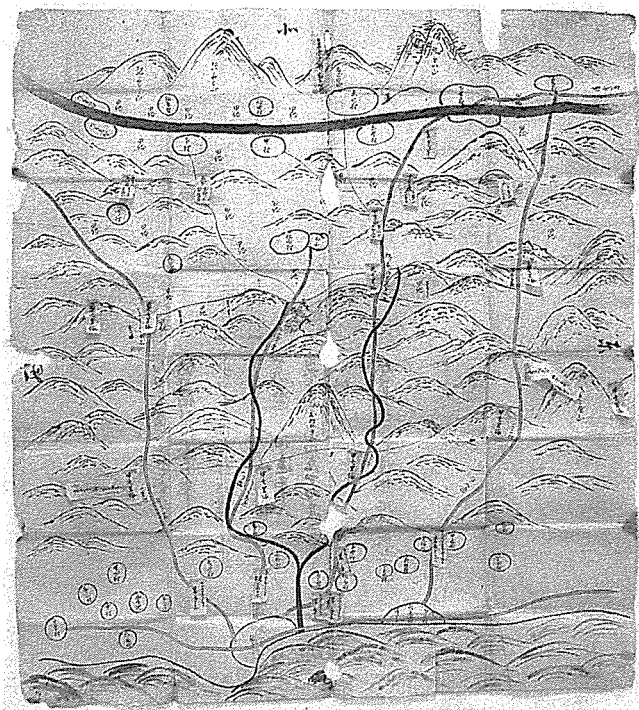


写真 34 慶長10年中一里山裁許絵図写

初頭には、農民間の激しい実力行使を伴うことさえあった。

慶長九年に起こった山田庄と兵庫・神戸近在村々との庄境入山をめぐる争論は、十一月十七日山で柴を採取していた兵庫近在の者に対し、山田庄側が庄境を越えて入山しているとして、鎌鉈を奪い、鞍を抑え、刈柴を焼き捨て、追い返したことに端を発している。その報復に今度は福原庄側が主唱して、兵庫津へ通じる各道を抑え、山田庄から運ばれる米・柴を阻止する実力行使に及んだため双方の衝突となり、重傷者を出す大事件となった。山田庄側は奉行片桐且元に出訴し、且元は十二月十四日、制札を以て、中一里山への入りを禁じ往来は通ずるよう命ずるとともに、翌年一月より審理にかかるよう相手方福原庄関係者に手配したところ、兵庫津と上庄ではそれぞれの代官の許可を得て入山したことから、再び山田庄側と衝突し、十

二月二十五日兵庫側は山田からの荷物を止め、翌十年一月十一日山田側も兵庫から有馬への継立てを、箕谷の茶屋で妨害する事件が起こった。

そして同二十日、大坂へ双方の関係者が事情を上申し、取調べのうえ、二月二日対決があつて、紛争の当事者は入牢、十三日には検使が実地を検分し、二月二十七日に且元による裁決が下されている。その内容は、庄境の山地に境の塚を定めて、麓から口一里・中一里・奥一里の三地带に分け、麓の口一里に当たる山は福原庄に付し、中一里の山からは山田庄域と確認したが、福原庄から山手を出して入会う慣行を認め、奥一里の山は山田庄単独の山とするというものであった。

ただ、制札以後の入山による紛争は、掟に背く行為として、入山を認めた代官は罷免のうえ知行地は没収、双方の首謀者は梟首という厳しい刑が行われた。

この中一里山への山手（入会料）を出して入会うという慣行は、山田庄の南に接する福原庄以外の庄園村々にも同様に行われたが、その後延宝の検地によって、この山手は検地帳に記載され、幕府の収納するところとなっている。

さらに、享保年間に起きた福原庄六カ村（北野村・中宮村・花熊村・宇治野村・神戸村・ニツ茶屋村）と、葺屋庄六カ村中の三カ村（生田村・熊内村・中村）との山論については、双方からの訴状、幕府の裁許状に加えて、幕府が派遣した検使役人の書いた、享保十年（一七二五）の「摂州菟原郡八部郡郡境并草山論所見分覚」があり、それらの内容から、享保期当時の論所検分の特徴を知ることができる。

この争論は、享保二年、八部郡福原庄六カ村と菟原郡生田村との山論に端を発し、さらに、福原庄と葺屋



写真 35 八部・菟原郡
境碑

庄がそれぞれ生田川をはさんで対岸に位置し郡境を接していたため、必然的に郡境争論として発展することになった。

このうち郡境については、すでに文禄検地の際に「生田大川限」と定められていた。しかし、川幅の広い下流はともかく、上流へ行くと細い谷川になり、

それが文禄検地の際の郡境である「生田大川」に該当するかどうか定かではないこと、また文禄期以降、周辺村々が生田川内に堤を築き、それぞれが新たに傍示を立てたりしたため境目がわからなくなっていたことなどもあいまって争いとなったものである。これに対して幕府は、享保二年当時の裁判役所であった京都町奉行所から大坂町奉行所へその管轄を移し、享保十一年裁許を申し渡した。それによれば、川幅も広く生田川であることが明瞭な「大井手」地点までは川の中央を郡境とし、それより上流については、検使役人の提出した「見分覚」に依拠して新たな郡境を設定した。また、双方が自分たちの村のものであると主張していた中一里山内の草山は、第一に、いずれの村々からも山元の丹生山田庄に山年貢を納めていること、第二に、所々に両庄から草山へ入る道筋があること、の二点を根拠に両庄の入会山であるとした。そしてその上で、絵図に墨で郡境、草山境を引き、加判の上双方に絵図を渡すことで落着した。

この山論で、最終的に裁許申渡しをしたのは大坂町奉行である。しかし、裁許に決定的な根拠を与えたのは、現地調査にあたった検使役人の「見分覚」であった。検使役人の主な役割は、争論となっている場所が

どちらの村方に属するのかを確定することであり、そこでは、事実として利用されていたか否かが重視された。たとえば、草山が入会山であるという裁許は、双方から山へ入る道があることが有力な根拠の一つとされたし、葺屋庄のものか福原庄が葺屋庄に貸したものであるかが争われていた「長谷池」という溜池の所属についても、実際に用水を引き利用している葺屋庄側に理があるとした。また、郡境に位置し、その帰属が争われていた松の太木についても、これを「七ヶ村村山の神の松」であると主張する福原庄側の主張は、「祠がなく神社の松とは思われぬ」との理由で否定された。山論が訴訟として法廷で争われる以上、絵図・証文などが証拠として用いられるのもちろんである。しかし同時に、山や池、林や松が、その村と農民の生活に実際どれほど結びつき必要とされていたかも非常に重視された。おそらく、それを見極めることが、現地に派遣された検使役人の主要な任務の一つではなかったかと思われるのである。

こうして、幕府が山論に際して、各村の農業生産条件の確保・調整を眼目としたことは、とりわけ近世前期に顕著であり、このことは逆に農民側にとっては、訴訟を通じて、山野利用の權益が「裁許」という形で確定されてくることを意味していた。この点について、和田山をめぐる争いに即して、もう少し具体的にみておこう。

和田山争論

現在の和田山通・松原通あたりから吉田町あたりの海岸沿いの地域も、近世には和田山と呼ばれる、周辺村々の入会地であった。和田山は、その東側に兵庫津と御崎村が、西側に東尻池村が位置しており、和田山をめぐるこの三ヶ村の權益は、一七世紀半ばから一八世紀にかけて、争論という形をとって争われることを経て、次第に確定されてきた。

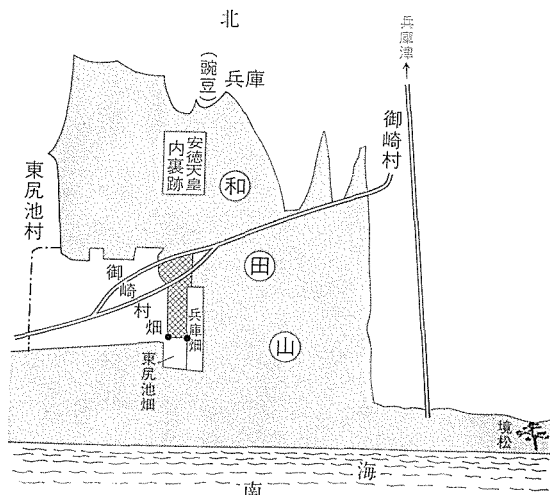


図 9 和田山争論関係図（原図 争論立会絵図）

元来、和田山は一七世紀初めの、尼崎藩戸田氏の代から領主の御林山であったが、その利用については「東尻池分」として、東尻池村民が落葉や下草を処分する権限を有してきた。ところが、一七世紀半ば頃より御崎村が、和田山の松枝を採取したり、芝野に牛馬を放ったりするようにになると、東尻池や兵庫の者たちがこれを差し止めるという形で争いが表面化し、ついに慶安元年（一六四八）、御崎村が和田山の利用を求めて出訴した。御崎村は旗本畠山氏支配の村であり、東尻池と兵庫は尼崎藩青山氏の支配下にあつたため、裁判は江戸の評定所で行われ、その裁決によって、翌二年「御崎村分」として同村の入会権が認められたのである。

さらに、兵庫津の入会権が確定したのは、それから六十余年後の正徳三年（一七二三）のことである。これ以前からも兵庫津は、和田山の東側を「兵庫分」とであると主張し、和田山全体を自分たちのものであるとする東尻池村と争っていた。こうした中で慶安四年、領主青山氏によって、和田山が従来通り（戸田氏の時と同様に）東尻池村のものであるとの裁決が申し渡され、争論はいったんは解決したかの如く思われた。ところが、東尻池村が幕府領に編入された直後の正徳元年、双方の争いは再び表面化し、兵庫側は京都町奉行所、

大坂町奉行所へと旺盛な訴訟運動をくり返し、ようやく江戸の評定所で採りあげられることになって、以後あしかけ三年に及ぶ村ぐるみの訴訟に発展していくのである。最終的には正徳三年、江戸での裁決で落着いたが、その結果は、和田村が従来通り東尻池村のものであることは確認されながら、他方兵庫津にも「下草入会」権が認められることになっている。こうした経過を見ると、近世的な入会慣行は、中世以来の慣行が単純に継続されたものではなく、むしろ近世前期の争論・裁許を通じて、確定されてきた面の方が大きいように思われる。

摂播国境入

山野の權益をめぐる村相互の争いの中でも、入会地や入会山の中に国境が設定されている場合、それはたちまち国境争論に発展する。寛文九年、摂津・播磨の国境で起こった争論は、

その典型的な事例である。

発端は、旗本蒔田氏の知行地である摂津国八部郡多井畑村と、明石藩領に属する播磨国明石郡垂水郷九カ村との間に起こった入会争論である。多井畑村と垂水郷は、入会山をはさんで摂播国境に位置し、古くから多井畑村が垂水郷に山年貢を出すことで、垂水郷内にある草山の一部を利用する権利を得てきた。ところが、当時、垂水郷のうち中山村・奥畑村の者たちが、多井畑村が従来利用してきた山域にまで入り込み、新田を開いたり植林をしたりして、多井畑村の入会山をじりじりと狭める状況がつづいていた。そこでついに、多井畑村が垂水郷九カ村を相手どって訴訟を起こしたのである。

多井畑村の要求は、侵犯され狭められつつある入会権を従来通りに保証してほしいということであったが、垂水郷九カ村は、従来の入会山の境を破って立ち入ってきているのは多井畑村の方であると反駁し、両者の

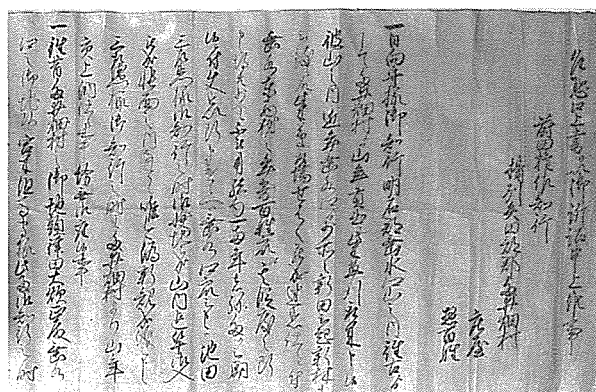


写真 36 多井畑村山論訴状写 (部分)

主張は真向から対立した。

多井畑村は、当初、相手方である垂水郷を支配する明石藩に訴え出た。しかし、相争う双方の村の領主が異なる場合、調停権・裁判権を行使し得るのは幕府であり、この場合も結局、多井畑村はあらためて京都町奉行所に訴えを起こしている。ところが審理中の翌寛文十年五月、新たに転法輪寺・明王寺という二つの寺と東須磨村が、追いうちをかけるように、争論中の多井畑村を相手どり、訴訟に加わってきた。この両者の口上書の宛先は、いずれも「御検使御奉行様」となっていることから、当時係争中の多井畑・垂水郷の争いを裁くために実地検分に来ていた検使奉行らに、現地で直接に提出したもののと思われる。

転法輪寺・明王寺は、多井畑村領内の山を寺の境内の一部であると主張し、東須磨村も、多井畑領内の山を従来から東須磨村も利用してきた入会山であると主張し、これらが多井畑村に押領されたと訴えた。このうち、東須磨村の言い分は、垂水郷九カ村の返答の中でも正当な主張として取り上げられており、垂水郷九カ村と東須磨村が軌を一にして多井畑村と争っている状況がうかがわれる。

こうして争論は、村高三七〇石余の多井畑村一村に対して、結束した垂水郷九カ村と村高千石余の大村東

須磨村、それに二つの寺が対峙して争う三つどもえの様相を呈した。これに対して、京都町奉行所は、先に述べたように検使を派遣し実地検分を済ませた後の寛文十年六月、裁許を申し渡した。裁許は、京都町奉行雨宮対馬守、宮崎若狭守と京都所司代板倉内膳正の三人の名で出されており、結果は多井畑村の全面勝訴であった。すなわち、垂水郷九カ村の主張は「証拠たしかならず」との理由で退けられ、多井畑村は従来通りの入会権を認められた。また、転法輪寺・明王寺の申し分も証拠の不十分性から却下され、僧侶の身でありながら、領域を示す傍示を越えて多井畑村を押領したことは非分であるとされ過料を課された。また東須磨村との争論においても、多井畑村の申し分の方が「まぎれなし」とされ、東須磨村が入会山だと主張してきた山は多井畑一村のものであり、東須磨村より一切立ち入ってはならないと命じられ、同じく過料を申し付けられている。こうした裁許は、山境と入会場所に「墨を引き」印形を捺した絵図面に裏書きされ、争論の当事者に渡される。

こうして垂水郷九カ村と多井畑村との争論は、双方が立ち入る入会山の山域を確定することになったが、同時にそれは、摂津・播磨の事実上の国境を確定することにもなった。

第四節 前期の諸産業

1 近世前期の農業

村々の農業 幕藩体制の確立によって、武士は城下に集住し、交通の要衝に市場町が発達するようになると、業生産 生産の基盤となる近世農村での生産物も、主食であり貢租でもある米を基本としながら、地域

や村ごとに各種の産物がみられた。史料の制約で限られた村にはなるが、まず近世前期市域農村の状況を、いくつかの例をとってみてみよう。

有馬郡塩生野村は、有馬川・有野川が合流して湾曲する付近の沖積地に立地し、延宝六年（一六七八）の記録では耕地二七町五反八畝のうち田方が六八%をしめ、畑方は残り三二%という水田比率の高い村であった。検地の時比定された反当收穫米すなわち石盛は、上々田一石二斗、上田一石一斗、下々田五斗八升で、他村と比べやや低い。

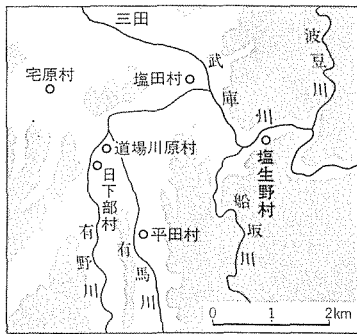


図 10 塩生野村付近図

田方のうち米麦二毛作可能の割合は三〇%で、残りは米の単作田である。畑方では麦・菜・大根・ササゲ・ソバなどが栽培されていた。肥料は刈敷きのほか、三田町の下肥を買い取るかまたは柴と交換して施用している。

戸数三五戸のうち高持は二三戸、無高は一戸であった。この戸数からすれば、高持一戸平均約一町二反となりかなり大きく、無高戸数の多いのも目立つが、小作をしたのであろう。また人口は二八三人とあるから一戸平均家族数は八・一人となりこれもかなり多い。牛二〇匹というのも、高持戸数の八七%に達している。

一般の農間稼ぎとしては、男は柴売り、女は苧麻・木綿稼ぎを主としたという。三田町に近く、下肥の購入、柴の販売などすでに商業的な側面もうかがえる。

八部郡奥平野村は、六甲南麓の沖積地に立地し、三領（幕府領・畠山領・片桐領）入り組みの村である。そのうち幕府領部分に関する元禄三年（一六九〇）の記録では、耕地一八町二反二畝余のうち、田方は約六七%を占めてその比率は高く、六反余に綿が作付けされているほかはすべて米作である。残る三三%は畑で、ソバが三町二反二畝余、大根が一町二反程、綿が一町程度、タバコが六反ほどそれぞれ作付けされている。畑作での商品作物栽培が目立っている。

幕府領分の戸数は三六戸、うち高持は二〇戸、無高は一六戸とやはり多い。人口は一六七人、一戸当たり平均家族数高持五・八人、無高三・三人でやや小規模である。高持一戸平均耕地面積は九反一畝、無高の場合小作農であったり、余業に従事したりしたものとみられる。農間の稼ぎとしては、男は兵庫下肥の引取

りや刈敷きなどの山働き、無高の場合は兵庫への柴販売、女はともに木綿稼ぎや兵庫への野菜売りがあげられている。また馬六匹・牛二五匹は、戸数に比して多く、農耕のほか各種運搬にも使用されたであろう。

八部郡坂本村は、丹生山麓の段丘上に立地し、延宝九年の記録では、高一九石七斗余の田方はすべて米作、高二七石二斗余の畑方のうち四〇％分にソバ、三三％分に大豆、二三％分に菜大根、二％分に綿が作付けされていた。ちなみに同六年の検地帳では、田は一一町八反余、畑は三町八反余で、米以外の作物はその作付け面積が小規模で、いずれも自給用であったと考えられる。

このように市域の場合は、三田・兵庫、おそらくは明石の場合も含めて町場周辺では、すでに商品作物などの栽培も進んでいた様子がうかがえるが、山間の村々では米以外目立った作物はなく、若干の地域差がみられた。

板宿村の

次に近世前期の農業経営について検討してみよう。表34は板宿村寛永二十一年（一六四四）の

農業経営

「吉利支丹誓紙帳」記載の各家のうち、寛永十八年の「御物成帳」にみえる納米高を併記したものである。板宿村は尼崎領で須磨組に属し、妙法寺川に沿う山麓の平地に位置している。

この物成帳に記載された年貢負担者を独立した高持農民とみて、この納米高から逆算して各戸の持高を推定してみると、最大の農民で二四石余、最小では二石七斗余となるが、全体としてみれば、五〇一五石の間層が七〇％を超えるという小規模経営の傾向がみられる。

さて上位高持の納米高一五石五斗七升二合④惣左衛門の場合を考えてみよう。その耕地面積はおよそ一町六反五畝前後と推定され、家族は夫婦と子供五人の構成であるが、後の貞享三年（一六八六）の宗門改帳では、

第四節 前期の諸産業

表 34 板宿村の農民構成

名 前	家 族 数					納 高	備 考
	戸主	妻	男子	女子	子の配 偶者		
①小左衛門	人	人	人	人	人	石 20.734	
②庄太夫	1	1	3	1		16.293	
③文右衛門	1	1	4	1		15.747	
④惣左衛門	1	1	2	3		15.572	
⑤久左衛門	1	1				14.750	
⑥二郎右衛門	1	1		1		13.227	
⑦喜右衛門	1	1	2	1		12.395	
⑧勘右衛門	1	1	3	1		12.140	
⑨六郎右衛門	1	1	1	1		10.435	
⑩重右衛門	1	1	1	3		10.016	
⑪太郎太夫	1	1	2	2	1	9.761	娘1人尼崎市川六左衛門へ奉公
⑫忠右衛門	1	1	1	1		9.648	
⑬久二郎	1	1	1			9.071	下人
⑭伝右衛門	1	1	3	1		8.986	
⑮利右衛門	1	1	1	2		8.886	
⑯利兵衛	1	1	2	1		8.859	
⑰清太夫		1	1	3		8.798	
⑱源太夫	1	1	1	2		8.613	
⑲平二郎太夫	1	1		1		8.440	
⑳三郎太夫	1		2	3		6.395	倅1人尼崎へ中間奉公出
㉑又右衛門	1	1	1	2		6.432	下人、戸主が兵庫北中町油屋長助へ奉公
㉒善右衛門	1	1	1	1		5.701	倅が尼崎斉藤又衛門へ奉公
㉓九右衛門	1	1	1			5.356	下人
㉔作右衛門	1	1	2			4.966	下人、倅が兵庫薬師前安右衛門へ奉公
㉕久太夫		1		1		2.697	娘が駒ヶ林村へ縁付
㉖惣右衛門	1	1	1	1		2.317	
㉗善四郎	1	1		1			下人
㉘少吉	1	1		2			
㉙七右衛門	1	1	1	2			下人、妻を兵庫へ奉公に出す
㉚六右衛門	1	1					
㉛六郎二郎	1	1		1			
㉜甚太郎	1	1	1	1			
㉝仁右衛門	1	1		2			
㉞惣五郎	1	1		1			下人、戸主が尼崎へ中間奉公
㉟二郎作	1	1		1			下人
㊱惣太夫	1	1					
㊲一郎衛門	1	1	1	2			
㊳喜左衛門	1	1					
㊴作十郎	1	1					
㊵若太夫	1	1					
㊶久七	1	1	1	1			下人
㊷忠二郎	1	1					
㊸太郎三郎	1	1					妻が尼崎平野孫左衛門に奉公

(注) 家族数は寛永21年、納高は寛永18年。

資料：「秋宗家文書」

この一家のうちに下人の家族を擁しているのです、この下人は譜代とみられ、この当ても譜代下人を有する経営であったと考えられる。もちろん牛を所有していたに違いない。

また最大高持の①小左衛門の場合は、その耕地面積はおよそ一町九反程度とみられ、家族は夫婦と子供四人の構成であるから、家族労働力のほかに雇用者を抱え、牛を所有しているとしても、なお数反は小作地に貸し出したであろうと思われる。逆に小作地を必要としたのは、五石以下の零細規模層や無高層であったろう。

村内で最も多数を占める中間層の場合は、例えば納米一〇石一升六合の⑩重右衛門の例のように、耕地面積にして九反前後、労働力は夫婦と子供四人を基にした家族労働、牛を所有しているとして、単婚家族労働による小農自作経営の姿を想定することができる。

また下人と記されている九例の場合も、すべて家族を持ち、誓紙帳には「宅家」として記されているが、「御物成帳」の年貢負担者のなかにその名がみえる四例は高を所有していて、なお本家との関係が存続するとしても、家持ち下人の可能性が高く、農業経営のうえからは次第に自立する傾向にあったとみることができる。

物成帳にその名の見えない一七家族は、無高ということにはなるが、例えば隠居であったり、あるいは下人と記されている場合は本家屋敷に住む譜代下人であったりする場合も考えられ、すべてが独立した一戸ではなかったであろう。

坂本村の 前記丹生山麓の坂本村は幕府領で、同村延宝八年の記録から、農業経営にかかわる事項をまと

農業経営 めたのが表35である。これによって山間の米主作地の農業経営をみてみよう。まず高持では、

最高でも一二石余で、五石未満層が七三%を占めるというやや零細経営の多い傾向を示している。家族構成では父母同居型で、兄弟の家族を含む例も若干あるが、家族総数は七人が最多数で、三〜五人がほとんどを占めやや少ない。全体としてみれば零細持高、少数家族という様相になっている。

これを農業経営のうえからみれば、まず上位高持層五戸は、所有耕地一町前後、牛一匹を有し、家族労働のほかには下人・下女を擁する手作経営とみることができる。例えば最大高持の①利兵衛家の場合は、所有耕地にしておよそ一町三反前後、家族は夫婦に母と子供二人の五人、牛一匹を所有しており、さらに譜代下人とみられる下人家族五人を擁しているから、手作りを主とし、なお若干を小作地としていた可能性も考えられる。また④惣兵衛の場合も所有耕地は一町一反前後、家族は夫婦に母と子供一人の四人で、牛一匹を所有、下人一人・下女一人を擁しているからやはり手作りの型とみられる。なおこれら上位層のうちには若干の小作地を貸し出している場合もあろう。

次に持高三〜七石台層一一戸は、所有耕地にして三〜八反程度、うち八戸は牛一匹を有しており、家族労働による自作経営とみられる。例えば五兵衛の場合は、所有耕地約五反二畝、家族は夫婦に母と子供一人の四人、牛一匹を有していて、男一人女二人の家族労働による自作経営という姿を十分描くことができる。

こうみれば残る持高三石未満および無高層の場合は、村内外での小作のほか、例えば山間の立地を生かした柴薪の販売をはじめとする山稼ぎや、あるいは出奉公などといった農業以外の余業に依拠する型を想定せ

表 35 八郡(山田)坂本村の農民構成 (延宝8年(1680))

名 前	持 高	家 族 数						下人	下女	牛	家屋 建坪数
		父	母	戸主	妻	男子	女子	その他			
①利兵衛	石 12.028	人	人	人	人	人	人	人	人	匹	坪
②源兵衛	11.237	1	1	1	1		1	3	1	2	24
③作兵衛	10.944			1	1	1			1	1	24
④惣兵衛	9.971		1	1	1	1			1	1	17.5
⑤次郎兵衛	8.187		1	1	1	1			1	1	20
⑥喜兵衛	7.277	1	1	1	1			1		1	24
⑦寺兵衛	7.166								3	1	20
⑧市兵衛	6.514		1	1	1	2	1			1	20
⑨六太夫	5.158			1	1	1	1			1	13.5
⑩仁右衛門	4.750			1	1	1		1		1	12
⑪五兵衛	4.701		1	1	1	1				1	15.7
⑫左兵衛	4.047	1	1	1	1					1	15.7
⑬作右衛門	3.888	1	1	1	1	1					12
⑭七兵衛	3.708			1	1	2				1	6
⑮太郎太夫	3.394			1	1	1	1				12
⑯藤兵衛	3.030		1	1	1	1	1			1	12
⑰善右衛門	2.998		1	1	1						12
⑱久太夫	2.949			1	1	1					10.5
⑲利右衛門	2.853			1	1	1	1				7.5
⑳治兵衛	2.976	1	1	1	1						10.5
㉑孫太夫	2.695			1	1	2	1				12
㉒長兵衛	2.561			1	1	2				1	22
㉓久兵衛	2.538	1	1	1	1	1					12
㉔左右衛門	2.481	1	1	1	1	1					12
㉕与一太夫	2.372			1	1	1					12
㉖八兵衛	2.022		1	1	1						6
㉗太郎兵衛	2.022	1		1	1	1					6
㉘長四郎	2.339		1	1	1	1					7.5
㉙庄兵衛	1.796			1	1	1					7.5
㉚市郎兵衛	1.585			1	1		1			1	24
㉛吉兵衛	1.517			1	1	1					5
㉜忠右衛門	1.216			1	1						3
㉝伊右衛門	0.130			1	1	1					5
㉞吉右衛門				1	1		1				3
㉟六右衛門				1		1					2
㊱治右衛門				1	1	1					3
㊲助右衛門				1	1						2
㊳文右衛門				1	1						2
㊴喜右衛門				1	1						3
㊵清太夫				1	1	1					3
㊶忠兵衛				1	1	1					2
㊷新兵衛				1							1.5

資料：「田中家文書」

ざるを得ない。

いずれにしても、この時期の農業経営としては単婚家族による小農経営という型を基本とし、上位高持層は、家族労働のほかに譜代下人もしくは奉公人を抱えた地主手作経営、零細高持層は小作あるいは余業に依存した経営であったといえる。

2 近世漁業の成立

網漁法の確

立と漁場

市域東半部の灘目沿岸は、六甲山地南麓扇状地の砂浜海岸で、海底は砂泥質、岩礁も少なく、イワシ・イカナゴを主としタコ・カレイ・イナ・雑魚などの漁場であった。また西半部の垂水海岸も砂浜海岸で、明石海峡に面して潮流の速い海域ではあるが、イワシ・イカナゴをはじめボラ・スズキ・アカメバル・貝などが捕れた。

一般に、近世は漁業が独立の産業として成立してゆく時期とみられ、網や延縄えんじょうによる漁法がそれを支えたと考えられている。使用された網の種類は多いが、市域沿岸では、浜辺から引く地曳網や、沖で漁をする沖曳網・四艘張網・まかせ網・手繰網などがよく用いられた。

地曳網は、大型の網で、おもにイワシを捕る。大阪湾岸の大和田・西宮などの地曳網漁者が、寛永期に関東へ進出したことが伝えられており、この地域では早くからその使用が定着していたとみられる。近世を通じて、市域内の灘目から垂水に至るどの浜でもみられた最も代表的な網である。漁獲は鮮魚として販売され

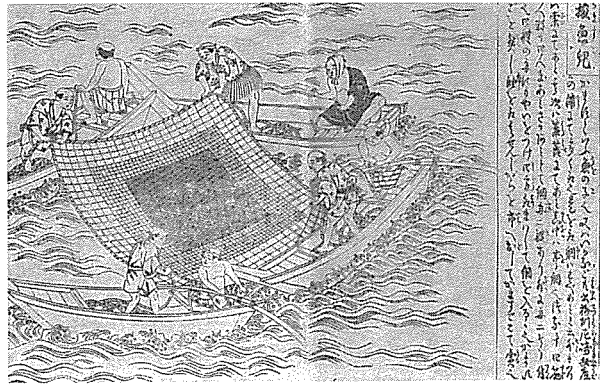


写真 37 四 艘 張 網 漁 (『日本山海名物図会』)

るほか、多くは煮干しに加工された。この漁では網引き・網干し・煮干し加工用の煎納屋・干し場などのために一定の浜地が必要であった。

沖間で漁をする沖曳網は、二艘に一〇人余りが分乗して、漁場で二手に分かれながら網を入れ、両端から引き上げつつ網中央の袋に魚を追いつまむ漁法で、イワシ・イカナゴ・サッパなどを捕る。四艘張網は、四角い網の四方に引き網を付けた敷網の一種で、沈めておいた網を、時をみて四艘の船(各船三、四人乗り)が協同して四方から引き上げるという方法で、おもにイカナゴを捕るのに用いられた。イカナゴも浜で煮干しにされた。まかせ網は、網船二艘、小型の魚見船四艘ほどで一団を組み、魚見船の合図で二手に分かれながら幅広く横長の網を入れて行き、すくうように引き上げて、イワシ・ボラ・コノシロ・スズキなどを捕る。

こうした網漁のなかでも地曳網を主とする網漁法は、必然的に浜地と密着し、漁場はまずこの網引き場として、各浦ごとに明確化されるようになったとみられる。市域では地曳網が、早くから使用されたのもっとも代表的な網でもあったから、各漁業村のそうした浜先漁場がまず確立されていた。近世を通じて確立されてきたこれら浜先漁場のもっとも基本的な範囲としてあげられるのは、東から深江・青木、魚崎、御影、東

明、新在家・大石、脇浜、神戸・二ツ茶屋・兵庫、駒ヶ林・西須磨（兵庫）、塩屋・東垂水・西垂水・山田、の九浜である。

これら漁場の形成にはむろんその経緯がある。一例に魚崎村の漁場の場合をみてみよう。魚崎村は旧郷庄でいえば山路庄に属し、東は本庄の青木村との境から、西は郡家庄御影村との境まで東西一九町余の浜を支配浦とし、漁場ともしていた。そのうちには同じ山路庄の横屋村・住吉村の浜先も西と東に含まれていたが、近世では横屋村には漁業者もなく、浦役も負担せず、その点では住吉村も同じで、結局漁業者も存し、浦役も負担している魚崎村が、事実上浦を支配していたと考えられる。

漁場の争論が起ったのは天和年間、浦役も負い漁業者も存する隣浦の青木村・御影村が、大坂町奉行所に出訴したときである。奉行所では、本庄の青木・郡家庄の御影両村と魚崎村との間には、これまで相互に入漁する慣行がなかったことを根拠として、自村境を越えて魚崎浦には入漁できないと判決し、従来どおりの庄境が浦境として確認されている。

その後御影村が住吉村浜先に石積み場を設定した時、魚崎村が漁の妨げになるとしてその撤去を求めて文政二年（一八一九）に出訴したが、その時も魚崎村は、住吉村浜はすなわち「山路之庄にて面々庄境を浦境に相定め往古より魚崎村支配」であったということを繰り返し主張している。

また、大石村の場合も、同村の明細帳に、漁場浦境として東は東明浦、西は脇浜浦をあげ、その間は大石村・新在家村立会いであると記されている。この区域は都賀庄の範囲に相当し、両村のほかにも味泥村・岩屋村の地先が含まれているが当時漁業者はなく、結局、漁業税を負担していた大石・新在家両村の入会漁場

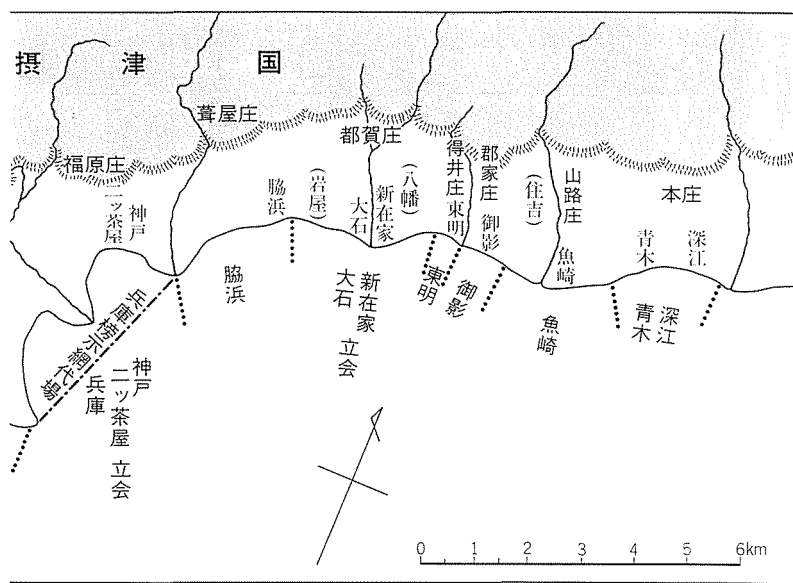


図 分 区

であったということも、庄域が漁場の単位として設定されていた例といえるであろう。

その観点からみれば、東明村浜は得井庄、脇浜村浜は葦屋庄、神戸村・二ツ茶屋村・兵庫津立会い浜は福原庄、駒ケ林村・西須磨村立会い浜は兵庫庄、塩屋村・東垂水村・西垂水村・山田村立会い浜は垂水郷に、それぞれ比定できるであろう。これらの漁業区域は、おそらく旧郷庄期よりの旧慣に基づいて形成され、維持されてきたものとみられる。

兵庫公事網一件と 兵庫津が旧郷庄域を越えて、
 摂播国境漁場争論 和田崎以西の浜で駒ケ林村・西須磨村と入会うようになった経緯については、近世領主による領地支配の要素が加わっている。それは兵庫を管轄していた片桐貞隆の命じた公事網が破却されるという一件である。それは明暦三年（一六五七）に駒ケ林村から尼崎藩

第四節 前期の諸産業

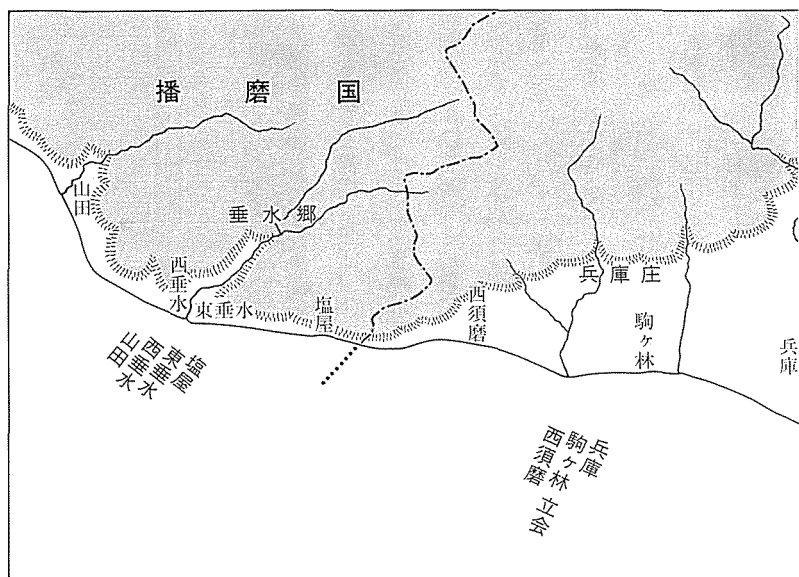


図 11 漁 場

へ提出された「獺場浦作法」によれば、

大坂御代に、片桐主膳殿兵庫に御座候刻、
同市正殿御湯治成され候に付、御馳走の為、
兵庫へ公事網を仰せ付けられ、須磨浦へ網
引きに遣わされ候儀を、ゆめゆめ存ぜず
に、駒ヶ林浦の獺師ども兵庫網を散々に切
り破り申し候に付、市正殿もつての外に御
腹立ち成され、駒ヶ林の者曲事に仰せ付け
らるべき旨仰せ出され、(中略)その時節よ
り兵庫駒ヶ林獺場立会いと仰せ付けられ、
是非なく御請け申し候

とあり、従来駒ヶ林村・西須磨村の漁場であつ
た和田崎から摂播国境までの浜に、以後兵庫津
が入会うことになったという。

一方、寛文九年(一六六九)には摂播国境でも
漁場の境界争論が起った。その発端は、播磨
側の塩屋村・垂水村が、摂津側西須磨村漁民の



写真 38 撰・播境川の杭
(『播磨名所巡覧図会』)

国境(境の松)を越えた出漁の差止めを、大坂町奉行所に訴えたことで、この争論では漁場からむ国境の位置が論点となった。

西須磨村は、漁場入会いの駒ヶ林村・兵庫津と協同してこれに応訴し、塩屋村のいう境の松は街道の一里塚にすぎず、国境はそれより西方塩屋村寄りにある境川の中央であり、漁場の境はその川中から淡路由良の高山を見通した線で、境川の東方にある網代の瀬は、西須磨村領の漁場であると反論した。

町奉行所では検使を現地に派遣し、実地を検分したうえ、国絵図には確かに境の松と記されているが、下草刈り・川除普請など地盤に係わる事項についてみると、境界は境の松ではなく、さらに西方の境川で分けられているという点では双方の主張が一致することを確認し、寛文十年の裁許では、国境はこれまでどおり境川と定められ、したがって漁場もこの川中からの見通しと判決された。以後川中には境の目印として、頭部に切り込み線を入れてその中央に釘を打った境の杭が立てられるようになったという。その立替えには双方が立ち会って厳重に行われた。

漁業税の 近世幕藩体制のもとでは、新たに領主による漁業への課税が実施され、しだいに近世的要素が新設 付加されるようになった。まず漁業に関する賦課をみてみよう。領主によってその賦課の方法にはかなりの差がみられる。

市域東部の灘目村々は、近世前期はほとんど尼崎藩領で、同藩が漁業村々に賦課した漁業税は、訴訟銀と呼ばれた。この名称については、「兵庫津中明細録」に

尼ヶ崎戸田左門様御領分の節、御入用の生魚、漁業稼ぎの者より差し上げ来たり候処、遠方弁利悪しく、銀納願い上げ、訴訟金と唱へ、兵庫漁師どもより年継ぎを以て上納仕り来たり申し候

と説明されている。これは領主への生魚献上といういわば賦役が代金納化されたもので、その額は村によって差があった。兵庫の場合は、はじめ兵庫・駒ヶ林・西須磨合わせて八貫六〇〇匁、正徳元年（一七二二）西須磨・駒ヶ林両村が幕府領に編入されてからは、兵庫単独で八貫目を負担することになったという。魚崎村の訴訟銀は一年に銀一〇〇匁八分であり、大石村の場合は銀二一四匁であったという。

一方幕府は、藩領などから領地替えて編入されてきた村々の漁業税については、原則として前領時代のまま踏襲しているが、後には状況に応じて金額も変更し、名称も魚漁運上と記している場合がある。

兵庫津は港町で、出入の船が多く、時にはそうした出入港船で漁に影響を受ける場合もあった。兵庫ではそのような時に「魚寄り宜しき場所へ傍示を指」して、漁を確保する方法を採っていたという。それを「尼ヶ崎戸田左門様御領分の節、生田崎より和田崎迄の見通し内海中、兵庫漁師ども相稼ぎ、他処入り込み申さざる様願い上げ、それ故傍示場と唱え」、傍示銀という名目で毎年銀六四五匁ずつを上納して、藩よりこの海域を兵庫単独の沖間漁網引き場とする承認を得たという。これ以後、二ツ茶屋村・神戸村は地曳網漁を除けばこの範囲での沖間漁はできなくなったし、時には漁業優先を主張する兵庫漁船と停泊廻船との紛議を生じたこともあった。

表 36 明石藩領期の漁業税目

税目	村名	塩屋村	東垂水村	西垂水村	山田村
地曳縄網		4帖	5帖	5帖	9帖
地曳鰯網		3		3	8
地曳鰯網			3		
地曳鱸網			1		
鰯網			1		1
鯨網			3		
鈔四艘張網			1		1
投網		2	4	1	3
持網					1
摺り網					1
魚網		2			
縄延(船)		艘	10艘	艘	2艘
小漁師(船)		8	35	15	12
鰯煮納屋		3軒	2軒	3軒	5軒

資料：『兵庫県漁業慣行録』

から申請させた漁船・魚網・煮納屋など個々の生産用具を対象にして課税する方法をとっていた(表36)。たとえば、小漁師船は一艘につき五四〜二五匁、地曳網は水揚げ一〇〇匁につき一一匁二分、イカナゴ四艘張網は漁ごとに一二〇匁、瀬戸貝掛け一艘につき三匁、煮納屋一軒平均約一三・三匁といった形である。

西須磨浜の
村の入漁は排除され、特定村の漁権が形成されるようになる。そして、好漁場をもつ村では、逆に一定の入漁料（分一銀）を徴収して、他村の入漁をみとめることもしばしば行われた。

脇浜村の場合は、旗本船越氏の知行地で、漁業を石高に見積もり、村高に二三石三斗二升八合を加え、その分に当たる米八石二斗を浜年貢として上納させていたという。のち幕府領になってからは、さらに魚漁運上として銀一九匁五分程度が賦課されている。

一方明石藩領の場合は近世前期の状況がよくわからないが、明石郡の沿岸は、林村（林崎）の「鹿の瀬」で知られる好漁場を含んでおり、『兵庫県漁業慣行録』に採録されている近世後期とみられる藩領時代の記事からみると、藩は積極的に漁業の取締りを行い、漁業を許可制にしていたという。漁業税も、村

たとえば、西須磨村の「地のまま」と呼ばれた網代の瀬は、イカナゴ四艘張網の好漁場であったから、淡路・紀伊などからの入り込みも多く、そうした他国網・旅網に対しては、入漁料を取ってその漁をみとめてきたという。寛文年間に入漁が多く、二百〓三百張を数え、同十三年には、この入漁料を、地元の西須磨村がその半分を取り、同海域に入会漁権を持つ兵庫・駒ケ林へも、残り半分为折半して分与することに定めている。しかしその後は減少して寛政十年（二七九八）ころは十数張程度であったという。

漁業者と

近世では地域の漁業村は、漁業専門のいわゆる漁村ではない。村民の一部が漁業を営んでいる漁業村と

漁期

という状態である。たとえば魚崎村では、明和八年（一七七二）頃全一六九戸のうち網元二戸、船持ち自営漁業者九戸の計一一戸で、うち一〇戸は土地を所有し程度の差はあれ若干の農業を兼ねていたとみられる。西須磨村でも寛政十一年、村内に長さ一〇〇尋の大型地曳網が五張あったことから、全一四六戸のうち網元は五戸、また漁船数から自営漁業者は三三戸と推定されるほか、「男は作間に縄、わらんじ、魚漁仕り候」というような形であったという。

さらに、播磨側の漁業村では先の表36からみて、一村に七〓一七張といふかなり多くの地曳網を擁しており、この網を有する網元の地曳漁を主とし、それに付随して浜にはイワシを煮干しにする煮納屋が二〓五軒並び、さらに各種の漁を営む自営漁業者が、村にはそれぞれ一〇〓五〇人程度は存在するといった村を描くことができる。

兵庫津は享保ころ漁業者二一〇人・漁船二二艘と、付近漁業村のうちでは群を抜いて多く、港町・宿場町として需要も高く、漁業や海産物流通の拠点でもあったことを示している。また兵庫簾干小鯛・兵庫鯉漬

(塩漬け鰯の一種)など名物とされた海産物加工も行われた。

しかし、地元での漁期は限られており、漁期以外は賃稼ぎや副業を兼ねることもあった。たとえば、駒ヶ林村では漁期は二月から九月までの八カ月(うち五月まではイカナゴ漁、九月へかけてはタコ・雑魚漁)で、この期が過ぎると、十月以後は紀伊高田・熊野浦、淡路中津・灘原浦などの網引きや兵庫・尼崎の酒屋・酒屋などへ出稼ぎにいたり、西須磨村でも漁のない時期は、煮干しイワシや農作物を漁船で搬送し、大坂・堺・尼崎などまで売りさばきに出かけたという。

3 近世酒造業の成立

近世酒造業 酒は米と麴こうじと水によって仕込まれるが、同じ原料を用いながら中世までの濁酒に対し、近世と酒造技術 になってようやく清酒が出現した。この清酒の最初はいわゆる「諸白もろはく」とよばれた。近世初

頭にあらわれる南都諸白や伊丹諸白がそれで、いずれも大和・山城・河内・摂津の関西を中心にして展開してきた点が注目される。

一般に清酒仕込みの場合、酵母菌の繁殖には、ビタミンMの十分な補給が必要であり、そのためには一定容積中の菌体数があるリミットを超えていなければならない、という特性をもっている。そこで大量に酒を仕込み、かつアルコール度数を高めるためには、蒸米と麴と水とで仕込んでできる醪もろみを絞ったあと、再びこの醪を汲水として、さらに麴と蒸米で仕込んでゆく方法と、蒸米と麴と水からいったん酛もと(酒母しゅぼ)をつくり、

この醎を培養液としてさらに蒸米と麴と水を何回かに分けて投入していく方法とがある。前者の方法が醎方式しやうりとよばれ、後者は酸方式そえとよばれる。

ところで醎方式はおそくとも八世紀初頭には「朝廷の酒」醸造の過程で定着していったと考えられるが、この醎方式の欠点は、濾過する操作を伴っているため、米を原料とする限り醎の粘度は高くなり、かつ醎回数を重ねるほど、濾過するのに手間がかかり、それだけ雑菌に侵されやすく、酒が酸敗するおそれのあることである。

これを避ける方法として酸方式は有効で、醸造技術のうえでこの酸方式へ転換するのは一二世紀から一四世紀の間であったと考えられている。

今日この酸方式の技術を伝えている文献として、「御酒之日記」と「多聞院日記」とがある。前者は南北朝から室町初期あたりの酒造りの口伝を覚書風に書き写したもので、一般的な酒である御酒をはじめ、天野酒、練貫酒ねりぬき、菩提泉ぼだいせん、菊酒、酢など六種類の醸造方法を述べている。そのうちの御酒については、まず白米一斗、麴六斗、水一升を仕込んで醎をつくり、この成熟した醎に前と同じ量の麴と水を加えて発酵させる、いわゆる添そえ(掛)仕込の方法を伝えていて、「延喜式」の御酒が醎方式によっていたのと根本的に異なる醸造方法である。

「多聞院日記」の方は室町末期から近世初頭にかけての醸造方法を伝えていて、仕込時期は旧暦九月と翌年二月の二回に分けて仕込まれ、それぞれ夏酒、正月酒(または冬酒)と称している。その仕込方法は醎仕込



写真 39 「諸白」の箱を持つ女性
(『摂津名所図会』)

と添仕込の工程からなり、さらに添仕込は二段掛から初添・中添・留添の三段掛法が採用されるなど、濁酒から清酒への画期的な改良がみられるほか、技術的には当時すでに火入れによる低温殺菌法が開発されていたこと、醸造用具としては一〇石入りの仕込桶が存在していたことなどが確認される。

醸造用具も中世までの濁酒ではせいぜい二石から三石を限度とする酒壺（甕）であったことを考えると、一六世紀末に一〇石入りの仕込桶が存在したことは、一五世紀に大鋸の出現によって大型木桶の製作が可能になったことを示唆しており、やがて一六世紀にかけては前挽き鋸や台鉋があらわれ、酒桶の大型化と結樽の出現をもたらすにいたっている。このように酒造容器が壺・甕から桶・樽へ移り、杉材による大型木桶が出現すると、諸白造りは当然仕込単位の増大となり、やがて後の量産化を誘発する技術的基礎を築くこととなった。

元禄八年（一六九五）に平野必大が著わした『本朝食鑑』では、「諸白」とは白米・白麴をもって仕込んだ酒のことで、「近代絶美なる酒」と称讃している。諸白造りの特色がこのように麴米・掛米ともに精白米を使用し、三段掛仕込法によって仕込まれる醸造技術にあったとすれば、今日の清酒の原型は、一六世紀末にすでに多聞院のような南都僧坊酒において開発されたことになる。やがてこの醸造原理が、南都諸白から伊丹諸白に代表されるような兵庫を含めた上方各地の醸造酒へと、商人の手によって商品化されていくのであり、その過程で濁酒と諸白造りとが判然と区別されるようになった。

下り酒銘醸 江戸は將軍の居住する城地として、將軍直屬の家臣団である旗本・御家人をはじめ、諸大名地の形成 とその江戸常住家臣や、江戸に集まる問屋商人・職人などで、前代にはみられなかった一大

消費市場を形成していた。寛永十年（一六三三）の町人人口は一四万八七一九人、明暦三年（一六五七）には二八万五八一四人、元禄六年には三五万三五八八人と急速に増大し、武家人口を加えると、六〇万人から七〇万人と推定される。やがて近世中期には、およそ武士五〇万人、町人五〇万人、合わせて一〇〇万人を超す大都市に成長していった。

こうした歴大な消費人口をかかえて、江戸はその初発から近世最大の消費市場を形成していたが、近世前期には江戸の町自体はもちろん江戸周辺を含めても、到底これらの需要を満たすことができなかった。このような江戸の大量消費需要に対応して、大坂が全国商品の集散市場としての役割を担うことになった。とくに大坂は当初すでに畿内および西国米の販売市場として成立しており、幕藩体制の確立とともに北陸・奥羽地方を含めた領主米の販売市場となったほか、あらゆる産物を集散する一方で、そのかなりの物資を江戸へ供給することもできた。

元和五年（一六一九）には泉州界の商人仕建ての廻船が、木綿・油・酒・酢・醬油などの日用物資を江戸に廻送している。これら上方から江戸へ積み送られた日常生活物資は「下り物」として江戸では珍重されたが、なかでも酒は「下り酒」として圧倒的な評価と名声を得ていた。

すでに濁酒から諸白造りの新しい醸造技術をもつて展開していた酒造業は、さらに江戸積酒造業として伊丹・池田を中心に発展し、元禄期には近世前期のピークを迎えることになる。

この元禄期に上方から江戸へ送られた下り酒は、元禄十年が六四万樽（四斗樽）で、以下酒造統制のため十一年五八万樽、十二年四二万樽、十三年二二万樽と通減するが、当時これら江戸積酒の主産地には摂津の大

坂、伊丹、池田、尼崎、兵庫、西宮、川辺郡の鴻池・清水・大鹿・山田・小浜の五カ村、島上郡の富田村、有馬郡の三田、それに泉州界を加えた地域がいわゆる上方銘醸地としてあげられ（366頁図23）、それにつぐものとして尾張・三河・美濃・伊勢の東海四カ国が含まれていた。

こうして市域では兵庫が元禄期にはすでに江戸積銘醸地として、伊丹・池田・西宮などとともに一連の下り酒主産地にその名を連ねていたのである。

酒造株制 これまでの研究では、酒造株が制定されたのは明暦三年（一六五七）とされてきた。しかし幕府**度の実施**の法令をたどってゆくと、現実に酒造株が制度として確認できるのは、万治三年（一六六〇）八月の、つぎの触書である。

町中跡々より、手前にて酒造り来り候酒屋、去る申年迄に壹ヶ年米何拾何石宛造り来り候を町中吟味仕り、米の員数帳面に書き立て、早々持参申すべく候

この「去る申年」が明暦二年に当たり、その年にさかのぼって酒造米高を調査し、「米の員数帳面」に記載のうえ届け出させたもので、この届出の年が万治三年である。このとき届け出た酒造米高をもって明暦三年の酒造株高と定め、その「米の員数帳面」がすなわち酒造株帳であって、これを基準にして二分の一造りが発令された。しかしこのときの株札がどのような形態・体裁のものであったかについては不明であり、またこのとき実施された酒造米高の調査は、幕府によって命ぜられたものであるが、現実には酒造制限令の徹底を目指しただけで、幕府による全国酒造米高の掌握までにはいたっておらず、地域によっては実施されなかった所もあったといわれている。実際に幕府が全国の酒造米高を掌握したのは、後に述べる寛文七年（一六六七

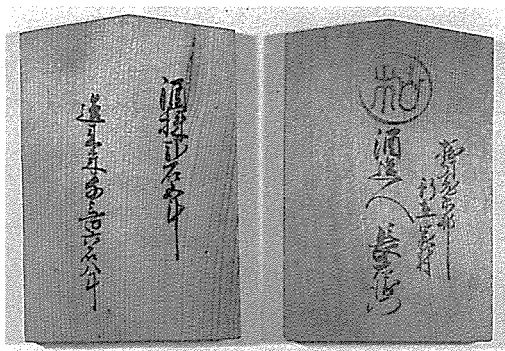


写真 40 酒造株札 (新在家村長右衛門)

の第一次株改め（酒造米高の改訂）の際であった。

一般に諸産業において株が免許され、いわゆる株仲間が結成されるのは後の明和・安永期のことで、ただ例外的に盗品取締りの必要から、寛永十九年（一六四二）の質屋株、正保二年（一六四五）の古手屋株・古道具屋株が公認されていたにすぎない。

酒造株の場合は米価調節の必要上から起こったもので、幕府は自らの手でこれを掌握しなければならず、そのために幕府領大名領を問わず酒造業の実態調査を実施したが、以後米の需給関係を把握するために、この株改めは繰り返し実施されている。

酒造株は、各酒造家の酒造米高を株高として確認したもので、各人には株札が交付された。この株札は株高と酒造営業人の住所・氏名が明記された営業免許の鑑札でもあった。そしてこの酒造株札は、次のような特性をもっていた。

第一は人的限定性とよばれるもので、株札の所有者のみに酒造営業権を公認するとともに、領主側でこれを保証したものである。第二は、株札にはそれぞれ所定の酒造米高が指定されていて、その限度において営業が認められていた。この特性を量的限定性とよんでいる。そして第三は地域的限定性であって、酒造株を売買譲渡するに際しては、同一領内においてのみ許され、領主支配を異にする他領間での移動は

禁止されていた。この領主側からの制約とともに、酒造家仲間においても、その特権維持の必要から、酒造家仲間申合せとして、仲間以外への酒造株の売買譲渡は行わないと決めていた。

このほか江戸積酒造地では、江戸積株と地売株があった。江戸積株は、特に江戸積が認められ、江戸積高（樽数）を確保している酒造家の所持する株として特権扱いされ、専ら地売に限られている地売株と区別されていた。また江戸積株・地売株の区別は幕府・領主による規定ではなく、江戸積酒造家仲間の特権を誇示することを意味しており、売買譲渡質入の証文には、必ず酒造株のところに「但し江戸積株也」という但し書が注記されていた。

株改めと酒造統制 幕府が米価調節のために行った酒造統制は、株札に表示されている酒造株高、つまり酒造米高を操作することによって実施された。「三分の一造り」令とか、「二分の一（半石）造り」令と

いうのは、この株高を基準にしてなされたもので、幕府の酒造政策の中核をなしていた。

ところが一度設定された酒造株高も、酒造統制の発令されていない時期、ないし自由営業の勝手造りの時期には、そのまま放置されていて、自由に造石高を決めることができたから、再び統制令が発令され、酒造株高による統制が実施されるときは、その株高が問題となった。統制前の株高と現実の酒造米高との間に明らかに乖離がみられたからである。つまり『宇下人言』でいみじくも松平定信が述べているように、「十石の株より百石つくるもあり、万石つくるもあり」という実態の存したことである。そこで酒造統制の発令時にはその実態を把握する必要がある、新たに株改めが実施されることになる。その場合必ず前年までの酒造実績（酒造り来り米高）ないしはその届出高をもって、表示株高を書き改めたのである。

株改めとは、固定されていた酒造株高を、現実の酒造米高に訂正することを意味し、株高と酒造米高の不合理を調整するものであった。

万治三年に確認された明暦三年の酒造株高のあと、寛文六年十一月に、株高にかかわりなく、「累年の醸造米高の二分の一造り」が発令されたが、その翌七年三月には、あらためて前年の二分の一造りの励行が指示されると同時に、幕府は全国の酒造米高を調査し、これを掌握した。これが第一次株改めで、この年代官・領主に対して寛文五年・六年の酒造米高および酒屋数の調査を命じ、その調査結果を勘定所へ提出させた。そして寛文五年の酒造米高をもって新たに酒造制限の基準としたのである。兵庫津や灘酒造家の「酒造株」に記載されている「寛文六年御改」とか「寛文六年酒株高」というのは、この寛文七年改め時点での株の由来を示しているのである。

ついで延宝八年（一六八〇）には第二次株改めが実施された。寛文七年より一三年後のことである。同年九月の御触では、「当年寒造りの酒米員数の義、去年の半分これを造るべし」とあり、このときも酒造統制に際し、当時の株高（つまり寛文七年改めの酒造株高）に関係なく、前年の延宝七年酒造米高を基準にして、その二分の一造りを発令したのである。

その後、幕府は元禄十五年に再び全国を対象にして、元禄十年の酒造米高を調査した。これが第三次株改めで、このとき確認された酒造米高は、その後「元禄十丑年御改高」と書き改められて表示された。これが「元禄調高」とよばれる全国酒造調査による改め高で、その後天明八年（一七八八）の株改め時まで、約九〇年間にわたっての基準高となったものである。

兵庫津・灘

近世幕藩体制の成立とともに、酒造業は、大名領国経済を中心として城下町をはじめ門前町

目の酒造家

・宿場町・港町などで発展し、市域周辺でも、近世前期には大坂・伊丹・池田・西宮・兵庫

津などでみられた。後期に、灘目農村地域に興った在方酒造業に対し、これらは城下町・都市酒造業ということができよう。

まず、兵庫津の「元禄十丑歳酒造米高帳」から検討しよう。ここにみえる酒造家三六軒・三六株の酒造米高を表示したのが表37である。その記載は新酒米と寒造酒米とに分けられている。新酒というのは秋彼岸過ぎより仕込まれる酒をいい、まだ暖かい時期に醸造されるため品質はやや落ち、直ちに売られたようである。この年の新酒米合計四八〇石二斗のうち、十二月十一日の届け出までに、その約八五％にあたる四〇七石三斗がすでに売却されている。一方寒造酒は、厳寒期に仕込まれるため、日数を要するが上質で、この本格的な寒造酒米高の方は合計三〇五四石となっている。

新酒米は一軒当たり一三石三斗、寒造酒米は同八七石二斗で、最高が二五〇石、最低はわずか三石と、かなりの広がりを見せている。江戸積み酒よりはむしろ地酒を主とした兵庫津の酒造規模を明白に読み取ることができる。これがいわゆる元禄十年改めの「元禄調高」であるとすれば、新酒米と寒造酒米の合計高をもって酒造米高すなわち株高と理解することができる。

なお、この後宝永三年（一七〇六）から正徳四年（一七一四）にかけて、兵庫から西宮酒造家へ酒造株を譲渡している例のあることが注目される。こうした状況から考えると、兵庫津の酒造業は、江戸積み酒造体制のなかに加入していたとはいえ、その中心は港町たる兵庫津町内での需要を販路とする地酒型の酒造業であった

第四節 前期の諸産業

表 37 元禄10年(1697)兵庫津の酒造米高

(単位: 石)

酒 造 家	新酒米	寒造酒米	備 考
劍菱屋市郎右衛門	16	200	
讃岐屋平兵衛	10	50	
讃岐屋甚右衛門	10	220	
米屋利右衛門	15	50	
瓜屋甚四郎	20	130	
升屋三右衛門	20	80	宝永5年3月西宮・当倉六兵衛へ売り
布屋甚左衛門	20	70	宝永7年6月岩屋村安左衛門へ売り
天野屋彦四郎	5	30	正徳4年8月西宮千足助右衛門へ売り
正直屋八左衛門	30	200	
瓜屋九左衛門	20	250	
瓜屋甚助	17	200	
升屋吉左衛門	11	50	
日銭屋弥一右衛門	4	40	
正直屋長左衛門	20	200	
米屋孫左衛門	20	75	
亀屋惣兵衛	18	150	
車屋佐兵衛	4	60	
酒屋八郎兵衛	9	65	
車屋七兵衛	17	70	宝永3年8月西宮鞍掛町十文字屋惣兵衛へ売り
車屋源右衛門	20	150	
正直屋安右衛門	4	30	北風彦太郎酒株借り
劍菱屋九兵衛	40	100	元禄10年小曾根村長兵衛方にて酒造
車屋源左衛門	10	80	
小豆屋次兵衛	6	60	宝永3年8月西宮座古屋吉五郎へ売り
中山屋弥兵衛	11	55	
北野屋利兵衛	3	3	
高屋伊右衛門	31	60	
岡本屋弥兵衛	8.2	45	正直屋八左衛門酒株借り
北風六右衛門	20	100	
山屋長右衛門	9	56	
荒川屋善右衛門	8	40	
生木屋七郎右衛門	8	30	
升屋治右衛門	11	25	
升屋助市	5	15	正徳2年11月西宮真多次兵衛へ売り
生木屋半右衛門		15	元禄10年12月神戸村長三郎へ売り
日銭屋利兵衛			元禄7年より同11年まで小曾根村長兵衛へ貸出し
合 計	* 480.2	* 3,054	

(注) *史料記載とは一致しない。

資料: 神戸市立博物館所蔵文書

表 38 元禄10・11年菟原・八部郡の酒造人および酒造米高 (単位: 石)

村 名	酒 造 人	元禄10年 (1697)		元禄11年 (1698)	
		酒造米高	清酒成高	酒造米高	清酒成高
深 江	太 郎 兵 衛	8.306	5.000		
東 青 木	仁 兵 衛	19.934	12.000	17.442	10.500
魚 崎	十 兵 衛	581.396	350.000	498.339	300.000
〃	弥 右 衛 門			116.279	70.000
〃	治 左 衛 門	166.113	100.000	166.114	100.000
小 路	九 左 衛 門			8.306	5.000
住 吉	五郎左衛門	112.957	68.000	36.213	21.800
〃	伊 左 衛 門	49.834	30.000	40.365	24.300
〃	孫 左 衛 門	24.917	15.000	11.628	7.000
河 原	三郎左衛門	19.934	12.000	11.628	7.000
原 田	善 次 郎	24.917	15.000		
芦 屋	治 右 衛 門	29.900	18.000	29.900	18.000
三 条	利 兵 衛	21.595	13.000	16.101	10.000
神 戸	喜 左 衛 門	33.223	20.000	18.272	11.000
〃	太 兵 衛	48.512	28.000	22.425	13.500
〃	善 左 衛 門	5.814	3.500	3.654	2.200
〃	善 次 郎	46.512	28.000	21.595	13.000
二ツ茶屋	善 兵 衛	19.934	12.000	3.322	2.000
〃	三 右 衛 門	41.528	25.000	13.289	8.000
〃	恕 仙	19.934	12.000	3.322	2.000
〃	伊 左 衛 門	33.223	20.000		

(注) 白米100石につき清酒60石の積り。

資料: 『難酒沿革誌』

と特徴づけることができる。
 享保九年(一七二四)に江戸下り酒問屋が調査した下り酒主産地と酒屋数によれば、兵庫は四〇人となつてゐるが、伊丹は五四人、池田が二七人であるのに対し、大坂は五九四人、西宮八二人と多く、これからみると、伊丹・池田の酒造家は主として江戸積酒造業に集中してゐたのに対し、大坂・西宮は江戸積みのほかに地売酒屋を相当量含んでゐると想定される。

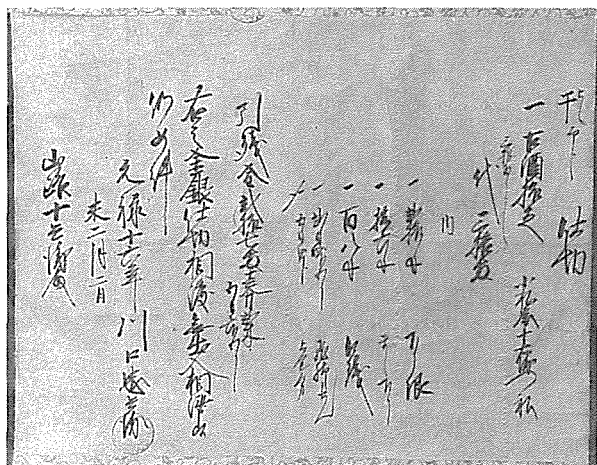


写真 41 川口忠兵衛酒仕切状（山路十兵衛宛）

また灘目村々の場合は、元禄十二年に尼崎藩が調査した酒造人および酒造米高・清酒成高が判明する（表38）。これらの村々は武庫郡・菟原郡・八部郡にわたっており、今津・魚崎・住吉・神戸・二ツ茶屋など、後の江戸積酒造地として台頭してくる地域が、まだこの時点では下り酒銘醸地ではなかった。したがってその酒造米高も一〇〇石以下が多く、地壳の域を脱していなかった。また技術的にも白米一〇〇石につき清酒六〇石で、

後年の灘の寒造り生酒きざけの石水（米一〇石につき清酒一〇石）に比べると、粘りのある、甘い酒であって、芳醇な灘の酒とは程遠いものであったことがわかる。

ただこのなかで魚崎村の十兵衛は五八一石余とあり、傑出した存在となっている。これは魚崎村庄屋山路十兵衛のことで、すでに何らかの特権を得て江戸積酒造業を営んでおり、元禄十六年には酒問屋川口忠兵衛にあてて山路十兵衛の古酒一〇駄が積み送られた「仕切状」が残っている。

その一〇駄の酒価は三〇両で、当時の江戸における上酒相場が二三両であったところよりみて、山路の酒は破格の値段で売りさばかれていたのである。

また三条村の利兵衛、原田村の善次郎の酒造株などは、やがて灘酒造業の台頭とともに、今津村や灘の酒造家に譲

り渡されていくのである。

4 版本に見える市域の特産品

『毛吹草』に見え 松江重頼の貞門俳諧の方式書である『毛吹草』（寛永十五年撰、正保二年刊）には、全国の市域の特産品 名物が列挙されている。このうち、摂津国の名物の中に、市域に関係すると思われるものとして、

御影飛石 ミカゲトビイシ 兵庫簾干小鯛 ヒコウサンニシゴシヲウシ 同鯢漬 トシコヅケ 牛舌 ウシゼンタ 赤貝 アカガイ 須磨濁酒 スモヌアサゲ（中略）有馬引物 アリマヒキモノ 楊枝 ヨウジ 竹柄杓 タケシヤク 竹水囊 タケミヅナフ
人形筆 ニンギョウウラデ 眉作庖丁 マユヅクリヘウチヨウ 菜刀 ナガガタナ 鼓滝盆山蒔砂 ツミタキニギセンシノマキスナ

などが記されている。これらの名物のうち須磨の濁酒については、「ササボロヤ ナミココモトラ 打過テスマデノムコソ 濁酒ナレ」の歌が添えられ、「所に云ナラワシタル歌ナリ」とある。寛政十年（一七九八）刊行の『摂津名所図会』によれば、この歌は、生田の森の戦いで破れ、須磨で捕虜となった平重衡の歌として載せられている。また「菅之井」の説明の中に、「今の前田氏、この名泉をもって酒を造る。すなわち菅の井と銘す」とある。同十一年九月の「西須磨村年貢皆済目録」には、「酒造冥加銀として銀二匁一分を納入していたことが知られる。先の濁酒と、この酒の関係は不明であるが、須磨寺の参詣人や須磨浦の景観を楽しむ人々を対象とした酒造業が展開していたのかもしれない。

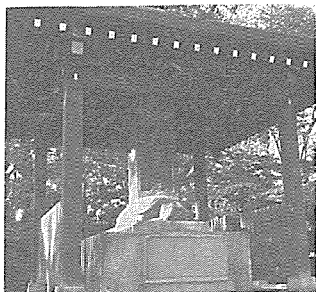


写真 43 楠木正成墓碑

兵庫の名物として挙げられているものは、すべて海産物であり、兵庫津の重要な産業の一つとして漁業が行われていたことを物語っているよう。

次に「御影飛石」^{ごかげとびいし}についてみてみよう。飛石とは、庭園の通路に少しずつ離して敷き並べた石のことであり、御影石で作られた飛石が名産として知られていたのであろう。御影石とは、六甲山地から産出される花崗石の俗称で、その積出しの中心が御影村であったことから名付けられたものである。

江戸時代の主な採石場は、住吉村内の五介山・重箱山・荒神山などで、特に荒神山が良質の採石場であったといわれている。また、採石場は、岩盤から切り出す山丁場と、玉石を採る堀丁場に区別されるが、御影石の場合はほとんどが堀丁場であったという。この地域が、地質学的に見た場合、破碎帯に属していたためである。このため御影石としては、大きなブロックの伐出しは困難であり、墓石程度の大きさのもののしか山丁場からも採石できなかった。

この御影石は、古墳の石棺に利用されたり、中世では石碑の材料として広汎に利用され、その製作の中心地が石屋村であったといわれている。この石屋村の石工については、元禄四年（一六九二）の「時枝家由緒書」によ



写真 42 石屋（『福原賛鏡』）

ると、「山城の衛門(時枝家)」と「奈良の兵衛(長谷家)」の二つの石工のグループが、石屋村に存在していた。当時の生産高・流通経路などについては明らかにしないが、この時期の御影石の使用例としては、水戸光圀が建立した「楠正成の石碑」(湊川神社境内)がある。元禄五年六月に光圀の近臣の佐々助三郎が神戸に来て、楠木正成の墓を修築し、小石碑を建立することになった。この時、住吉の石工が上壇・下壇の石組を、亀碑および贅の陰刻は京都の石工が担当し、十二月二十一日に完成したという。

また、正徳三年(一七一三)に刊行された、寺島良安の『和漢三才図会』によれば、「御影山大石村の山中より白石多く出でて、礎砌・磨臼の石として甚だ佳し」とあり、御影石が、建築用の石材や、石臼として珍重されていたことがうかがえよう。このように、六甲山地から産出される花崗岩を御影石と呼び、御影村をはじめ住吉村・石屋村に石工が存在し、御影村の港から積み出されていた。

有馬温泉の人

形筆と竹細工

『毛吹草』に記されている人形筆や竹細工は、現在でも有馬温泉の土産として知られている。また、これらの産物については、この時期に刊行された有馬温泉に関する地誌類にも記載が見られる。黒川道祐『有馬地志』(寛文四年自序)、平子政長著・生白堂行風校『有馬私雨』(同十二年刊)、生白堂行風『迎湯有馬名所鑑』(延宝六年刊)などである。『有馬私雨』と『迎湯有馬名所鑑』は、有馬の地誌であるとともに、狂歌集・発句集といった一面を持つものであり、後者は前者の校訂者が補訂したものである。ここでは後者の『迎湯有馬名所鑑』を中心として、当時の有馬温泉の産物についてみてみよう。

まず、人形筆については、「五色の糸をもてその軸にまく、管頭に小木偶人あり、筆を手にとれば出、納れば軸の内にいる、これなん人形筆という」とあり、筆の軸に五色の絹糸で市松や井げた模様を描き、筆を

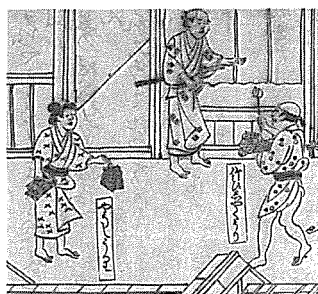


写真 44 有馬楊枝売り
（『有馬名所鑑』）

立てると軸の内から小さな人形が出てくるという仕掛をもった筆で、有馬温泉独特の筆である。
染楊枝については、「この養齒、くろもしという木をいとあららかに削りなし、十あまりをわらにて編つらね、暫く出湯に浸せば、其色うす黒に染めしうになれり、老若をわかつたず、齒うきうごくにつかえは、たちまち治する徳あればとて、入湯の高きいやしき、みやげ物に第一是を求む、むべなる哉、都御旅町の猿屋、河内の玉串柳もいかて及ばんや」とあり、温泉に浸して黒く染まった楊枝を、わらで編んで売り歩き、齒痛止めとして珍重されたという。

挽物については、「此村の挽物師、六十余国の冠なるべし、うつは物のかたちしきをき、外のたくみの及ぶ所にあらず、物数寄好む人、かみ・なか・下ともに作求めざるはなし」とある。挽物とは、ろくろで挽いて作ったお椀や丸盆などの木製品のことである。湯山町には挽物師がおり、彼らの作る挽物は日本一で、器の形や仕上が最高であると述べている。

竹器については、「此所はわきて太く、直なる竹多し、その竹の内の薄皮をさき、続飯つづいを箱の外に着け、色々の形に作りなすものあまた也」、鉄器については、「いにしえより伝えて、包丁・菜刀・木鋏・童のもてあそびの長刀、其外方の鉄器師多し」とある。湯山町の町名に「鍛冶町」があり、鍛冶職人が居住していたことをうかがわせる。

『毛吹草』にある「鼓滝盆山蒔砂」は、庭や箱庭に石を積み上げて作った山に使われた白い砂のことである。『迎湯有馬名所鑑』には記載が

なく、蔦砂に代わって『有馬私雨』には「磨砂」として次のように記されている。「有馬山の磨砂は、世に名たたる物なり、矢の根・小刀の錆を落とすのみならず、楊枝につけて歯にふかれば、雪より白くなす、小児・若衆はさら也（中略）、されどもこの頃はまれになりつるとかや」とあり、磨砂や盆山に使う白い砂を産出していたが、次第に減少していたことがわかる。

『摂陽群談』

に見える産物

次に元禄十四年に刊行された『摂陽群談』の「名物土産の部」に記載されている産物についてみてみよう。同書には、御影石、車楊梅 兵庫鰯漬・簾干小鰯・酢・小石砂、須磨濁酒、道場河原酒・平飴、小名田刃土、湯山竹細工・籠細工・楊枝・木地挽物・筆・絲細工・木偶筆・鍛冶の産物が記されている。

前述の『毛吹草』に記載がなかったものとしては、車楊梅、兵庫酢・小石砂、道場川原酒・平飴、小名田刃土などが見られる。車楊梅は、「矢田部郡車村の山林より、兵庫津に送り、大坂の市店に出す、大きき李のごとく、よく熟して味甚だ美なり、始め兵庫に出るをもって、世俗兵庫の車楊梅といえり、よって車の地名も、楊梅の大なるをもってこれを号すと俗説あり」と記され、車村（須磨区）で収穫された楊梅が、兵庫へ運ばれ、大坂で販売されていたということである。また楊梅については、宝暦八年（一七五八）の「白川村明細帳控」に、山猷上物楊梅として「先年より禁裏様・御所様方へ献上仕り候」とあり、同時に、この献上の人足は八部郡内の幕府直轄領の村々が負担し、宰領（荷物運送の責任者）は、白川村の役人が勤めていたことが述べられている。車村と白川村から村内の特産品として楊梅が、宮中への献上物として贈られていたことが知られる。

道場川原村での酒・平飴については、「有馬郡道場川原村の市店、山河の灑水を汲んでこれを作る。香味軽くして美なり、好んでこれを求む」「同所旅店にこれを製す、関白秀吉公、有馬温泉に遊び玉ふの序で、この平飴を献ず、味甚だ美なる事を感仰て、課役を免許し玉ふの名物なり」とあり、丹波街道の宿場であった道場川原の名物として、酒や飴が売られていたことが知られる。

この『撰陽群談』の記事の中で注目されるのは、小名田の刃土で、「同郡小名田

村にあり。このところ三条小鍛冶宗近、ならびに国久第宅の古跡あり。各々この土を設て、劍戟の刃を作るに宜し、よって刃土と号す」とある。また、「三条小鍛冶宗近並びに国久旧屋」として、「有馬郡小名田村にあり、旧栖家記いわく、宗近・国久出生の地、あるいは当領主、都より呼下して、劍戟を作らしむともいえり」とある。三条小鍛冶宗近は、平安時代末期に京都の三条通に住した刀工団、三条派の祖であり、この派は備前国の古備前派とともに最も古く栄えた集団であった。『撰陽群談』に記されているように、宗近が小名田村（北区八多町）と直接関係があったと思われないが、その流派の鍛冶か、または他流派の鍛冶かもしれないが、この小名田村に住し、刀の製作を行ったものと考えられる。村内に金床という小字名も残っていることからこのことは推測されよう。そして、小名田村から出る刃土、刀の焼き入れの時に使う土が、刀鍛冶に珍重されていたことを物語っているのだろう。

『撰津志』に 次に、享保二十一年（一七三六）刊行の『撰津志』に記載されている産物についてみてみよう。『撰津志』は、『日本輿地通志畿内部』（『五畿内志』）の一部で、並河誠所等により各地

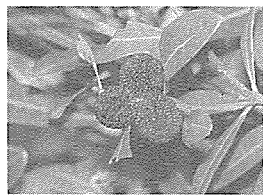


写真 45 楊 梅

を巡歴し、古書・古記録を採訪して編纂された地誌である。そのため、現実に存在しているものの他に、古記録に記載されているものも収録されていると思われる。つまり、享保期に存在しているものと、古記録等に記載されていたものが混合して記載されている点に注意する必要がある。

『摂津志』の土産・製造の項目に、次のような産物が記されている。有馬郡では、「菅(有野荘出)」や「筆・刷牙棒(一名楊枝)・竹器(簞籠之類)・絲組(針管之類、組を以て飾と為す)・刀子」が記載され、「俱に湯山町出す」とある。また、「酒・麦牙膏、俱に道場河原村」とあり、湯山町とともに裏六甲の商品流通の中心であった道場川原村の産物が記載されている。

また、菟原郡では、「潛蔬(海菜也、中尾の村人、毎年の冬、生田の浜に之を採る、以て京師に献ず、七種菜のその一と為す、よりて生田の若菜と呼ぶ)、海藻(脇浜村出す)、橘(畑原・筒井の二村出す)、茶(葺屋郷、皆出す)、牡丹(高さ、丈余、一の奇観の最たり)、菜腹(俱に熊内村)、石(本郡山中多く出る、御影村の石工之を製す、よりて御影石と呼ぶ)、鮭菜(青木村出す)、酒(脇浜・魚崎二村)、麴線(熊内村出す)、燈油(葺屋・野崎・住吉・五毛・熊内の五村水碓を以て製す)」が記されている。また、八郡郡では「楊梅(車・白川村に出す、調貢に充つ)、柿(丹生谷多く出す)、葡萄(北野村出す)、香梅(東尻池村)、観音竹(須磨村)、白団砂(家園を飾るに用ゆる、その色潔白)、海魚(海味の上品之を京師に輸す、(中略)俱に兵庫の津)、燈油(鳥原・石井・奥平野三村俱に水碓を以てこれを製す)、酢(俗に北風と呼ぶ)、海鱈(俱に兵庫の津)」とある。

『日本山海名物図 享保改革期における八代將軍吉宗による実学の奨励で、各地の地誌や物産についての研究が見える産物 究が盛んになり、多くの書物が出版されるようになった。そのような書物の中から、神

戸市域に関する記載についてみてみよう。宝暦四年に平瀬徹斎によって作成された『日本山海名物図会』には、次のような産物の記載が見られる。「有馬籠細工」として、「摂州有馬、日本一の温泉にて四時湯治の人おおく繁昌の地なり。この所の人、竹細工に妙を得て、いろいろの竹籠をつくり出す。有馬籠とて名物なり。湯治の人買い求めて家づととする。駿河の府中又竹籠の名物あり、その細工よし。有馬細工に負す劣らず。関東の人は有馬籠は名もしらず。駿河籠を賞翫するなり」とある。有馬の竹細工は、温泉とともに好評を博していたことがうかがうことができるであろう。

『日本山海名産図 木村孔恭の選で、寛政十一年に刊行された『日本山海名産図会』の「石品」の部に、讚会に見える産物 岐小豆島の豊島石、播磨の竜山石とともに、御影石のことが記されている。「摂州武庫・菟原の二郡より出せり、山下の海浜御影村に石工ありて、是を器物にも製して積出す故に御影石とはいえり（中略）。元この山は海浜にて往昔は牛車などに負うすることはなかりしに、今は海渚次第に侵埋て山に遠ざかり、石も山口の物は取尽ぬれば、今は奥深く採りて、廿丁も上の住よし村より牛車を以て繼て御影村へ出せり。有馬街道生瀬川原などの石もこの奥山とはなれり。この上品の石というは至て色白く黒文なし。是は昔に出て今は鮮なし」とあり、また石質については、「文理は京白川石に似て至って硬し。故に器物に製



写真 46 有馬籠
（『日本山海名物図会』）

するに、微細の稜尖も手練に応ず。白川は洒落して工に任せず、石工大なる物に至っては、難波天王寺の鳥井などをはじめ城廓・石擲・仏像・墓碑・築垣に造り、琢磨しては皮膚のごとし。これ万代不易の器材、天下の至宝なり」と記されている。その他石の形状などについて詳述されている。

この記載からも、御影石が石材として一定の評価を得ていたこと、住吉村の御影石の切り出し場から牛車で御影村に運ばれていたこと、次第に切り出し場が山の奥の方に移っていたことなどが知られる。生産額は不明であるが、天和・貞享年中ころの「尼崎領内高・家数・人数・船数等覚」には、御影村に石船として、百石船が一艘、六〇石船が八艘、四〇石船が二〇艘、二〇石船が四四艘の合計七三艘が記されており、これだけの石船が御影村に保有されていたことから、御影石の産出量が相当量にのぼっていたことが推測される。

『摂津名所図会』

寛政十年刊の『摂津名所図会』には、次の産物が記されている。

に見える産業

名産御影石「武庫の山中より多く出づる。御影村の石工、山に入りて斫り出し、京師・大坂および畿内の石橋・伽藍の礎石、あるいは鳥居・燈爐・手洗鉢の類、みなこの石を以て作る。むかしより斫り出すに、山中広くして際限なし。」

名産灘酒匠「五百崎（魚崎）・御田（呉田）・大石・脇浜・神戸等にて酒造し、多く諸国へ運送す。これを灘目酒という。」

名産燈油「芦屋・野寄・住吉・五毛・熊内の五村、山水を樋にして水碓を以てこれを製す。」

有馬名産「竹細工の器物を品々こしらえ、文筥・硯宮・小文庫などには、鑄竹を以て草花の模様、あるは

画紋、詩歌の文字を置いて、美麗を飾る。籠細工には花生・菓子筥^{ばこ}・烟草^{たばこ}筒^{いん}・食籠^{じきろう}・茶漉^{ちやこし}等なり。木地の挽物の器物は品々ありて、なおも好みにしたがう。筆は手習筆をはじめとして、日記・真書^{しんがき}・大文字などの筆工多し。あまた諸国へ商う、いわゆる有馬筆と呼ぶは、幼児のもてあそびにして、管の中より人形出入の唐搦^{からし}あり。又糸細工の品類美麗なり。あるは有馬鍛冶とて、包丁・小刀・裁刀^{つみぎり}・刀子等を鍛う。(中略)其外湯花、有馬楊枝は温泉をひたして用いる時は齒を固るとぞ。」

このように『撰津名所図会』や『日本山海名産図会』といった一八世紀後半の版本類には、六甲山南麓の灘目地域に展開する紋油業や酒造業が、市域の特産として明瞭に認識されるに至っている。

第五節 交通と宿場

1 交通路の拡充と宿駅制

西国街道 織豊政権のもとでは、それまで各地にあった関所が撤廃され、重要な道路の整備も進められると地方道 など交通路の拡充が図られた。関ヶ原戦以後、江戸幕府も、東海道や中山道を中心に、御用伝

馬制度の整備を進め始めたが、慶長期の市域を含む摂津の様子は、慶長十一年（一六〇六）十二月片桐且元が触れ出した「摂州之内駄賃馬荷附之所」によく示されている。この触れの要点は、西国街道沿道諸村で荷物駄賃稼ぎを営む者が増加し、継立てに混乱が生ずるようになったので、あらためて荷物付替の場所を、京伏見から小浜までのうちでは山崎・郡山・小浜の三カ所に限定し、さらに尼崎・西宮・兵庫・生瀬・有馬での継立ては従来どおりと指定して、摂津国内の「駄賃馬荷附之所」を、旅行者の便宜をはかってこの八カ所に固定したものである。

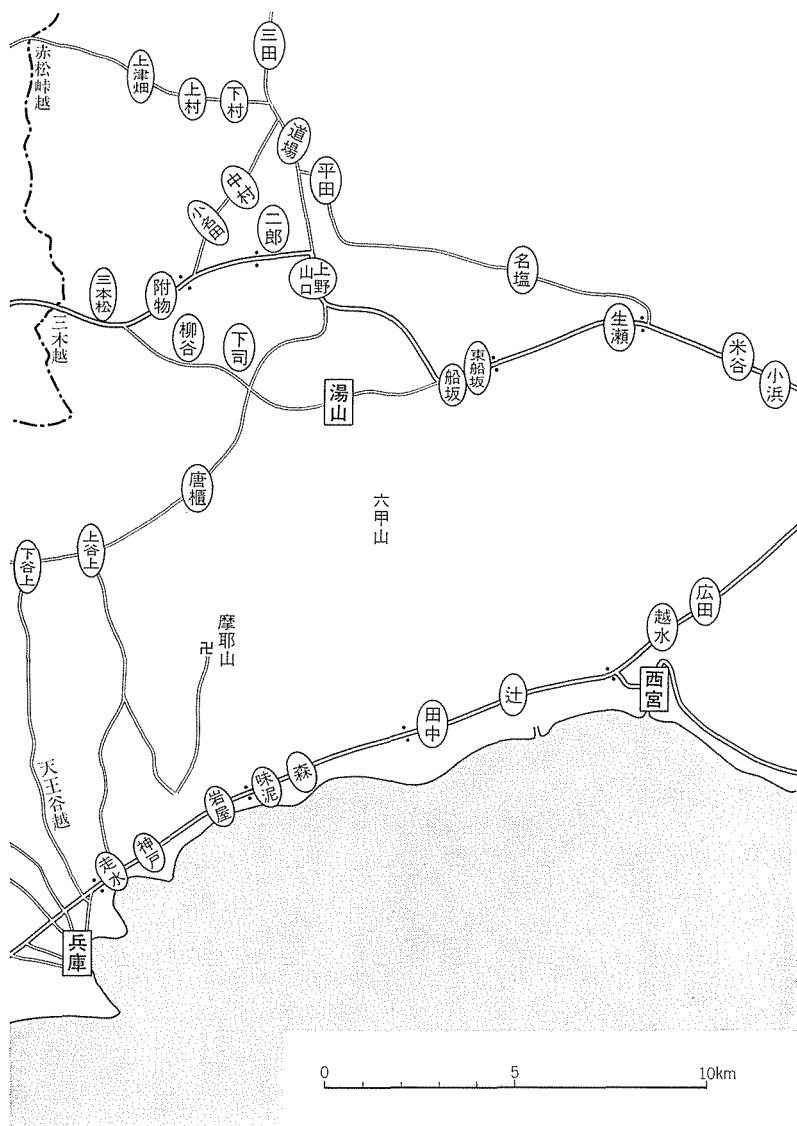
これは幕府の御用伝馬所としての指定ではないが、市域の摂津側では兵庫と有馬（湯山）が、荷物継立て所としては公認されたことになる。これによって、海陸交通の要衝にある町場として活動していた兵庫と、京

・大坂に近い温泉地として人々の往来が絶えず、播磨や丹波への通路でもあった有馬との、当時の交通上にしめる地位をみるができるであろう。

この時期の市域の交通路を慶長期の国絵図から探ってみよう。まず摂津側では主街道が二筋通っている。

一筋は山崎・郡山・小浜を通る西国街道が、山寄りに生瀬・船坂・山口・中(有野)・附物を経て播磨の淡河から三木へ向かっており、他の一筋は尼崎・西宮から、浜寄りに田中・味泥・神戸・東須磨・西須磨を通じて播磨明石へ通じている。当時、京もしくは大坂から西国へ通ずるのにこの山寄り・浜寄りの二筋の主街道があって、いずれも市域を通っていたことになる。この摂津国絵図は慶長十年作成とみられ、神戸から須磨への街道は兵庫の町なかを通らず直行していて、なおこの時には前代からの道筋が主であったことを示しているが、すでに兵庫で人馬の継立てが行われていたとみられるから、実際の交通量は兵庫へ迂回する場合が多く、のち兵庫が街道の継ぎ場となつてからは迂回路の方が本街道となつていった。

さらに、この国絵図では、前記二筋の主街道のほかにも、道路網が記入されていて、その多くは現在でも主要な道路として利用されており、これをみるかぎりすでに基本的な道路網は形成されていたといえるであろう(図12)。すなわち、西摂北部では、山口村から道場を経て、一つは三田から丹波への道、もう一つは下村・上村(長尾町)から赤松峠越えの道、また山口村から逆に南下して、唐櫃、谷上・衡原(山田町)を経て播磨三木へ越える道、中村・小名田(八多町)を貫く道、それに船坂から本街道を分かれ湯山(有馬)・柳谷を経て三本松の付近で再び街道に合流する道、南部では、走水から上谷上へ出る道(再度越)、兵庫からは、下谷上へ至る天王谷越、小部へ通ずる鳥原越、藍那へ出る鶴越の三道筋、そして、藍那からは北へ中村(山田町)を経



の 主 要 道

第五節 交通と宿場

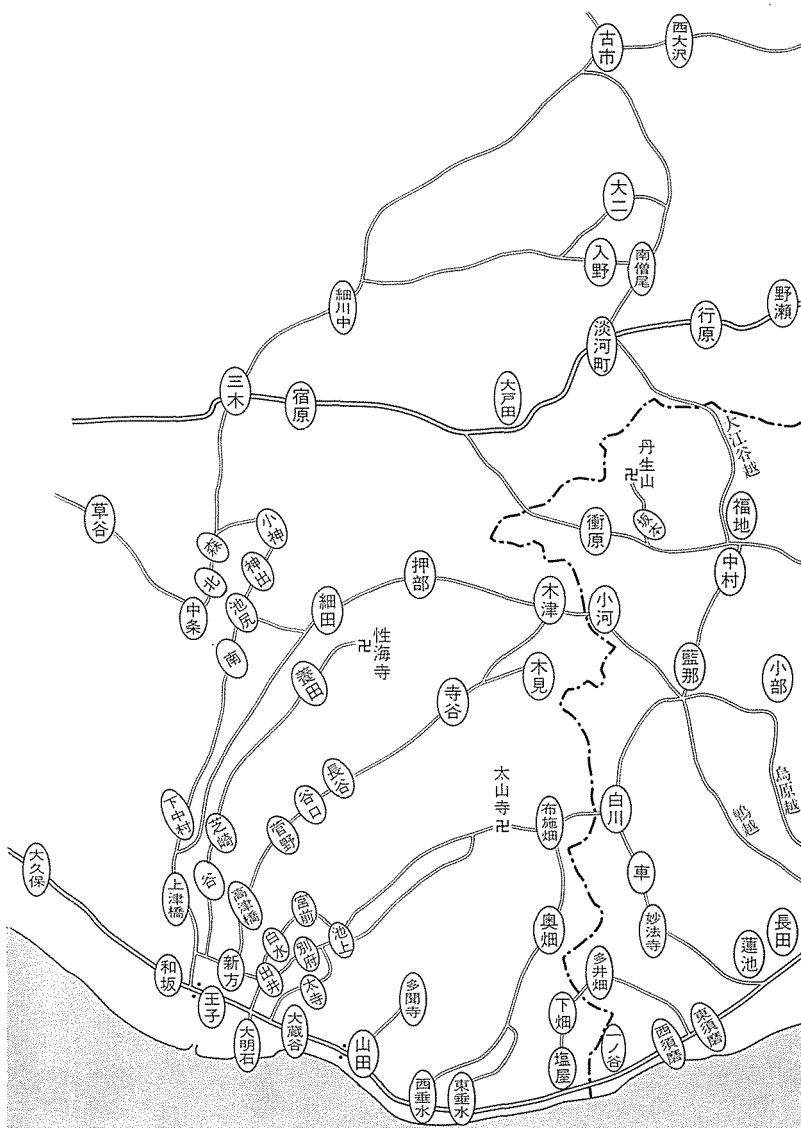


図 12 近 世 前 期

て淡河へ至る大江谷越と小河を経て播磨三木へ向かう三木越の道、さらに蓮池(西代村)から車・白川を経て伊川谷へ抜ける井山寺(太山寺)越、須磨から多井畑を経て播磨下畑へ通ずる多井畑越の各道である。

一方、播磨側では、山寄りの主街道沿いに淡河町が宿場として整備されており、浜寄りの西国街道は垂水・山田・大蔵谷を通じて西に延び、この街道の北側に広がる明石郡一帯は谷沿いに道路が通じていて、摂津と同様に基本的な道路網をみることができる。塩屋谷川の塩屋下畑道、福田川の垂水・奥畑(名谷)から伊川谷の布施畑へ通ずる道、伊川谷では出井池上太山寺布施畑に至る道、櫛谷では新方菅野長谷寺谷と谷を北上し、押部谷の木津へ通ずる道、明石川では左岸を芝崎・養田・性海寺に至る道と、右岸を上津橋から細田押部木津に至る道、そして上津橋から下中村・神出を経て三木へ出る三木街道などである。

宿駅制の 大坂周辺の大名配置が確立した後の元和三年(一六一七)、『伊丹市史』(第二巻)によると、伊丹

確立 を訪れた幕府巡見使村上三右衛門は、伊丹を御用継立ての駅所と定め、御定賃錢をはじめ御用人足二五人・御用馬二五四と指定するとともに、御用馬の飼料助成のため、近郷での賃運送稼ぎの特権を与えたという。伊丹の場合は摂津近辺でも早い時期の例で、以後こうした御用継立ての駅所指定は、次第に主要な街道沿いで進められていった。

荷継ぎ場であった兵庫が、御用継立ての駅所として指定された時期は不明であるが、兵庫津を領した尾崎藩が、寛永十二年(一六三五)兵庫津に宛てた触れ書には、とくに宿駅に関する条項が含まれているので、すくなくともこの時公的に御用継立ての駅所として責務を負うことになったとはいえるであろう。

その内容は、(1)御伝馬ならびに駄賃荷物は一駄に付き四〇貫目とする、(2)運送賃は馬の場合一里に付き一

[illegible]

馬数は不明であるが、寛文九年（一六六九）とみられる
尼崎藩の記録に「定馬六拾
疋ノ内 一馬五拾疋兵
庫津」として「三拾六疋兵
庫津 拾五疋上部村」とそ
の内訳に記されている。藩
としては伝馬六〇匹を常備

この寛永十二年は大名の参勤交代が定められた年で、同年の武家諸法度にも、道路・駅馬の断絶、往還の渋滞を、大名の責任として戒めているから、この触れはそうした状況を背景にしたものとみられるが、以後尼崎藩も駅所の助成に配慮し、享保三年（一七一八）には御用馬に対して米一五俵、馬年寄には米五俵を与えることにし、なお人馬不足の時は近在の藩領村々からの召集に便宜を与えたり、御用馬の補充には資金援助の相談に応じたりしている。

六文、人足は八文とし、(3)定め以外の増銭を禁止する、違反の場合は牢舎・過料に処する、(4)夜間通行は朱印状などによる御用繼立てを除き停止し、(5)駄賃馬不足のときは在々の村から雇って渋滞しないように取り計らう、(6)木賃宿の薪資は人四文・馬八文とするなどであり、寛永二年幕府が各地の宿駅に対して触れ出したものと同じである。

したが、実際には三六匹しかなく、神戸村から一五匹は補充できるといふ状況を示しているであろう。後の記録では御用人足二五人・馬二五匹となっている。人馬を継ぎ立てる馬借所は逆瀬川町に置かれ、その実務には馬年寄があたった。本陣井筒屋又兵衛をはじめとする旅宿は神明町から小広町にかけて集中していて、俗に旅籠町ともよばれ、享保期に本陣五軒・旅籠屋三一軒、天明八年（一七八八）には旅籠屋五一軒・商人宿六七軒と記録されている。

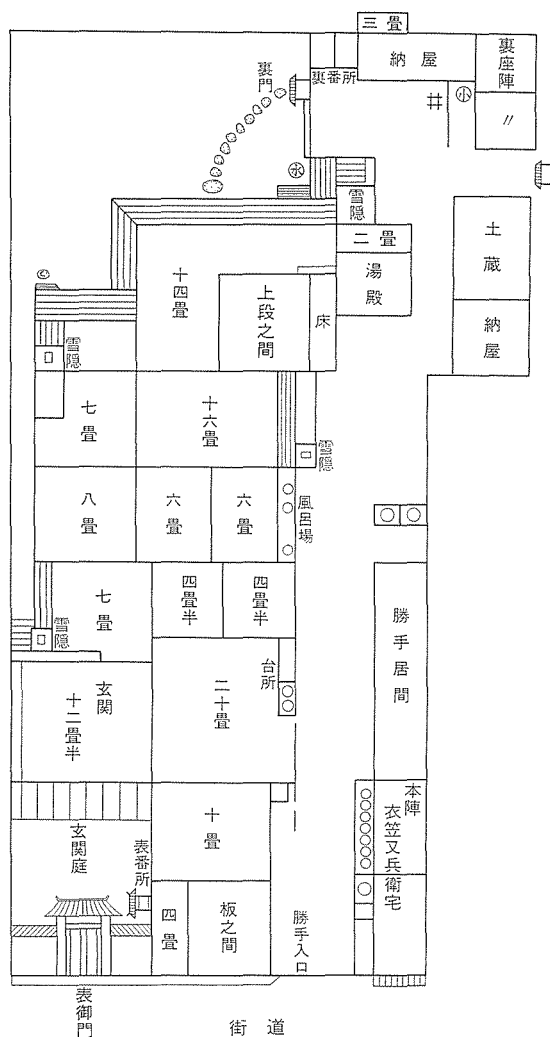


図 14 兵庫宿本陣井筒屋(衣笠又兵衛)平面図

第五節 交通と宿場



写真 47 敦盛塚前風景(『播磨名所巡覧図会』)

こうして設定されてきた江戸幕府の駅制の特徴は、(1)朱印状などによる幕府公用の通行を確保するため、駅所に一定の人馬の確保を義務付け、さらに(2)一般の通行安定を図るため通送の駄賃や木賃を公定したことであり、(3)駅所に対しては御用人馬維持の責任に対する補償として必要な助成や、近隣地での運送賃稼ぎの特権を与えたということである。

そして以後、慶安四年(一六五二)の生瀬駅と西宮駅間の新直通路を差し止めようとした小浜駅と両駅の争論や、寛文十二年の湯山と御影間の六甲越え新通路での賃運送を差し止めた生瀬・小浜など五駅と湯山の争論などにみられるように、経済の進展や新道路の開発などによって、新しい輸送通路や業者が発生すると、そのつど周辺の賃運送に対する特権をもつ駅所からの差し止めを求める訴訟が繰り返され、自分荷物の運搬を除いては、しだいに「御用継立ての宿駅」による駅間行路輸送だけが、荷物や旅行者の賃運送可能な業者と通路として固定化されていくことになった。こうした経緯を経て、元禄と正徳期にいわば公認の継立て駅として確立されてきた市内の駅所には、西国往還の兵庫、のち湯山街道とも呼ばれた道沿いの湯山、淡河、三田盆地の摂丹播への通路にあたる道場川原の四駅がある。(416頁図26)。

兵庫からの隣駅は、西へ大蔵谷(明石)駅まで五里(約二〇キロメー

トル、東へ西宮駅まで五里あり、やや区間が長い。場合によっては途中で休憩する必要も起こってくる。明石との間では一ノ谷須磨辺、西宮との間では住吉村辺が休憩所となっていた。一ノ谷辺は海岸沿いで景色もよく、シーボルトの江戸参府紀行では、有名なそば屋があって、食べたり飲んだりして元氣をつけたと記されている。敦盛塚の側にあったそば屋のことであろう。住吉辺では住吉神社の横に戎屋という茶屋があって、大名行列も休憩したという。

また、道場川原の状況については、時期は下るが文化七年（一八一〇）の村絵図（口絵⁷）によってその景観を知ることができる。街道筋は、東の日下部村から鍵形に右に曲り、道場川原村内は、ほぼ一直線に進み、その両側には民家が軒を並べ、西の塩田村へは有野川の堤防の所で、両側に石垣組をもつ出入口となっている。そして、この有野川にかかる橋は、塩田村内にあるが、大名通行の時は道場川原村の負担でかけ、巡見使通行の時は塩田村よりも助力したとある。また、橋番人一〇人ずつの組をつくり、道場川原村から出していたことが知られる。

村内に有野川の支流が三筋あり、その支流には石橋がかけられ、村内のほぼ中央に馬借高札場と番屋が向い合せに位置していた。この番屋の機能については不明であるが、宿駅として、人馬の継立てを行った問屋場の機能を果たしていたものと思われる。

奥畑・妙法寺両村の通行争論

往還以外にも各村々の経済環境によっては、それぞれ必要度の高い道路が生じてくることもある。江戸時代前期に起こった奥畑・妙法寺両村の通行争論もその一つであろう。

奥畑村は播磨国明石郡にあって明石藩に属し、一方妙法寺村は摂津国八部郡にあって幕府領で代官所に属し

ていたが、その位置は双方とも摂播国境の山地寄り隣村どうしという関係にあった。そして、この摂津側に約一〇キロメートル離れて兵庫津があり、奥畑村民にとっては柴・薪などの稼ぎ先として重要で、妙法寺村を経る通路は必要な経済道路になっていたという。

争論の発端は、寛文七年妙法寺村が奥畑村の荷物輸送を、耕作の妨げとして差し止めたことであった。この時は明石藩郡奉行の指示もあって、通行を申し入れて済ましていたという。ところが享保十年再び荷物差止め事件が起こって、今度は奥畑村が大坂町奉行所に提訴し、通行の確保を図ろうとしたことから、その道が「天下の道」か、「銘々持地の耕作道」かで、以後宝暦三年（一七五三）まで二五年以上にわたって、断続的ではあったが道路の性格をめぐる争論が続けられた。この妙法寺・奥畑間の道は、もちろん元禄期の国絵図にも記入されていなかったし、もし絵図にある道を通らなければならないとすると、奥畑からは垂水を経て西国往還へと迂回するしかなく、かなりの遠回りとなる。

この問題になった道は、落合通りと通称されている道で、妙法寺村ではこれは耕作道で、井堰堤が踏み潰され、耕作の障害になると反論した。奉行所では、摂津側二カ村・播磨側二カ村の庄屋から、道はたしかに存在しているが、牛馬はもちろん人の交差にも難儀するような道で、奥畑村が兵庫への諸商売に利用しているかどうかは承知していないという証言を得て、公道とは認めがたいと判断し、相対で了解を得た場合は格別としながらも奥畑村の通行を差し止めた。

奥畑村では、相対は格別という裁許の手掛かりから、その後も交渉を試みたという。しかし、交渉は一向に進展せず、ついに奥畑村は享保十五年再願にふみきり、この時は現地の検分まで受けたが、元文四年

元文三年二月三日

奥畑村

中渡寛

奥畑村

奥畑村

奥畑村

奥畑村と奥畑村と通ずる道

奥畑村と奥畑村と通ずる道

奥畑村と奥畑村と通ずる道

奥畑村と奥畑村と通ずる道

奥畑村と奥畑村と通ずる道

奥畑村と奥畑村と通ずる道

奥畑村と奥畑村と通ずる道

奥畑村と奥畑村と通ずる道

奥畑村と奥畑村と通ずる道

奥畑村と奥畑村と通ずる道

写真 48 元文 4 年奥畑村妙法寺村道争論
口申渡覧(部分)

(二七三九)の裁許でも先の結果を変えることはできなかった。

そこで、奥畑村はやや不便ながら妙法寺へ出る別の道として竜花谷乗り越え通りを利用することにしたという。この道も妙法寺村を通行することには変わりなく、宝暦元年冬、またまた荷物差止めの問題が起こって、翌二年奥畑村は提訴し、三たび道路争論となった。

奥畑村は、村から通ずる道として、(1)明石への垂水村を通過して往還へ出る道、(2)須磨浦への山越えの道、(3)兵庫への妙法寺村を経て西代村蓮池で往還へ出る道(妙法寺村へ出るのには落合通りと竜花谷乗り越え通りの二筋あるが、今回はとくに竜花谷通り)があり、いずれも「道筋無年貢にて御立置世界の道に御座候」として、通行

を主張した。「兵庫津惣じて上方への出道今更不通に成り候ては袋の口しめ候様なるものにて村中一向相立ち難く」というわけで、奥畑村は、この道は往古兵庫築島の時土砂止めの木柴を運んだ道であり、寿永の戦に義経が鶴越から一ノ谷へ越えた道でもあって、その証拠には村内に庄司家があり、すなわち佐藤庄司重縁の者で今に庄司を称しているとし、さらに寛文十年の撰播山論の際の絵図にも記されているいわば公道であると主張している。こうして宝暦三年四月の裁許で、竜花谷乗り越え通りの荷物運送は認められることになった。

往還以外のこうした村の道は、道路の性格とは別にそれぞれの村が修復などを行って維持していたから、経済環境などの変化で、通行量が増大し、道路や道沿いの井溝の維持費がかさむようになると、通行をめぐる争論はしばしば起こった。新しく興った水車業によって、その原料や製品などの輸送が増大した水車新田と、河原村など通路沿線の村々との間の争論もその例である。寛保元年（一七四一）の裁許では、水車新田側に、沿道の井溝修復費を分担するよう命じている。また、水車業荷物や一般荷の運送通路をめぐる生田村と兵庫との争論では、元文二年兵庫側が一定の和解金を支払うことで提訴を取り下げ解決している。

2 湯山と淡河

有馬氏と 関ヶ原の合戦で勝利した徳川家康は、慶長五年（一六〇〇）十月十五日に池田輝政に播磨一国五

湯山

二万石を与え、姫路城に配した。このため、淡河城の有馬則頼は、同六年一月十八日に二万石に加増され、摂津三田に移封された。しかし、則頼は同七年七月二十八日に死去したため、則頼の領知は嫡子の福知山藩主有馬豊氏に加えられた。豊氏は、丹波六万石と摂津有馬郡で二万石の合計八万石を領有することになった。そして、元和六年（一六二〇）閏十二月八日に筑後久留米二一万石に加増転封された。

有馬氏時代の湯山町がどのような支配を受けていたのか、はっきりとはわからない。ただ、この時期有馬氏は、慶長十五年に有馬郡内の所領で、同十八年には丹波の何鹿・天田両郡内でも検地を行っている。これらの検地によって、五万石の増高を行った。有馬氏は、表高八万石、実高一三万石の所領を有することにな

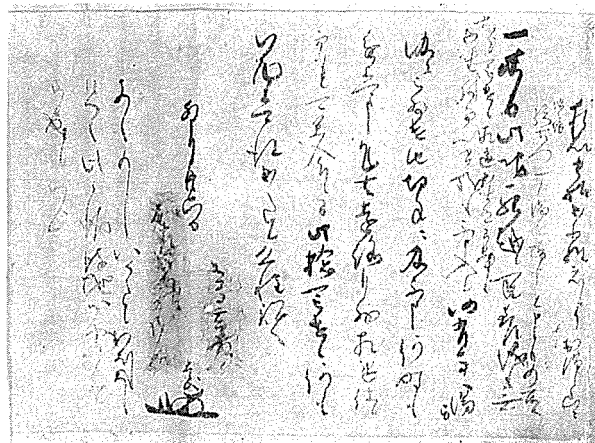


写真 49 有馬豊氏書状案

表 39 近世初期の湯山町の負担

項 目	慶長15年(1610)		寛文 7 年(1667)	
	米	銀	米	銀
村 高	石	匁	石	匁
年 貢 米	325.8		325.8	
公 用 米	42.9		228.06	
町 地 子			42.9	
茶 年 貢		2,304		2,364.08
公 用 銀		24		27
河 野 屋		4,750		(4,750)
御 所 坊				1,100
兵 衛				2,150
たい な し				1,500
				636
合 計			270.96	7,777.08

資料：「上唐櫃林産農業協同組合文書」ほか

ったのである。この時湯山町においても検地が行われた。それは延宝六年（一六七八）四月に、湯山町の阿弥陀堂等が、検地奉行に対し、秀吉時代に寺領として与えられたものが、有馬玄蕃頭の検地（慶長十五年）の時にも除地として認められているので、今回の検地においても旧来のように寺領として認めてほしいと願っているからである。

この有馬氏の検地によって、湯山町がどの程度増石されたのかを直接示す史料は残されていないので、他の史料から推測してみよう。旧上唐櫃村に残る「摂津国大絵図」裏書と、湯山町の年貢関係史料で最も古い寛文七年（一六六七）十一月の代官松波五郎右衛門の免定を表示したのが、表39である。このうち、最後の「たいなし」の所に「当御検地以前無地高上納銀の事」と符箋が貼られている。秀吉時代の湯山町の石高は、二五〇石であったので、村高で約一・三倍、七五石八斗が増加している。これら二つの史料から、有馬氏による検地の増石分は、この村高の増石分と、「たいなし」分の六三六匁の、二つが増石分にあたると思われる。

幕府直轄領と 元和六年の有馬豊氏の筑後久留米への転封後、『有馬温泉誌』によれば、湯山町は幕府直轄領となり、代官村上孫左衛門が支配した。そして正保郷帳とみられる「摂津国郷帳」

（慶安元年）では、「御料御代官松波五郎右衛門 湯山三二五石八斗」とあり、松波代官に替わっている。幕府領においては、延宝五年三月に巡見使の派遣が決定され、代官の仕置や村役人の不正、村柄の調査等が行われることになった。と同時に、検地条目が定められ、近隣諸大名に検地を担当させた（82頁）。その後延宝七年湯山は、高槻藩主永井直時によって検地が行われた。この結果については『有馬温泉史料』の延宝七年の項に、表40に示したように記されている。ただし、表内に（ ）を付した項目については、延宝検地当時のものとは考えられない。湯山町の年貢関係史料によると、蔵役銀は、元禄二年（一六八九）から銀七〇・八三匁納入することになり、同十年からは銀六六・七五匁に減額され、安政三年（一八五六）に石高表示に変更されるまで続いている。また、水車運上についても、宝暦十二年（一七六二）と同十三年から各々銀一〇匁・一二匁ずつ上納されている。表示の銀高は、上段の分が天明三年（一七八三）から寛政元年（一七八九）まで、

表 40 延宝検地による湯山町の負担

項 目	米	銀	備 考
石 高	327.181	匁	町 反 畝 歩 20. 5. 6. 9
毛付高	302.0612		19. 6. 25
内 { 田高	99.8452		5. 2. 27
{ 畑高	195.31		13. 4. 7. 7
{ 屋敷高	6.906		3. 8. 15
地子米	0.9		
地子銀		5,319.73	
茶役銀		27	
(山手米)	0.8		宝暦8年より
(藪役銀)		66.7	元禄2年より(銀70.83)
(水車運上)		13.3	宝暦12年より(銀10)
(〃)		14.8	宝暦13年より(銀12)

資料:「余田家文書」, 風早 恂編『有馬温泉史料』下

四年であり、この年の免定では、村高は三一五石九斗四升に減少し、新田高一二石六斗九升七合が加えられ、合計三二八石六斗三升七合となり、延宝検地高より若干増加している。すなわち、延宝検地の結果は、直ちに年貢徴収の基礎とはなっていないかった。

また、この延宝検地に際し、延宝六年四月に阿弥陀堂・善福寺・権現坊・念仏寺などが、秀吉以来寺領が

下段の分が天明四年から寛政二年までの期間のものである。つまり、この表の水車運上の銀高は、天明四年から寛政元年までの期間のものであった。なお、「余田家文書」には、この『有馬温泉史料』に掲載されたもののほか、「撰州有馬温泉来歴之事」と題するものが併せて記録されており、その末尾に「これは天明八年戊申、御料御巡見様御通行に付、書付け差上げ申し候写」とある。

つまり、延宝検地当時の負担は、本年貢のほかに地子米・地子銀・茶役銀があった。毛付高のうち、田地が三三・一%、畑地が六四・七%、屋敷地が二・三%で、畑地が三分の二を占めていた。前述の有馬氏慶長検地に比較して、石高は一石三斗八升一合増加しているだけである。

また、検地をもとに村高の改訂が行われたのは、元禄

第五節 交通と宿場

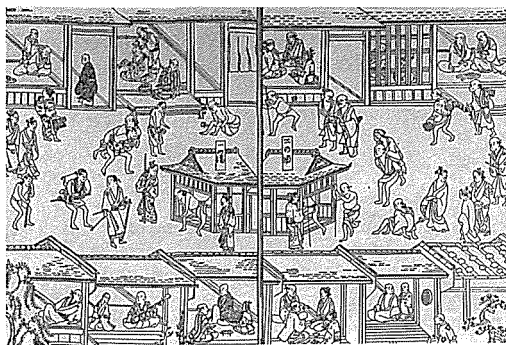


写真 50 有馬温泉一の湯・二の湯

表 41 湯山町の概況
(宝永7年(1710))

石 高	314.484
新開高	12.697
合 計	327.181
地子銀	3,533.43
茶年貢	27
藪年貢	66.75
公用地銀	4,542
内	河野屋 1,031
	御所坊 2,011
	兵 衛 1,500
小物成銀 合計	*8,269.23
男 子	1,312
女 子	1,318
合 計	2,630
総 家 数	約 560 軒
か ま ど 数	約 800 戸

(注) *史料記載通り
資料:「余田家文書」,『有馬温泉史料』下

なく、外湯が一カ所あるだけであった。前述の天明八年の巡見の時

次に温泉についてみてみよう。この時代には、現在のような内湯は
きるのは、元禄四年の免定からである。

この頃の湯山町の状況を知る史料としては、宝永七年(一七二〇)五月に代官小堀仁右衛門の
巡見の時に提出した明細書の写しが残されている。これを表示したのが、表41である。石高
の合計は、延宝検地と同じである。人口は、男一三一人、女一三八人の合計二六三〇人で、総家数は約
五六〇軒、かまど数は約八〇〇戸である。その他には酒蔵が四軒あり、そのうち一軒二五〇石分だけが営業
していること、公儀屋敷一石一斗五合分が除地になっていることなど
が知られる。この公儀屋敷分が除地として、年貢関係史料から確認で

除地になっている由来を申し立て、今回の検地でも除地を認めてほしい旨を願っていることが知られてい
る。

温泉の繁盛

史料には、『湯壺 東西一間三尺五寸、南北四尺五寸、深さ三尺七寸、但し右の間数の内分切渡し、一ノ湯・二ノ湯と申し候、湯屋敷南北長さ七間、東西横三間』とある。また、延宝三年五月に版行された『有馬小鑑』には、一の湯は御所坊・伊勢屋・中ノ坊など一〇坊、二の湯は池坊・休所・川崎屋など一〇坊と、各々の坊が一の湯・二の湯に割り当てられていた。そして、この二〇坊に大湯女と小湯女の二人が配置され、湯治客の世話をした。大湯女の名は、各坊で決まった名前が受け継がれたという。湯治客は、これらの本坊だけでなく、小宿と呼ばれ、各本坊に付せられた宿舎にも泊った。天和三年（一六八三）の『迎湯有馬名所鑑』に、本坊と小宿が記されている。全部で三五軒の小宿があり、各本坊に二軒近くの割になるが、御所坊・大黒屋は小宿がなく、一番小宿の数が多いのは中ノ坊で六軒の小宿が記されている。また、先の『有馬小鑑』には「遅くあがるものあれば、大湯女・小ゆな手毎に棒をもちて、あがれくとののしれば、湯壺よりあわただしく逃げ出るも、中々興ある事なり」とあり、湯壺が一カ所しかなく、湯治客が混雑してくると、湯女たちが客をせかせてあがらせている様子を興趣あることだと記している。現在の入湯とは大変異なっていたことがうかがえる。

馬借町とし

湯山はまた慶長十一年十二月に片桐且元の「摂州之内駄賃馬荷附之所」に関する触にもみえ、
ての湯山町
それ以前から駄賃稼ぎの行われていた駅所であった。また、延宝検地の時の史料にも「附出し馬借所」とあり、湯山町は荷物の継立所としての機能を有していたことが知られるのである。

寛文十二年に湯山町は、江戸城本丸普請の石材を運送するために、六甲越灘住吉村への古道を修復した。そして、従来小浜町を経て神崎浜から大坂へ年貢米を輸送していたのを、倉敷料や欠米等の費用がかかるの

第五節 交通と宿場

表 42 湯山からの駄賃一覧(宝永4年(1707)) (単位: 文)

行	先	駄賃(1駄につき)	乗掛荷又は荷なし	人足賃
小浜 兵庫 道場川原	浜	170	117	85
	庫	290	191	144
	原	84	53	43

資料: 風早 恂編『有馬温泉史料』下

で、この六甲越道を使って住吉浜から年貢米の輸送を行いたい旨を願ひ出ている。これに対し、湯山周辺の駅所である生瀬村・小浜町・小屋之庄・伊丹町・西宮町の五カ所の駅所から合同で、この湯山町の六甲越道の使用を停止するようにという訴えが大坂町奉行所に提出された。この訴状によれば、浜御影村に新間屋を決め、湯山と浜御影村との間で人や荷物を牛を使って運送していたという。つまり、湯山↓浜御影村↓大坂という新しい輸送ルートを作ったことになる。このため前記の五カ所の駅所では、規定通り五〇人・五〇匹の御役も勤めているので、湯山の新ルートの差止めを求めて訴えたのである。この時は生瀬村など五カ所の駅所の訴えが認められ、駅所としての公的な輸送は禁止されたようである。商人や湯治客の往来には、これ以後も利用されていたと考えられよう。

また、宝永四年六月に駄賃が二割増となり、湯山から小浜・兵庫・道場川原までの駄賃や人足賃が改定されている(表42)。このように、湯山は、温泉場としてだけでなく、駅所として重要な役割を果たしていたことが知られる。

文人の有馬 有馬温泉は、諸書に日本一の温泉であると礼賛されているように、人々の注目を引く場所であったのだろう。有馬温泉に関する地誌・紀行文が数多く作成されている。近世期に著述された有馬温泉に関する主要な書物を示すと、表43のようになる。この中からいくつか注目される書物についてみてみよう。

版 本 等 (1)

備	考
幕府儒者 尾張藩医	
安芸藩医	
寛文 8 年12月	慶元堂版
大坂天満 有馬	
深草仏国寺開山 大坂高津の人「有馬私雨」の改版 大坂伊勢屋山右衛門開版 「迎湯有馬名所鑑」の第1・2をまとめる 有馬谷之町	
大和安楽寺 奥書に宝永 3 年寄付	
貞享初年の菊屋五郎兵衛の復刻 茨城多左衛門版	

まず、儒者・医師などの文人が、有馬入湯の時に著作したものについてみてみよう。

元和七年四月二十五日に徳川家康の侍儒で幕府の政策顧問として活躍した林羅山は、紀伊・大坂を巡覧した後、尼崎に泊り、小浜・生瀬を経て有馬に着いた。この湯治の時に著したのが、『撰州有馬温湯記』である。「我が国の諸州に多く温泉がある。その最たる者は、摂津の有馬、上野の草津、飛騨の湯島、この三所」と、有馬温泉が日本三名湯の一つであると書き出し、有馬温泉の様子を漢文体で記し、有馬の名所の薬師堂・鼓滝などを詠んだ詩を記している。

また、寛永四年（一六二七）九月に尾張藩医堀正意が、有馬に湯治に来て、三日早く湯治に来ていた成瀬正虎とともに食事をし、入湯したという。この成瀬正虎は、父正成とともに、家康の命により尾張徳川義直に

第五節 交通と宿場

表 43 有馬温泉関係の写本・

表 題	作 者	成 立 年 代	種別
有馬縁起(湯ノ山由緒記)	善福寺大清宗灌	慶長 4 (1599) ^年	地誌
温泉湯治養生記	奥之坊・伊勢屋	慶長10 (1605)	医学
摂州有馬温泉湯記(有馬温泉湯記)	林 羅山(道春)	元和 7 (1621)	紀行
摂州有馬温泉記(有馬温泉湯記)	堀 正意	寛永 4 (1627)	紀行
有馬湯治日記	智忠親王	正保 3 (1646) 他	紀行
(摂津州)有馬地志	黒川道祐	寛文 4 (1664)	地誌
温泉遊草(温泉紀行)	草山元政	寛文 5 (1665)	紀行
温泉遊草(温泉再遊)	草山元政	寛文 7 (1667)	
絵入有馬山名所記(有馬私雨)	平子政長	寛文12 (1672)	地誌
有馬山湯治身持かがみ	丹波屋嘉右衛門	延宝 3 (1675)	
有馬小鑑	めいよ権三郎	延宝 3	地誌
高泉禪師常喜山温泉記(有馬温泉記)	高泉性激	延宝 5 (1677)	紀行
迎湯有馬名所鑑(有馬大鑑迎湯抄)	生白堂行風	延宝 6 (1678)	地誌
有馬小鑑抄(新版有馬名所鑑)	有野屋次郎右衛門	天和 3 (1683)	地誌
有馬山温泉小鑑	菊屋五郎兵衛	貞享 2 (1685)	地誌
摂州有馬温泉効能	湯 山 町	元禄 2 (1689)	
摂州有馬常喜山温泉寺火後記	月潭道澄	元禄10 (1697)	
温泉紀遊	若霖汝袋	元禄15 (1702)	地誌
摂州有馬山温泉寺縁起絵巻	千種有維		
有馬山湯相応養生之記		宝永 5 (1708) 以後	地誌
有馬山絵図	梶木喜六	宝永 7 (1710)	絵画
有馬湯山記(有馬山温泉記)	貝原益軒	宝永 8 (1711)	地誌
有馬山紀行	大宮 卓	正徳 3 (1713)	地誌

(注) 種別は、『国書総目録』の分類を基準とした。

資料:『有馬温泉史料』上・下,『国書総目録』ほか

付けられた幕臣であつたので、同じ尾張藩の關係者として湯治をとにしたのであろう。このとき正意は、『撰州有馬温泉記』を著している。なお同六年五月十八日に、藩主徳川義直も有馬入湯のため、名古屋を出発していることが知られる。これらの林羅山と堀正意の温泉記が寛文十一年に合冊され、『有馬温泉湯記』として版行されている。

また、元彦根藩士の草山元政上人が、寛文五年八月と同七年二月と二度にわたって有馬に湯治に来て、『温泉遊草―温泉紀行―』と『温泉遊草―温泉再遊―』を残している。この二冊は、寛文八年二月十八日に亡くなった元政を追悼して、同年の冬至の日に松原朴元の序で慶元堂から版行されている。

有馬温泉の歴 次に、有馬温泉の歴史について書かれたものについてみてみよう。慶長四年（一五九九）二

史・地誌類

月二日に有馬善福寺の住僧大清宗灌が、『有馬縁起』（「湯ノ山由緒記」ともいう）を著した。

現在、同年閏三月に水船尾三右衛門の書写したものが極楽寺に伝わっている。同書は、神亀元年（七二四）から慶長四年までの八七六年間に起こった有馬温泉に関する事柄を記録したものであり、筆者の宗灌は、豊臣秀吉と同じ尾張中村の出身で、幼馴染であったという。秀吉が有馬入湯中、度々善福寺を訪ねたといわれている。秀吉時代の有馬温泉のことがかなり詳しく述べられている。

次に、有馬温泉の地誌についてみてみよう。地誌として最初なのは、寛文四年（一六六四）五月に作成された黒川道祐の『撰津州有馬地誌』である。道祐は、安芸藩医で、藩主の浅野光晟の湯治に随行し、その時に作成されたものである。まず温泉の由来や現況を述べたあと、山川門・土産門・寺観門・祠廟門・墳墓門の五つに分け、著述されている。例えば、土産門には、巻筆・色紙・染楊枝・木器・竹器などのことが記さ

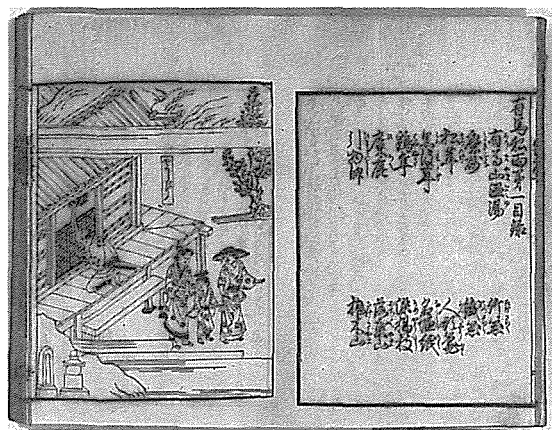


写真 51 『有馬私雨』(部分)

れている。

続いて寛文十二年六月に、大坂天満の平子政長の『絵入有馬山名所記』(内題は『有馬私雨』、序文には『有馬私雨抄』とある)が版行された。版元は、前述の『有馬温泉記』と同じ小川伊兵衛である。この書は、五巻五冊から成っている。第一巻では有馬温泉のこと、竹器・磨砂等の有馬の産物を、第二巻では湯山権現・上湯等の名所を、第三巻では愛宕山・鳥地獄等の山川を、第四巻では天満天神・鹿舌山等有馬温泉周辺の名所・

旧跡を、第五巻では本文中に掲載されている和歌や俳諧の作者の目録を付している。絵入と題しているように、本文中に多くの画が挿入されており、当時の有馬温泉の状況を視覚的にも伝えている貴重なものである。

なお、この『絵入有馬山名所記』を増補し、和歌・俳諧も新しく変えた『迎湯有馬名所鑑』(後書には、『有馬大鑑迎湯抄』とある)が、生白堂行風によって編成され、大坂の伊勢屋山右衛門によって延宝六年三月に版行された。のち、有馬上道町有野屋次郎右衛門によって天和三年九月に再版されている。

さらに宝永八年一月に、具原益軒の『有馬湯山記』が版行されている。具原益軒は、福岡藩医を務めるとともに、陽明学も研究し、さらに「大和本草」を著したことでも知られる

ように、本草学にも優れた博学多才の学者である。本書は、「京より有馬へ行く道を記す」他一四部からなり、京から有馬への道案内、伏見から神崎までの船路、有馬から尼崎を経て大坂へ行く道、有馬から伊丹を経て大坂へ行く道等、有馬温泉と京・大坂間の陸上・水上交通の案内やその沿線が紹介されている。また、有馬温泉の効能や有馬温泉の名所や古歌が記されている。そのうちで興味をひくのは「汲み湯」のことである。これは、有馬温泉に湯治に來れない人のために、温泉の湯を送って、それをわかし直して入浴するものである。『有馬温泉史料』には、元和七年四月に西洞院時慶が、汲み湯のことを粟津大進に依頼したこと、寛永三年七月に出羽久保田藩主佐竹義宣が藩士梅津政景に汲み湯を与えたことなどが見える。また、天明七年に湯山町の窮状を訴えた文書に、尼崎・西宮・兵庫等の馬駄賃が高くなったため、諸方への汲み湯が減少したので、相応の駄賃に定めてほしいとの願書が出されている。

以上のように、多くの人々が湯治に訪れ、その紀行や詩文が残され、現代の旅行案内書的な名所記等多種多様なものが出版されている。このことは、それだけ有馬温泉の名湯としての評判が高かったことを物語っているのかもしれない。

湯山町の 温泉神社は、崇神天皇七年の創建と伝えられ、祭神は、すくなくひこのみこと おおなむちのみこと 少彦名命・大己貴命・熊野久須美命 寺社 の三神である。そのうち、少彦名命と大己貴命は、有馬温泉守護神として創建当初から祭られていたという。また、熊野久須美命は、建久三年（一九二）に仁西上人が有馬温泉を再興した時、薬師堂（温泉寺）を修復し、その鎮めとして温泉神社を整備した時、熊野から勧請して祭ったことによる。このころから、少彦名命を鹿舌明神、大己貴命を三輪明神、熊野久須美命を熊野権現として祭り、三所明神または三所権

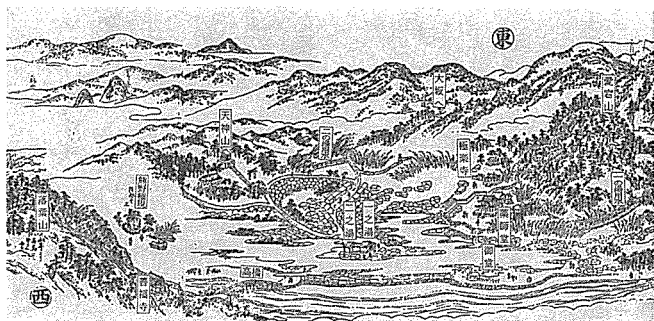


写真 52 有馬温泉全景図 (原図『摂津国有馬山勝景図』)

現と呼ばれるようになった。薬師堂とともに、有馬温泉の信仰の中心となっていたが、明治十七年（一八八四）現在地の愛宕山の中腹に移転された。なお、同神社所蔵の「熊野曼陀羅図」は、重要文化財に指定されている。

温泉寺は、薬師堂とも呼ばれ、温泉神社とともに有馬温泉の信仰の中心であった。行基の開創と伝えられる古刹で、もとは真言宗であったが、後に黄檗宗に改められた。明治維新の廃仏毀釈に遭い、廃寺となり、薬師堂だけが残り、清涼院を移し、温泉寺として現在まで続いている（堂宇は、天明二年九月十四日の上棟である）。なお、清涼院は、温泉寺奥院が寛文五年五月五日に宇治万福寺の末寺となり、清涼院と称するようになったものである。寺宝の行基・仁西両人の自刻と伝える木像は、一月二日の入初式の時に輿にのせてかつがれる。そのほかに、室町時代の作品である「木造波夷羅大将立像」と、鎌倉時代の作品である「黒漆厨子」の二点と重要文化財をはじめとして数多くの寺宝が所蔵されている。

極楽寺は、聖徳太子の創建と伝え、今の杖乗橋の東、石倉の地にあったが、承徳元年（一〇九七）の秋に洪水の被害を受け、荒廃していたのを、建久二年に仁西上人に供奉してきた河上維清が現在地で復興したという、浄土宗の寺院である。元禄八年六月二十九日の火災によって類焼、安永

二年（一七七三）四月十四日には温泉神社・薬師堂とともに焼失したが、天明二年四月に再興されたのが現在の堂宇である。なお、極楽寺境内には、豊臣秀吉の願の場跡（書院の床下になっている）や、秀吉追悼の五輪塔が残されている。

善福寺は、落葉山の麓にあり、行基の開創、仁西上人の中興と伝えられている。また一説には、聖徳太子の開基といわれている。もとは、落葉山自庵と称し、法相宗であったが、のちに光徳山善福寺に改称し、宇治興聖寺の第五世英種を開基とし、曹洞宗に改宗した。これは、秀吉ゆかりの清宗灌の本願によるという。また豊臣氏時代、善福寺の住僧は、湯山町の代官の一人となっており、豊臣政権との関係が深かったことをうかがわせる。同寺に所蔵されている、鎌倉時代後期の作である「木造聖徳太子立像」は、重要文化財に指定されている。

以上のほかに、念仏寺・林溪寺・稻荷神社・天満宮等の寺社がある。

淡河町の支配 関ヶ原の合戦で勝利を収め、天下を握った徳川家康は、慶長五年十月十五日に池田輝政に播磨一国五二万石を与え、淡河城の有馬則頼を摂津三田に移し、二万石を与えた。淡河町の新領主

池田氏は、姫路城を本拠地とし、播磨国の主要な地域に支城（三木・明石・高砂・龍野・平福・赤穂）を置き、一族や有力家臣を配置した。淡河城は、有馬氏の転封によって城主を失い、のち元和元年の「一国一城令」によって取り壊されたといわれている。池田氏時代の淡河町の支配については、「三左衛門様御奉行 福王次左衛門」と記した史料があり、福王氏が池田氏の奉行として淡河町の支配を行っていたようである。なおこの福王氏は、南僧尾に住した観世流能のワキ役の家柄であり、次左衛門もその一族であったのかもしれない。

また、慶長五年十一月二十九日付の照政(輝政)の禁制(郷質・所質・押買など禁止)や、同七年三月二日付の「諸役免許状」が残されている。つまり、池田氏の淡河町支配は、豊臣氏時代からの宿場町としての機能を存続させていたのである。

当時の淡河町の状況についてみてみよう。同十三年の「三木郡淡川中村田畠目録」によれば、淡河町の面積は五六町三反三畝八歩、石高は九六六石二斗二升七合で、中村から分離した街道沿いの町、淡河町と、中村と下村の一部が編入され、淡河中村として一つの行政単位を組織していた。そして、その石高のうち、慶長七年三月に六〇〇石が、また、同十八年十一月十三日に一五〇石増え合計七五〇石が、諸役免許の特権を与えられていた(のち、元和六年二月十一日には全石高に特権が拡大されている)。

明石藩領となつた淡河町 元和三年に淡河町の領主であつた姫路藩主池田光政が、因幡国鳥取に転封され、播磨国は領知となった。以後、淡河町は明石藩領として明治の廃藩に至つた。明石藩主は度々交代したが、天和二年二月に入部した松平直明以後定着した。明石藩領となつた淡河町は、姫路藩領時代に引き続き、宿場町として存続した。明石藩主となつた代々の大名は、淡河町の保有していた諸役免許の特権を認めている。

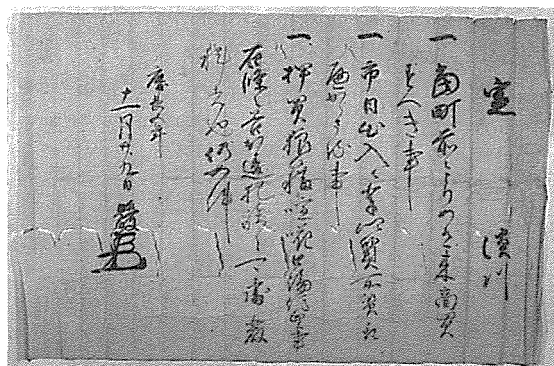


写真 53 池田輝政禁制

表 44 淡 河 中 村 の 概 況

項 目		慶長13年 (1608)	寛永16年 (1639)
村 残 年 口 増 本 隠 居 ・ 下 人 等 馬 牛	高 高	石 966. 227	石 966. 227
	り 免 貢	5 ッ 3 分	5 ッ 2 分
	高 米 石 家 等	531. 425	473. 3913
			年貢高 1 石につき 2 升 年貢高 1 石につき 4 升
			55軒 60軒 11匹 36匹

資料:「村上家文書」

次に、明石藩領となった淡河町の状況について、寛永十六年四月付の「淡河谷中村町書出し写」によってみてみると、表44のようになる。村高は九六六石二斗二升七合であったが、永川成引等の除地を差し引いた残高は、九一〇石三斗六升八合であり、これが年貢賦課の対象となる。免は定免で、五ッ貳分(五二%)であったので、年貢高は四七三石三斗九升一合三勺であった。本年貢以外の納入物としては、口米、舂石(増石)があったが、諸役が免除されているので夫米の上納はしていない。また家数は、本家が五五軒(うち一軒は神主)、隠居・下人等が六〇軒の合計一一五軒であった。そのほかには、馬一一匹、牛三六匹等が記されている。

慶長十三年の免定と比較してみると、村高に変化はなかったが、年貢高は五八石三升三合七勺減少している。これは、村高から除地の分が差し引かれているうえ、免が五ッ三分から五ッ二分に減少しているためであった。

次に、明石藩領時代の淡河町の変遷についてみてみよう(図15)。村高は、正保三年の「播磨国知行高辻郷帳」には、「中村町」として七七二石八斗九升三合とあり、寛永十六年の村高より一九三石三斗三升四合減少している。これは、寛永年間に隣村の下村から編入されていた部分が、再び下村に移されたためであり、

第五節 交通と宿場

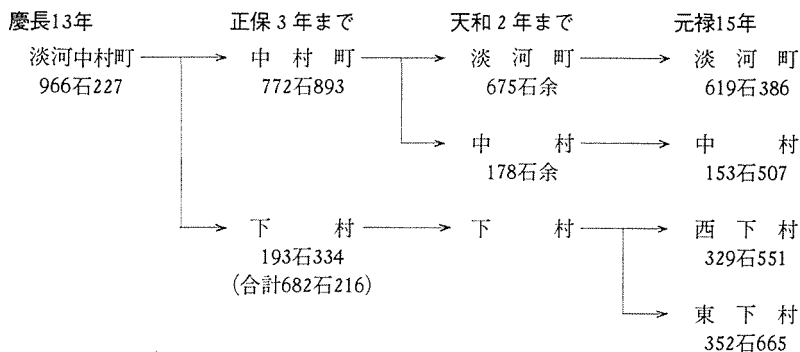


図 15 淡河町区域の変遷

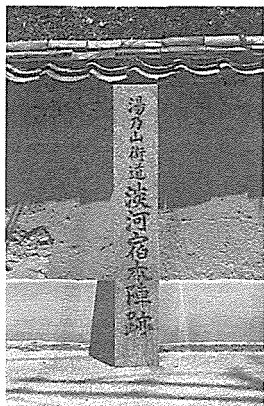


写真 54 淡河宿本陣跡碑

この時に淡河町分の若干部分が同時に下村に編入されているのである。さらに、天和二年の史料によれば、淡河組の中に、「中村一七八石余」と「淡河町六七五石余」と、従来の淡河町分が、再び淡河町と中村とに分村されている。

当時の淡河町の人口を知る史料はなく、少し時代は下るが、享保年間の撰といわれている「明石記」には、淡河町戸数九三軒、人数四四五人、また中村分戸数二四軒、人数一三五人、また、宝暦十年（一七六〇）ごろの史料によれば、家数一二二軒（うち本百姓九三、水呑二九）、人数五三二人と記されている。

このように、明石藩領となった淡河町は、天和二年まで

の間に二度にわたって分村され、淡河町の石高が減少している。このことは、宿場町として淡河町が存続していたけれども、その重要性が低下したため、淡河町の石高が減少していたと考えられよう。すなわち、湯山街道よりは、西宮―兵庫―大蔵谷を経由する山陽道の方が交通路として便利であったため、次第にその街道としての価値を低下させたが、しかし、有馬温泉の湯治客の大半は、この湯山街道を利用していたと思われる。

淡河組大庄 湯山街道の宿場、淡河町は、前述のように豊臣秀吉によって整備されたが、この時に秀吉の屋村上氏 命を受け、宿場町建設に活躍したのが村上喜兵衛であった。この功績により、喜兵衛は庄屋

給として高一〇石が与えられ、淡河組の大庄屋役を勤めるようになった。そして元和七年、明石藩の初代藩主小笠原右近大夫忠真からは、喜兵衛の子息藤左衛門に対して、庄屋給が与えられている。

為庄屋給、高拾石之所出置者也、

元和七年八月三日 (小笠原忠真
(花押))

淡河村
藤左衛門

これと同日付の郡代原与右衛門尉の添書が残されている。

前々々持来ニ付而、其方田地之内高拾石之所被下置候、則御判形被遊候間、可致頂戴候、弥御奉公油断有間敷、為其如此候、以上

元和七年 原与右衛門尉

八月三日 昌徳(花押)

第五節 交通と宿場

淡河町 藤左衛門殿

また、同年十一月十一日付の郡代原与右衛門尉の添書には、「淡河之庄中村之地において、御帳面之外にて、高拾石之御判形下され候間、弥御奉公油断なく申さるべき者也」とあり、八月の文書では持高のうちに一〇石分が免許されていたが、十一月の文書では持高とは別に一〇石が庄屋給として支給されているとみられる。しかし、他の庄屋給の文書をみると、その区別が記載されていないし、正保二年の大久保忠職の奉行人の添書には、「其方持分高之内」とあり、持高のうち一〇石が庄屋給として、代々の領主から年貢諸役が免許されていたと考えられよう。小笠原忠真の時期だけが特例であったと思われる。

また大庄屋役については、表45に示した

表 45 村上家大庄屋勤務の状況

領主名	時期	村上家 村主名	続柄	支配 村数	備考
有馬法印	天正7年(1579)	喜兵衛(1)			
池田三左衛門	慶長5年(1600)	〃		17	
小笠原右近大夫	元和3年(1617)	〃		27	志染庄を含む
松平丹波守	寛永10年(1633)	藤左衛門(2)	喜兵衛惣領	17	
大久保加賀守	寛永16年(1639)	〃		32	小川谷13カ村も5カ年間支配
松平山城守	慶安2年(1649)	〃		19	
松平日向守	万治2年(1659)	喜兵衛(3)	藤左衛門惣領	20	吉川より5カ村、大沢村より請取支配
〃		藤兵衛(4)	喜兵衛倅	22	吉川より2カ村、有安組より請取支配
本多出雲守	延宝7年(1679)	〃		15	吉川7カ村、御蔵入になる
松平若狭守	天和2年(1682)	〃		22	元禄15年12月より20カ村
松平但馬守	元禄14年(1701)	喜兵衛(5)	藤左衛門惣領	20	享保12年まで
〃		喜兵衛(6)	喜兵衛倅	20	延享3年まで
松平左兵衛督	天保1年(1830)	(喜兵衛)			

(注) 当主名欄の()は、村上家当主の代数を示している。

資料:「村上家文書」

ように、淡河町の成立以来延享三年（一七四六）までの約一七〇年間、村上家の当主が大庄屋役を勤めている。その支配村数は、時により若干の差があるが、約二〇カ村を管轄する大庄屋を勤めていたのである。そして以後約八〇年間の空白ののち、天保元年（一八三〇）二月から再び大庄屋役を勤めるようになったことが知られる。

また、同家は、本陣として、淡河宿の中心となっていたと伝えられている。

3 近世海運の展開

近世海運 朱印船貿易を主とする近世初頭の国外海運の目覚ましい発展も、江戸幕府の鎖国政策の結果、**の始まり** まったく途絶えてしまった。これに対し、国内海運は飛躍的に発展し、全国的な沿岸海運網は

近世に入って急速に確立されていった。それはなによりも、幕藩領主の年貢米廻送の必要性を契機に開発されていったといえる。なぜなら、幕藩体制確立の経済的メカニズムは、農民より徴収した年貢米を、主に江戸・上方で換金することにより、幕藩領主の財政が成り立つという仕組みになっていたからで、この取得した貨幣をもって生活に必要な都市の手工業製品購入のために再び投下することで完結した。こうした財政機構が当然年貢米輸送のあり方をも規定したのである。

したがって、幕藩領主経済確立のためには、まず売却する年貢米を大市場である江戸・上方へ輸送する必要がある、幕藩領主にとっては、安価かつ大量に輸送できる手段としての水運、特に長距離の場合の海運を、

いかにして支配下に掌握しておくかが、重要な経済政策の課題であった。これは、幕府はもちろんのこと米どころである奥羽・北陸地方の諸藩にとっても切実な問題であった。

ここに従来の京坂を中心とした北国航路や瀬戸内航路、また近世初頭に開かれた江戸・大坂間航路などを基礎として、日本海と瀬戸内海、さらに瀬戸内海から江戸をつなぐルートや、太平洋岸より江戸ないし大坂をつなぐルートが、「海の道」として一貫した海上航路に統合されてゆく必要があった。これは、領地が各地に散在していた幕府の主導のもとで行われることになり、そうした航路の統合のなかで近世海運の発展がみられたのである。

西廻り海運の この幕府の積極的な期待を担って登場したのが河村瑞賢である。瑞賢はまず寛文十一年
開発と意義 (二六七)に、幕府領となった陸奥の伊達・信夫両郡の御城米を、仙台荒浜から江戸に海

上輸送することに成功した。これが太平洋沿岸を通じて江戸に至る東廻り航路の開発である。ちなみに当時一般に年貢米の廻送を廻米と総称したが、なかでも幕府領の年貢米を江戸または大坂へ廻送するのを御城米積といい、藩の年貢米(蔵米)を大坂の蔵屋敷まで廻送するのを大坂廻米ないし廻米積と称した。

ついで翌寛文十二年には、出羽国最上郡の御城米を酒田から江戸へ廻送し、航海安全確保のために寄港地として図16に示したように、佐渡の小木、能登の福浦、但馬の柴山、石見の温泉津、長門の下関、摂津の大坂、紀伊の大島、伊勢の方座、志摩の安乗、伊豆の下田を指定し、船番所を設けて手代を配置し、さらに沿岸の幕府代官や諸大名に命じて御城米船の監視と保護を加えさせた。

このときの御城米積船には、讃岐の塩飽島、備前の日比浦、摂津の伝法・河辺(神戸)・脇浜の廻船が特に

雇」という新しい方法で幕領米の江戸廻送を実施したことである。この廻船直雇方式は、幕府が直接廻船を雇うことを意味し、それ以前の豪商などによる高率請負料の豪商請負方式にくらべて、比較的安い運賃支出で江戸廻米を実現させ得たのである。海損の処理も、商人荷物にみられる共同海損ではなく、船主（船頭）が運賃請求権を失い、積荷物は幕府の損失となる方法が採られたが、それでも雇船方式が有利であるというの

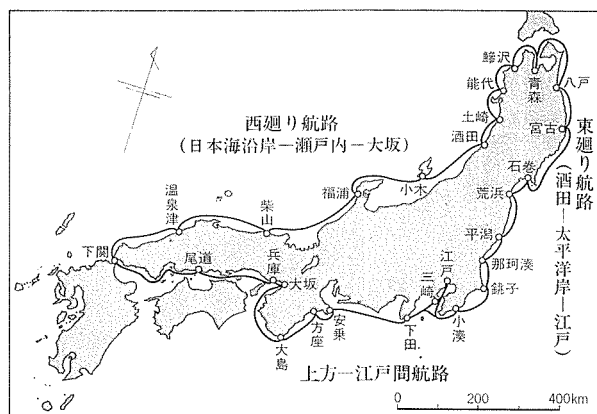


図 16 東廻り・西廻り航路図

選ばれて登用された。近世初頭、すでに兵庫津をひかえて、二ツ茶屋・神戸・脇浜の各浦には大型廻船を有する船持層の存在していたことが確認されるのである。また、これらの御城米船には「官職」（朱の丸）を立てさせ、寄港地の入港税を免除し、岩礁で危険な下関には水先案内船を備え、志摩の鳥羽港口の沖合にある菅島には、毎夜烽火をあげさせて通航廻船の目標とし、海難防止と航海安全につとめたのである。

この東廻り・西廻り海運の完結は、米をはじめ幕藩体制下の各種商品の流通を可能にし、その流通量を一段と拡大してゆくのに大きな役割を演じた。江戸と大坂、それに各藩の外港としての港町の発展、それに対応して各地の風待ち・寄港地の発達、江戸時代の経済を支える大動脈として機能した。

しかも瑞賢のこの海運事業のもう一つの特徴は、「廻船御直

が、瑞賢の判断であった。

このような瑞賢の方策には、海運技術的にも注目すべき点を含み、海運の発達に寄与するところが大きかったが、その意義は、幕府権力を背景に雇船の確保、専用倉庫などの整備のうえに、貨積船を主体とする幕府の廻米機構をつくり出し、江戸廻送航路を定め、江戸および大坂を軸とする幕藩体制に適合的な海運体系を最終的に確立したところにある。そしてこうした海運体系の完結によって、江戸と大坂の経済はもちろん、幕藩体制の流通機構が成り立ったということができよう。

上方・江戸間海 西廻り航路開発以前、上方・江戸間の輸送は、なお主として陸路に依存していたが、重運と菱垣廻船 貨物や大量の輸送には、陸上にくらべて運賃も安い水上輸送、なかでも遠隔地間では海

上輸送が最も適しており、江戸において商品の需要が増大するにつれ、急速に大量輸送を可能とする船舶への依存度が高まっていた。こうして上方・江戸間の海運は、慶長・元和期より次第に発展をみるにいたった。

このような海上輸送の成立にあたって、まず商人や船持の間で海上法規が必要となり、享保十二年（二七二七）に兵庫津の船問屋伝法屋藤右衛門が書きとめた「元和以来船法御定并諸方聞書」によれば、次のように述べ、元和期より海運業の台頭したことを証明している。

元和の頃、徳川家康公日本御治め遊ばされ候、それより以来江戸城に御座遊ばされ候につき、江戸表段々御繁昌、方々より穀物諸色積廻し申す国々では、諸廻船を作り、商人の荷物大廻りと名づけ、積み下し申し候、殊に御城米に商人船を御借り、御米を江戸へ御積取り遊ばされ候につき、海上の定書等、ま

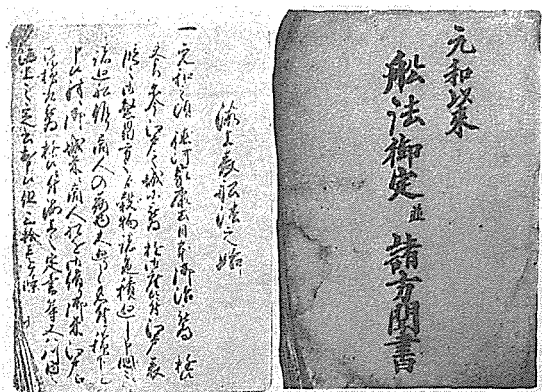


写真 55 「船法御定並諸方聞書」(部分)

たは川内の海上の定書出し申し候

事実、元和二年（一六一六）にはすでに伊豆の下田に船番所が設置されていて、「諸国廻船入津御改奉行」として今村彦兵衛が任命され、江戸入津の御城米船の取締りにあたった。

つづいて泉州界の商人が、大坂から木綿・油・酒・酢・醤油などの日常生活必需品を積み込んで江戸へ廻送した。これが菱垣廻船の濫觴といわれている。これについても前掲の「船法御定并諸方聞書」では

元和年中に、初て泉州界に、江戸え大廻りの集め荷物、酒・醤油支配、そのほか諸色受け込み申す船問屋、初めて二軒出来仕り候、右大廻りの荷物積み申す船、紀州日高船運賃それぞれに相極め、下し申し候、その後大坂にて和泉屋と申す江

戸積船問屋初まり、それより段々出来仕り候問屋、毛馬屋・富田屋・大津屋・荒屋・塩屋

と述べ、界に二軒の廻船問屋ができ、紀伊日高の廻船を借り受けて運送を始め、やがて大坂でも和泉屋と称する江戸積船問屋ができ、つづいて毛馬屋以下の菱垣廻船問屋が成立してきた事情を伝えている。

こうして慶長・元和期に堺商人がはじめた江戸積輸送業務は、寛永期に入って、大坂が全国の商品集散市場としての地位を確立してくるにともない、その中心が次第に大坂に移っていった。すなわち寛永元年（一

六二四)には大坂北浜の泉屋平右衛門が江戸積船問屋を開業し、
 ついで同四年には毛馬屋・富田屋・大津屋・荒(頸)屋・塩屋の五
 軒が同じように江戸積廻船問屋を始め、ここに大坂を根拠とする
 菱垣廻船問屋が成立するのである。もっとも、このうち塩屋は荷
 主中より取り立てた船問屋で、その持船も少ないため摂津脇浜浦
 より雇船して廻船を調達したり、手船不足のときには、この脇浜
 船に菱垣廻船と同様の目印をつけて菱垣廻船仕建てとしたといわ
 れている。菱垣廻船同様の目印とは、廻船の舷側部分(垣立とい
 う)に菱垣に組んだ舷側板を取りつけて、仮菱垣廻船としたので
 あろう。

本来廻船問屋というのは、問屋自身の手船をもって仕建てるの
 であるが、前述の堺商人や塩屋の事例のように、積船には紀伊の
 富田・日高・比井浦や摂津の脇浜・神戸・二ツ茶屋浦などから大型廻船を借り入れて、専ら積荷の集荷と廻
 船仕建業務を行うといった海上運送業者も多かった。したがって近世海運業成立の一つの条件は、運賃を主
 とした賃積船の場合、船持層と廻船問屋がそれぞれ機能的に分化して、商人荷物の輸送にあたった点に求め
 られる。その点で高率請負方式をとった初期豪商の海運経営とはかなり異なっていたといえよう。

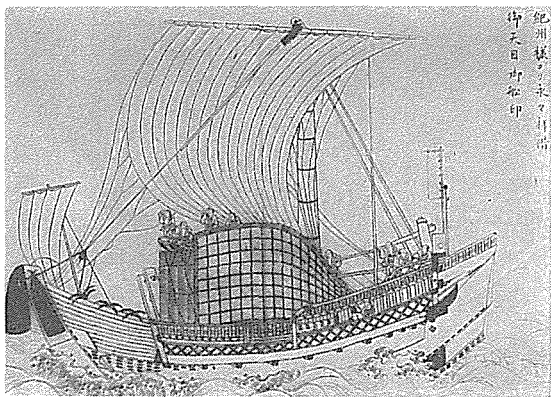


写真 56 菱垣廻船(「油問屋旧記」)

大坂・伝法酒積
問屋と樽廻船

元和五年より始められた菱垣廻船による酒荷輸送は、木綿・油・醬油などの商品との混載という形で行われたが、これとは別に専ら下り酒を積荷とする廻船が仕建てられた。ことについては、「菱垣廻船問屋規録」に次のように記されている。

摂州大坂より下り候酒の義、先年酒式樽をもって馬耄駄と仕り、陸地駄送り仕り候ところ、正保年中摂州伝法村より初めて廻船にて積み下り候節より、右酒荷物そのほか荒荷物積み合せ参り候廻船を引受け、支配仕り候、其の後摂州西宮・兵庫辺よりも、伝法村同様に積み下し候

すなわち正保年中（二六四〇～四八）に、摂津伝法村より下り酒のほかに荒荷（雜貨荷）を積み合わせて廻船が仕建てられたという。しかしこの時にはまだ伝法に廻船問屋はなく、万治元年（一六五八）にいたり、北伝法に最初の廻船問屋である佃屋与治兵衛が開業し、つづいて南伝法にも同じように廻船問屋が開業して、ようやく伝法も大坂安治川とならんで、積所としての廻船問屋が認められることになり、伝法船による江戸積問屋の活動が始められた。

ついで寛文元年、伝法に酒樽専門の積問屋があらわれた。このときまでは大坂安治川の富田屋・大津屋が「ひら荷問屋」と呼ばれて、酒・醬油・油その他の商品を集めて積み出していたが、寛文元年以後、酒樽を専門に積み出す廻船問屋が次々とあらわれて

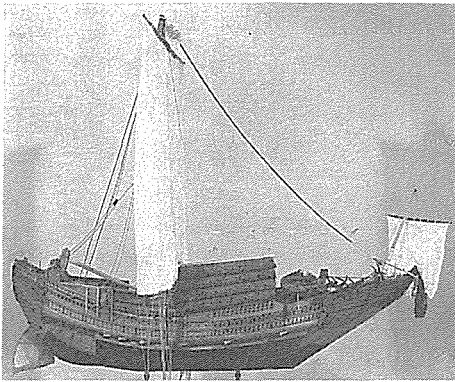


写真 57 樽廻船模型

きた。前述の「船法御定并諸方聞書」には

寛文元年より、大坂・伝法両方に酒（積）問屋初まる。この時まで大坂富田屋・大津屋ひら荷問屋と申し、酒・醬油・油、諸色集め積み出し申され候、伝法船もこの問屋にて荷物仕建て江戸上下仕り候、それ以後伝法において伊丹衆お取立てなされ候問屋

として、以下寛文から元禄期にかけて、中島屋小左衛門・小山屋源左衛門など多数の酒積問屋が伝法と安治川を中心に叢生するにいたった様子を伝えている。時あたかも伊丹を中心とする上方江戸積酒造業の胎動期で、特に伊丹酒造仲間の後援のもとに、酒樽専門の伝法船と積問屋が成立してきたのである。

こうして安治川・伝法に廻船問屋が成立してくると、これに対応して江戸においてもこの種の船積荷物を引き揚げ、荷受けする廻船問屋が必要になってくる。それが銭屋久左衛門・井上重左衛門・利倉屋彦三郎・伝法屋久左衛門・三間久兵衛・井上重次郎の六軒の問屋であった。これら六軒の問屋のうち、銭屋・井上・利倉屋の前記三軒は後の江戸菱垣廻船問屋であり、残り伝法屋・三間・井上の三軒がのちに江戸樽廻船問屋となる。しかし当時はまだ菱垣廻船・樽廻船の区別もなく、上方における江戸積廻船問屋の成立に対応して、江戸での荷受問屋としての機能を果たしていたにすぎなかった。

小早と樽 なおこの寛文元年に伝法積問屋によって仕建てられた伝法船は、後の樽廻船の系譜につながる

廻船 ものであるが、当時は「小早」と呼ばれ、二〇〇石積から三〇〇石積の廻船が多く、せいぜい四〇〇石積ぐらいを大船と唱えて、各廻船問屋で数艘ずつ所有し仕建てていたという。

この「小早」については、後に樽廻船が菱垣廻船を凌駕してゆく事実を照らして、樽廻船の迅速性を、こ



写真 58 灘浜遠景
(『摂津名所図会』)

点では同じである。

ただ菱垣廻船と樽廻船を比較した場合、前者の積荷は油・綿・醬油・塗物・畳表など種々雑多な日常生活物資で、しかもかさ高の荷物が多かったため、船中央部の胴の間に高く積み上げなければならなかった。したがって当然積荷の順序や場所なども、その商品によって上荷、中荷、下荷と定められていたから、それだけ荷役に多くの労力と時間を要した。

これに対し、酒樽を主とした樽廻船の方は、単一規格の四斗樽を積荷とし、しかも積荷場所の制限もなく、主として下積荷物として積み込むため、船着から出帆までの荷役日数が極めて短かった。この点は、水物といわれ迅速性と安全性が要請される酒荷の場合、重要な要因であった。前述の大坂での江戸積商品の混載のなかで、早くも寛文期に伝法で酒樽専用の伝法船とそれを仕建てる積問屋が成立してくる事情の一端も、このような酒積荷物の特殊性にあったといえよう。さらに、

の「小早」が小型で速力も早いという意味に理解し、それが一般的な見解として流布されてきている。しかし樽廻船につながる「小早」が早いというのは、単に船のスピードが早いというのではなく、樽廻船は菱垣廻船に比べて、積荷から艀装して船が出帆するまでの日数が短かったという意味に解すべきである。小早も樽廻船も、はたまた菱垣廻船も船体構造上は同じ舟才型の廻船で、いわば一枚横帆を主とする帆走専用船であるという

大坂菱垣船はかさ高の荷物を積み候故、日和見定めず候では出船仕らず、御当地（江戸）着岸遅くなりがちに御座候処、灘目酒樽船はかさこれなく、御当地至って早く御座候（『西灘村史』）

とあり、また「菱垣廻船申合規定連印帳」のなかでも、

菱垣船は荷嵩に相成り候故、荷打破船等も多く、樽廻船は荷物嵩高にならず、進退宜しく、格別入津も早く、弁理宜しき旨世上にて申し唱え候

と述べ、かさ高に荷物を積みあげるために、天候待ちや荷打ち・破船も多くなりがちな菱垣廻船の不利と、そうでない樽廻船の利点を強調しているのである。

兵庫津の江戸 積問屋の成立 大坂安治川・伝法について、兵庫津において初めて江戸への酒積出しを行ったのは北風彦太郎で、後に禪門西遊と号した。「船法御定并諸方聞書」によれば、鴻池家の祖の新右衛

門がまだ徒歩で馬背に酒樽を付けて江戸へ駄送していた時分に、すでに彦太郎は三艘の船を所有していたので、手酒を手船で江戸へ積み下すことは容易なことと思うがなぜそうしないのかと話したというのである。彦太郎は新右衛門から、江戸へ積み送った下り酒が、元付六両ぐらいで、江戸での売仕切値段は五五両から六〇両にはなることを聞き、なお手船での江戸航海は無理とみて、堺の船で江戸へ積み下すことにしたという。

こうして堺仕建の廻船が、兵庫島上町の堺屋孫左衛門方に立ち寄り、兵庫津から酒樽を積み込み、江戸に廻送したのがそもその江戸積みの始まりで、最初は一〇〇樽から六〇〇樽ぐらいの数量であった。その年代はおおよそ寛永末年か、明暦年間の頃と推定される。話の内容に誇張があるにせよ、まずもって堺の船問屋仕

表 46 仕建廻船と兵庫津積問屋

仕 建 廻 船			兵庫津積問屋		
堺		船	北 風 彦 太 郎	孫左衛門	
伝		法 船	堺 屋 壺 弥右衛門		
大 坂	富 田	屋 船	北 風 五郎兵衛		
大 坂	大 津	屋 船	島 屋 仁右衛門		
大 坂	桑 名	屋 船	壺 屋 弥右衛門		
大 坂	小 堀	屋 船	網干屋	長左衛門	
大 坂	塩 屋	船	直島屋	十左衛門	
大 坂	海 部	屋 船	(湊屋重左衛門積)		
大 坂	杣 屋	船	海部屋掃部右衛門		
			(升屋三右衛門積)		

資料：『海史史料叢書』1

建の廻船が兵庫へも立ち寄って、酒を積み下したことが確認できるのである。

やがて伝法にも酒樽積問屋ができ、兵庫南浜の壺屋弥右衛門方に伝法船が立ち寄った際には、その船に依頼して江戸積酒を積み下すようになった。しかし伝法船の主な荷主は伊丹の酒造家であり、伊丹酒造仲間が兵庫の北風に対して、兵庫で積み下す伝法船の船足や諸道具の点検を依頼してきた。このことは、伊丹酒造仲間が伝法廻船問屋に対し

て船あらためを要請できるほど、まだ廻船支配の体制が確立していなかったことを象徴している。そこで北風が伝法船の船あらためを兵庫で行うこととし、船足七寸、水主一人に三八駄ずつの積荷規制をし、船は新造八年までか、さもなければ釘貫（新造後八年を経過して行う大作事のこと）三年より一年までとする取決めがなされた。これが万治年間のことで、北風は伊丹酒造家と結託して、酒樽積船の兵庫への寄港と、兵庫の廻船問屋の成立を図ったのである。そのため一時は伝法廻船問屋と伊丹酒造仲間との対立がみられた。

寛文年間には伝法船が目覚ましい活躍をみせ、酒樽積出しのために兵庫に頻繁に寄港するようになった。そのため兵庫では北風五郎兵衛が初めて江戸酒積廻船問屋を開業し、つづいて同じように積問屋を営む者があらわれた。しかしもともと兵庫の廻船問屋は廻船仕建の積所としての特権をもっていなかったもので、表46に示したように、大坂・菱垣廻船問屋の富田屋・大津屋・小堀屋・塩屋などの仕建廻船を利用して、酒荷の輸

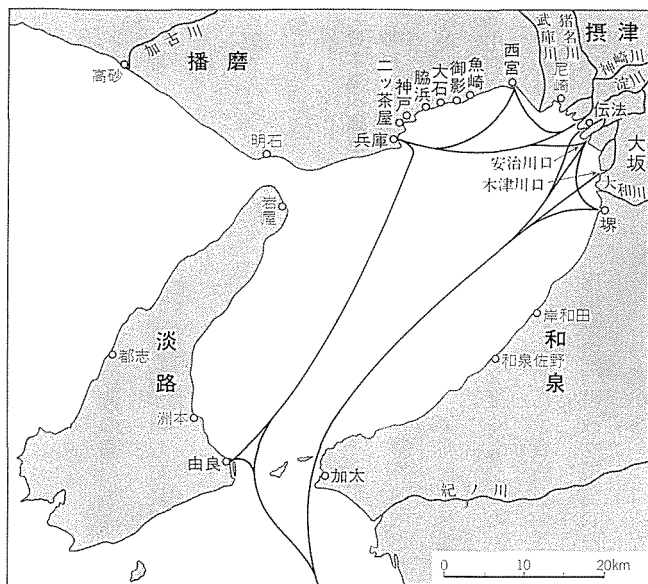


図 17 大阪湾要図

送を行わなければならなかった。これが寛文八年以降のことである。そして大津屋仕建の廻船には兵庫の壺屋弥右衛門が酒荷積入れの世話をし、以下こうした兵庫津の積問屋は島屋、網干屋、直島屋、海部屋が積荷業務を引き受けた。このようにして大坂菱垣廻船問屋仕建廻船と、兵庫の廻船問屋との結びつきができてくるのである。この意味では、兵庫津廻船問屋は大坂菱垣廻船問屋の差配下に系列化されていたが、これも兵庫津に廻船仕建の積所としての特権が認められていなかったためであった。

また大坂を出帆する菱垣廻船が江戸へ下るには、そのまま紀州路へ南下するコースと、ひとまず兵庫に立ち寄って積荷する場合のように、淡路寄りを南下し紀伊水道に出るコースとがあった。気象条件によっては直接南下するより、兵庫に寄って淡路寄りのコースをとり、そこから紀伊水道を南下する方が安全な場合もあった。菱垣廻船が兵庫に寄港する契機の一つはその点にもあった。これについて当時の航海上の案内書である『増補日本汐路之記』にも

兵庫は上下ともよき大湊なり。これより紀州海へは中西あなげ（西北の風）にて走る。兵庫より淡路岩家瀬戸まで五里の間は、西海筋瀬戸内の口なり、淡路の地方を乗り、由良の湊は南の鼻なり。（中略）江戸通ひの廻船、加田の瀬戸か西の渡の瀬戸かは、是非通る難所なり。面棍の方は淡路由良の湊に近し。取棍の方は紀州加田に近し。大坂出帆して泉州路を下る船も、兵庫より淡路の地方を下る船も、加田の沖にては航路一所なり。

と記されている。こうして大坂出帆の菱垣廻船の多くは兵庫津―淡路由良のコースをとって紀伊水道を南下していった。

日本海へ進出する脇浜・中世以来の港町・兵庫津を支える船持層は、その東につながる二ツ茶屋・神戸・神戸・二ツ茶屋浦の船持 脇浜の各浦に存在していた。いずれも当時としては比較的大型の廻船を所持して、

海運に活躍していた。前述の寛文十二年河村瑞賢による西廻り航路の開発のとき、御城米積船として幕府に徴用された廻送船のなかに、有名な讃岐塩飽島の塩飽廻船や摂津伝法船とならんで、河辺（神戸）・脇浜の廻船があった。当時すでに七〇〇石から千石積の大型船であったと推測される。

さらに時代は下るが、出羽酒田の町政を担当した町役人が、月当番で書きとめた公用記録「御用帳」のなかにも、二ツ茶屋浦の船持たちの名があがっている。正徳六（享保元）年（一七一六）から享保五年までの第一巻では、上方から酒田へ来た廻船として播磨的形浦・魚崎・佐越・高砂、摂津大坂・伝法、それに和泉佐野、讃岐塩飽牛島浦などの廻船にまじって、特に二ツ茶屋が顕著である。なかでも享保三年の「川之内痛舟之覚」では、太兵衛船（二六人乗）、西平船（二六人乗）、利兵衛船（二四人乗）、伊太夫船（一五人乗）、新兵衛船（二五人乗）

第五節 交通と宿場

表 47 但馬今子浦入津の摂津廻船（享保4～11年(1719～26)）（単位：艘）

乗組人数	大坂	伝法	西宮	御影	ニツ茶屋	脇浜	神戸	合計
8人乗	1							1
9	2							2
10				1				1
11	5							5
12	4				1			5
13	6			1	4	2	5	18
14	4				18	2	6	30
15	3		2		15	6	4	30
16	6	2			1	1	1	11
17	1				2			3
合計	32	2	2	2	41	11	16	106

資料：柚木学『近世海運史の研究』

が、遭難して酒田の港に入り修復している。

また同じ頃、但馬柴山の近くにある今子浦の入船記録では、享保四年より十一年までの八か年間に、入津した諸国廻船は四八七艘で、その船籍地は、北は秋田、南部から、北陸、山陰、山陽、四国、九州の西日本をほとんど網羅していて、その広がりが目ざされる。そのなかで入津船の多いのは、摂津ニツ茶屋浦四一艘、和泉佐野浦三五艘、摂津大坂三二艘、讃岐宇多津浦二〇艘、越前浜坂二〇艘などで、神戸浦一六艘、脇浜一艘とともに、ニツ茶屋浦の廻船が群を抜いて多く入港していることがわかる。

いまこの摂津分を表示したのが表47で、大坂・ニツ茶屋・脇浜・神戸の廻船はほとんど一三人乗以上であり、これを積石数・帆反数に換算して船の規模をあらわすと、一三人乗で八〇〇石・二〇反前後であり、ニツ茶屋浦の一七人乗の太兵衛船（享保四年五月二十日入津）・多右衛門船（船頭市郎兵衛・享保四年六月十六日入津）は、いずれも一二〇〇石ないし一三〇〇石積で二五反帆の大型廻船であったことが確

認できる。そしてこのような大型廻船が御城米積船、廻米船として雇船されたのであろうし、日本海各地へ進出航行して活躍していたのである。

同時期享保十九年の尼崎藩の調査によっても、廻船は、二ツ茶屋浦が九四艘で最も多く、それにつづいて御影浦(三七艘)・神戸浦(四四艘)が多い。なかでも有力な船持層としては、二ツ茶屋・神戸浦の井筒屋又兵衛・茶屋八郎兵衛・木屋市郎兵衛・俵屋孫三郎が注目される。